

金沢城の三御門

—河北門・橋爪門・石川門—

金沢城史料叢書11

金沢城の三御門 —河北門・橋爪門・石川門—

—〇一〇

2010年3月

石川県金沢城調査研究所

石川県金沢城調査研究所



1. 石川門（国重要文化財） 全景 兼六園側より



2. 石川門 正面 石川橋より



3. 石川門 二の門 桧形内より



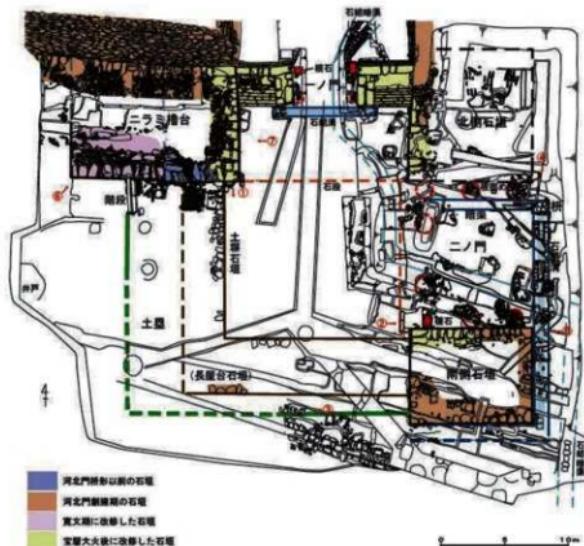
4. 復元 橋爪門 全景 三の丸広場より



5. 橋爪門 門内及び石川門遠望 橋爪櫓（橋爪門続櫓）より

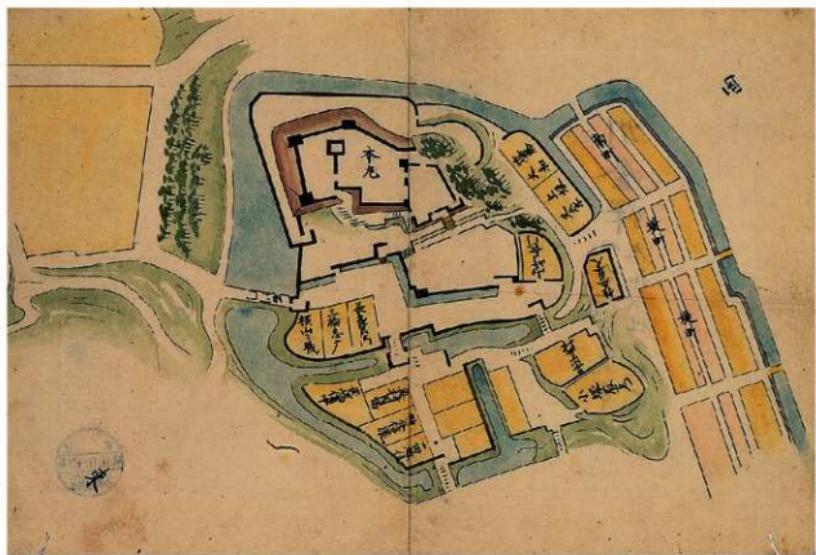


6. 復元 河北門 桁形内 ニラミ檣台石段より

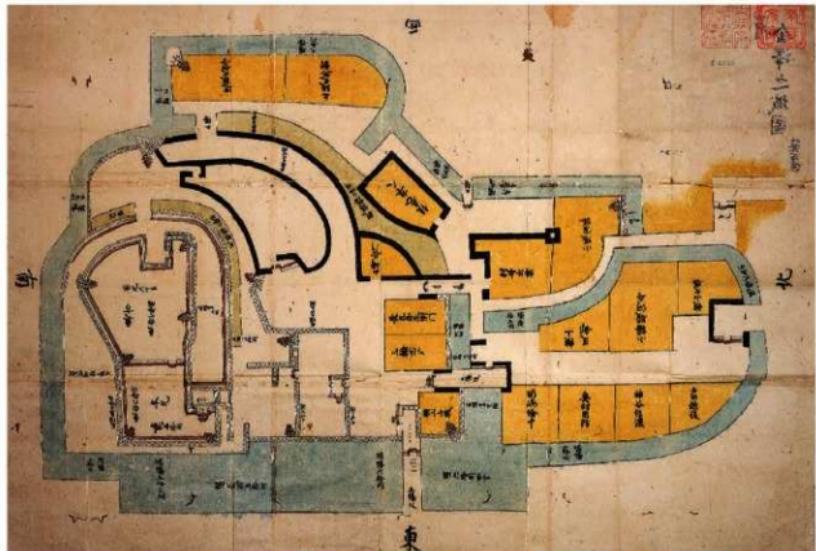


7. 河北門 遺構図

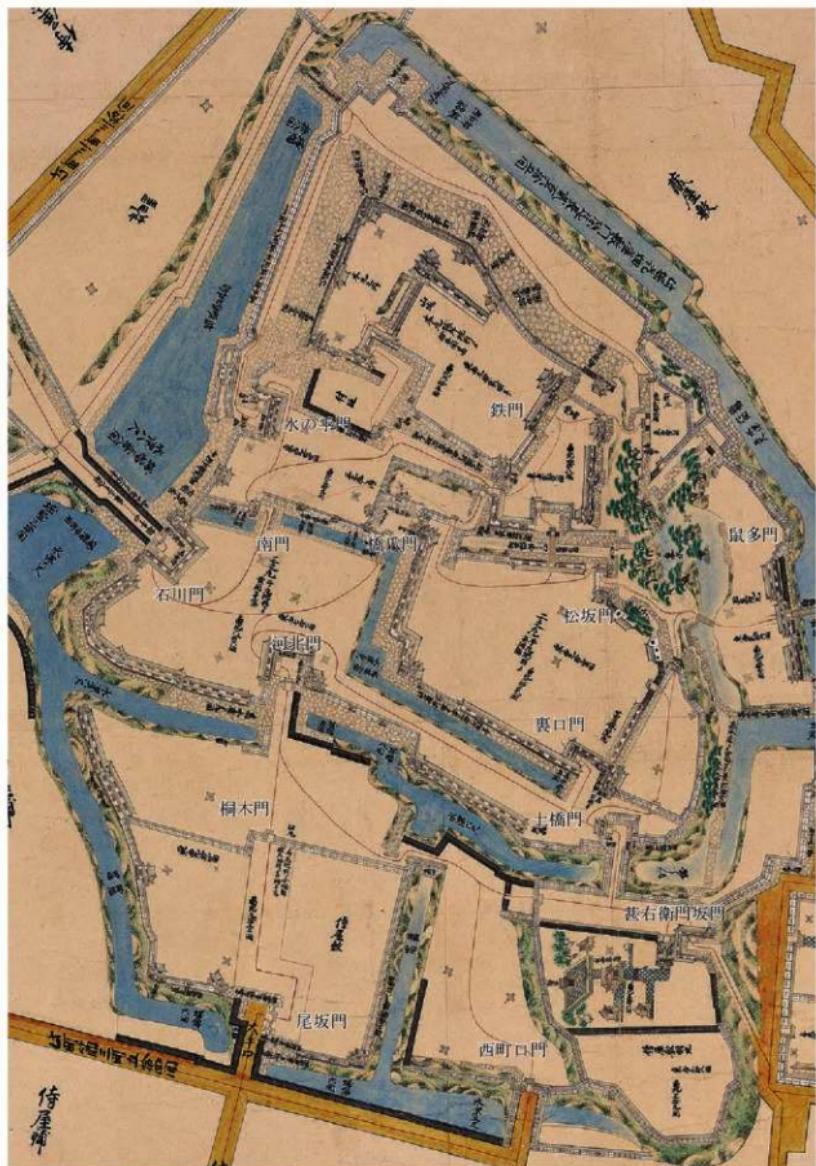
「金沢城調査研究パンフレット7」より



8. 「加州金沢城図」（有沢系慶長古図）　金沢市立玉川図書館蔵

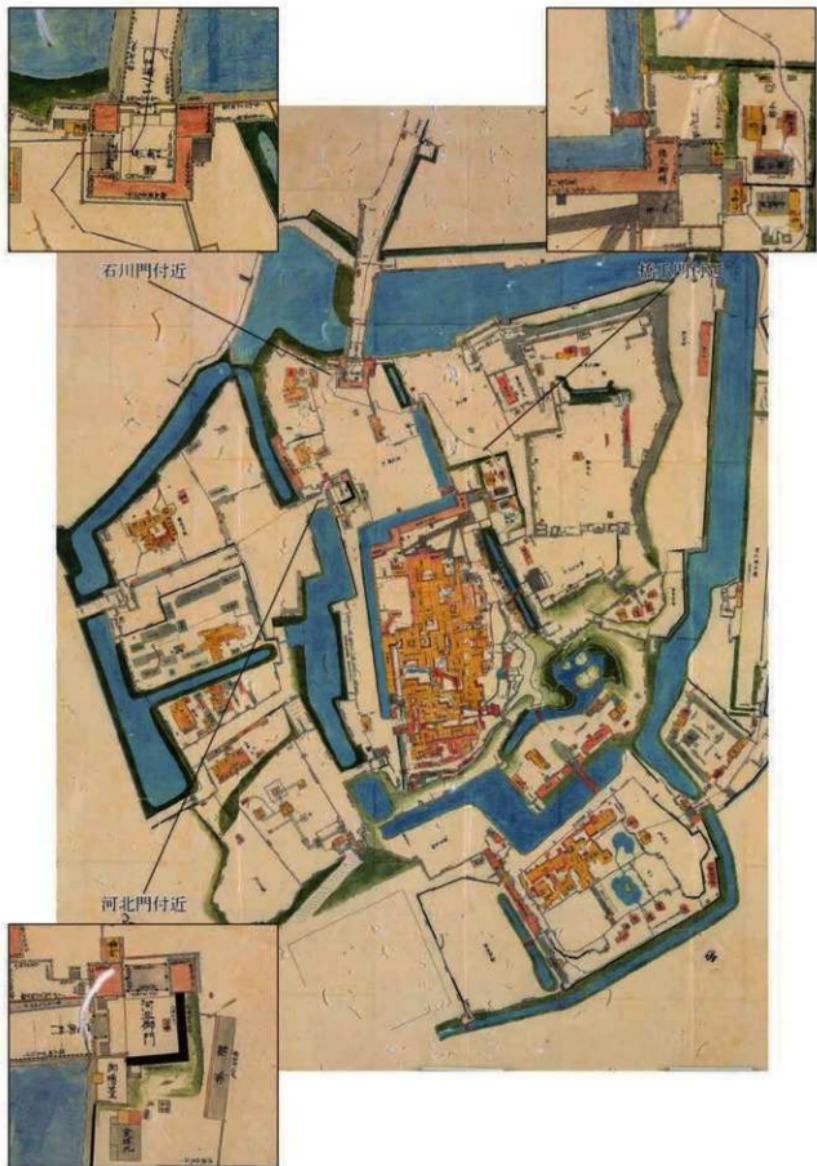


9. 「加州金沢之城図」（主図合結記系慶長古図）　東京大学総合図書館蔵



10. 「加賀国金沢之図」(寛文 8年図 城主要部) 金沢市立玉川図書館蔵

11. 「金沢城内絵図」 滋賀県立安土城考古博物館蔵



12. 「御城中毫分碁絵図」 横山隆昭家藏

刊行にあたって

石川門は昭和25年に国の重要文化財となりましたが、それから60年目となります。また旧国宝に指定された昭和10年から数えると75年目となります。石川門にとって節目にあたる年に、石川門はじめ三つの城門に関する調査研究の成果を公刊できることは、意義深いことだと思います。

平成20年6月に、金沢城跡が国史跡に指定され、金沢城の文化財としての価値はゆるぎないものとなりました。今日においても、金沢城と言えばこの白亜の石川門をイメージする人は多く、石川門は、金沢城を代表する遺構と言えましょう。

石川県金沢城調査研究所では、平成18年度から石川門を含む金沢城の城門に関する総合的調査に着手しております。この事業では、考古学、歴史学、建築史学、それぞれの立場から総合的な調査を進め、城内各所に存在した城門の姿や、その変遷、使われ方等の解明に努めてきました。本書は、これまで4年間の調査成果を、中間報告としてまとめたものです。

本書では、石川門に関する基本資料を多く載せておりますが、これは現在進めている附属太鼓塀等の解体修理工事に伴う調査の中で、多くの関係資料が確認されたためであります。これに加え、本年春、復元工事が完了する河北門について最新の調査成果を要約し紹介しました。さらに橋爪門については、これまで周知されている資料を中心に掲載し、今後の調査に備えることにしました。本書の内容は、今後の調査研究に生かせるものだと思います。

河北門、橋爪門、石川門は金沢城内で最も重視され、「三御門」と呼ばれました。そこで、こうした歴史的経緯を踏まえ、本書のタイトルは「金沢城の三御門—河北門・橋爪門・石川門—」としましたが、今後は、三御門以外の城門についても視野を広げ、調査を進めるべきだと考えています。

本書が、金沢城の城門の歴史解明だけでなく、城跡の保存と活用に資するとともに、広く近世城郭の研究等に役立つことを願っております。

平成22年3月

石川県金沢城調査研究所
所長 北垣 聰一郎

凡 例

一、この報告書は「城門に関する総合的調査」の研究課題のうち「金沢城三御門の調査研究」に関する成果報告である。金沢城の三御門とは、石川門・河北門・橋爪門のことであり。平成18年度に着手した重要文化財石川門の太鼓扉等解体修理工事や河北門復元整備事業と平行して行った、金沢城調査研究所による三御門に関する資料調査の報告書という性格ももつ。その意図するところは、石川門解体修理工事および河北門復元整備事業が円滑に進むよう連携協力すると同時に、金沢城調査研究所独自の課題である金沢城の総合調査や価値解明を促進することにあった。これまでの建造物調査や絵図・文献調査を通して、多くの知見を共有できたが、とくに石川門に關する重要な基礎資料を多く得たので、本書では以下のとく石川門関係の基礎資料を中心に収録することにした。

一、本書の構成は、「第1章 金沢城の概要」につづき「第2章 金沢城三御門の変遷と概要」の項目をおき、河北門・橋爪門・石川門の來歴や建造物としての特徴、城門としての意義を、これまでの調査研究を総括するかたちでまとめた。第3・4章は、いわば資料編である。

一、「第3章 石川門の解体修理工事関係資料」では、昭和28～34年に行われた石川門解体修理工事に係る未刊の修理工事報告書稿本および工事中の写真、ガラス乾板写真、図面類を、文化庁や奈良文化財研究所の協力により掲載した。さらに、今回の修理工事に付随して実施した右方太鼓扉の控柱跡の発掘調査概報（遺構編のみ）も掲載した。この調査は控柱を旧状に戻すため実施した確認調査であり、調査の中間報告として掲載するものである。いずれも今後の調査研究の基礎資料として益する所が大きいと考え、掲載するものである。「第4章 三御門に関する文献史料」では、三御門に関する主な文献史料を掲載した。

一、河北門の復元整備と併せて実施した埋蔵文化財調査の結果は別途、発掘調査報告書が刊行される。この調査と平行して実施した絵図・文献調査で掌握した資料については、研究紀要『金沢城研究』第5号に、所見とともに掲載したので詳細はそれに譲り、要点のみ「第2章 金沢城三御門の変遷と概要」の中に掲げた。また三御門に関する絵図リストは、『金沢城史料叢書6 金沢城全城図と三御門 絵図でみる金沢城』でリストアップしたものを再掲した。

一、橋爪門に関しては、すでに一の門・続櫓が平成13年に復元整備され、平成14年度に工事報告書が刊行されている。そこで、これを補足するかたちで若干の所見を「第2章 金沢城三御門の変遷と概要」の中でふれ、平成22年度以後に予定される橋爪門の復元整備事業に備えた。橋爪門については、来年度以後も資料調査をすめることとなる。

一、本書の編集・執筆は主に正見 泰があたり、木越隆三が補助した。監修は金沢城調査研究委員会の中村利則委員が、同調査研究建造物専門委員会の諸氏とともに行った。なお、発掘調査概報については北川晴夫が執筆した。

一、この間の調査活動には、金沢城調査研究建造物専門委員会の委員諸氏も参加し、多くの助言を得た。また石川門解体修理工事や河北門復元整備工事の設計監理を担当した文化財建造物保存技術協会の担当者である向井 淳氏、森田 守氏からも教示を得るとともに調査に協力していただいた。そのほか下記の資料所蔵者などの協力を得たので、銘記し感謝申し上げたい。

〔協力者等(敬称略)〕

五味 盛重、河田 克博、蘿 和善、増田 達男、吉田 純一、池田 仁子、石野 友康

〔資料提供者(敬称略)〕

金沢市立玉川図書館、東京大学総合図書館、金沢大学附属図書館、安土城考古博物館、

横山 隆昭、大友 佐俊、文化財建造物保存技術協会、石川県立図書館

金沢城史料叢書 11

金沢城の三御門－河北門・橋爪門・石川門－

カラーポスト

刊行にあたって

凡例

目次

図版リスト

第1章 金沢城の概要

(1) 金沢城の規模と曲輪構成	1
(2) 金沢城の歴史	2

第2章 金沢城三御門の変遷と概要

(1) 河北門の概要	5
(2) 橋爪門の概要	10
(3) 石川門の概要	11
○ 江戸時代の姿	18
○ 戦前の古写真	19

第3章 石川門の解体修理工事関係資料

(1) 金沢城石川門附属右方太鼓塀の発掘調査概要報告 (平成19～20年の解体修理工事に係る埋文調査の記録)	25
(2) 金沢城石川門保存修理工事(昭和28～34年)の記録	
1 工事記録写真	43
2 石川門ガラス乾板写真	84
3 石川門保存図	90
4 工事記録「報告書稿本」	158 ^(二)

第4章 三御門に関する文献史料

・附 三御門絵図リスト	160 ^(二)
-------------	--------------------

図版リスト

カラーポーチ

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ・1. 石川門 全景(現況写真) | 石川県金沢城調査研究所 |
| ・2. 石川門 正面(現況写真) | 石川県金沢城調査研究所 |
| ・3. 石川門 二の門(現況写真) | 石川県金沢城調査研究所 |
| ・4. 橋爪門 全景(現況写真) | 石川県金沢城調査研究所 |
| ・5. 橋爪門 門内(現況写真) | 石川県金沢城調査研究所 |
| ・6. 河北門 桁形内(現況写真) | 石川県金沢城調査研究所 |
| ・7. 河北門遺構図 | 石川県金沢城調査研究所 |
| ・8. 「加州金沢城図」(有沢系慶長古図) | 金沢市立玉川図書館蔵 |
| ・9. 「加州金沢之城図」(主圖合結記系慶長古図) | 東京大学総合図書館蔵 |
| ・10. 「加賀国金沢之図」(寛文8年図) | 金沢市立玉川図書館蔵 |
| ・11. 「金沢城内図」 | 滋賀県立安土城考古博物館蔵 |
| ・12. 「御城中老分基絵図」 | 横山隆昭蔵 |

第1章

- ・図1 金沢城の曲輪配置図(江戸前期) 山本栄三(石川県金沢城調査研究所で加筆)

第2章

- | | |
|---------------------------------------|--------------------|
| ・図1～11 江戸時代の姿(『加州金沢御城來因略記』石川県立図書館蔵より) | |
| ・写真1 石川門 全景(大友佐俊蔵) | ・写真2 石川門 全景(個人蔵) |
| ・写真3 石川門 全景(金沢大学附属図書館蔵) | ・写真4 石川門 全景(研究所保管) |
| ・写真5 石川門 主要部(研究所保管) | |
| ・写真6 橋爪門 全景(金沢大学附属図書館蔵) | |
| ・写真7 橋爪門 主要部(金沢大学附属図書館蔵) | |
| ・写真8 河北門 二の門 全景(金沢大学附属図書館蔵) | |
| ・写真9 河北門 二の門 部分(金沢大学附属図書館蔵) | |

第3章

(1) 金沢城石川門附属右方太鼓壠の発掘調査概要報告

(図2・3を除き、石川県金沢城調査研究所作成)

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ・図1 調査区位置図 | ・図2 太鼓壠の図面(『造作弁図解』金沢市立図書館蔵より) |
| ・図3 附属右方太鼓壠断面図(文化財建物保存技術協会原図) | ・写真 調査前の右方太鼓壠 |
| ・写真 控柱掘方(11点) | ・図4 5-68区半截土層断面 |
| ・写真 半截土層断面等(7点) | ・図5 第1調査区遺構平面 |
| ・図8 2-25区半截土層断面 | ・図6 1-9区半截土層断面 |
| ・写真 完掘状況等(2点) | ・図7 1-10区半截土層断面 |
| ・図12 第5調査区遺構平面(写真共) | ・図9 第4調査区遺構平面(写真共) |
| ・図13 近世遺構(A1、A2、B1)断面の模式図 | ・図10 4-51区半截土層断面 |
| ・図14 控柱抜取痕の河原石模式図(写真共) | ・図11 4-58区半截土層断面 |

(2)1 工事記録写真(国(文化庁)保管)

- ・写真 1.1~24 表門 修理前
- ・写真 1.44 表門 墨書
- ・写真 1.45~46 表門太鼓扉 修理前
- ・写真 1.56 表門太鼓扉 出土遺物
- ・写真 1.57~63 檜 修理前
- ・写真 1.89~99 檜 修理後
- ・写真 1.100~104 長屋 修理前
- ・写真 1.139~162 多門 修理前
- ・写真 1.247~248 多門 墨書
- ・写真 1.250~272 多門 修理後
- ・写真 1.273~283 右方太鼓扉 修理前
- ・写真 1.309~313 右方太鼓扉 墨書
- ・写真 1.314~324 左方太鼓扉 修理前
- ・写真 1.327 水ノ手門 修理前
- ・写真 1.25~4 全景
- ・写真 2.9 一の門
- ・写真 2.25 長屋
- ・写真 2.28~29 附属左方太鼓扉
- ・写真 2.1~4 全景
- ・写真 2.9 一の門
- ・写真 2.25 長屋
- ・写真 2.28~29 附属左方太鼓扉
- ・写真 2.5~7 主要部
- ・写真 2.10~18 二の門
- ・写真 2.26~27 附属右方太鼓扉
- ・写真 2.30~31 水の手門
- ・写真 1.47~55 表門太鼓扉 解体中
- ・写真 1.64~88 檜 解体中
- ・写真 1.105~138 長屋 解体中
- ・写真 1.163~246 多門 解体中
- ・写真 1.249 多門 修理中
- ・写真 1.284~308 右方太鼓扉 解体中
- ・写真 1.325~326 左方太鼓扉 解体中
- ・写真 1.328 水ノ手門 解体中

(2)2 石川門ガラス乾板写真(奈良文化財研究所保管)

- ・写真 2.5~7 主要部
- ・写真 2.10~18 二の門
- ・写真 2.26~27 附属右方太鼓扉
- ・写真 2.30~31 水の手門
- ・写真 2.8 桧形
- ・写真 2.19~24 檜
- ・写真 2.32 棟札

(2)3 石川門保存図(国(文化庁)保管)

- ・図 1 石川門・附属太鼓扉 平面図
- ・図 3 東立面
- ・図 7 小屋伏図
- ・図 9 表門・太鼓扉 東立面
- ・図 11 表門・太鼓扉 南立面
- ・図 12 表門・太鼓扉 断面図
- ・図 15 表門 屋根伏図
- ・図 16 檜門 一階平面図
- ・図 18 檜門 一階門立面図
- ・図 20 檜門・檜 小屋組詳細図
- ・図 22 続檜 断面図・開口部詳細図
- ・図 23 石川檜 一階平面図
- ・図 25 石川檜 東立面図
- ・図 27 石川檜 南立面図
- ・図 29 石川檜 東西断面図
- ・図 31 石川檜 屋根伏図
- ・図 33~36 石川檜 屋根詳細図
- ・図 2 石川門 一階平面図
- ・図 4 北立面
- ・図 5 西立面
- ・図 8 表門・太鼓扉 平面図
- ・図 10 表門・太鼓扉 西立面
- ・図 13 表門 断面図
- ・図 17 檜門 梁行断面図
- ・図 19 檜門 出窓詳細図
- ・図 21 檜門 屋根詳細図
- ・図 24 石川檜 二階平面図
- ・図 26 石川檜 北立面図
- ・図 28 石川檜 西立面図
- ・図 30 石川檜 南北断面図
- ・図 32 石川檜 詳細図

第1章 金沢城の概要

(1) 金沢城の規模と曲輪構成

金沢市の中心にある金沢城跡は、犀川と浅野川にはさまれた小立野台地先端に位置する平山城（標高60～35m）である。その面積は約30ha（9万坪）に及ぶが、102万石という石高からみると決して大きくな。

金沢城の外側は、大手堀・いもり堀・百間（蓮池）堀・白鳥堀という、四つの外堀で囲繞され、石川橋～薪丸の東西長さは約500m、車橋～藤右衛門丸の南北長さは約760mを測る。堀の内部は、本丸・東ノ丸・二ノ丸・三ノ丸・新丸・玉泉院丸・北ノ丸・薪丸などの曲輪で構成され、本書が考察対象とする河北門・石川門は、三ノ丸の正門と搦め手門にあたり、橋爪門は二ノ丸の正門にあたる。城内には、このほか、大手門として尾坂門があり、西町口門とともに新丸を代表する城門であった。三ノ丸には河北門・石川門のほかに土橋門などがあり、二ノ丸には橋爪門のほか裏口門・松坂門・切手門・敷寄屋唐門などがあった。また鶴ノ丸には水ノ手門・南門があり、本丸には鉄門はじめ東ノ丸付段門などがあった。つまり、曲輪と曲輪の間をつなぐ要衝に城門が置かれ、城の防備を固めるものが城門であり、重要な門は舟形の構えをもち、櫓や足輕番所を併置していた。城内の門の数は数え方によつて異なるが、約30とされる。このうち通行時の制限が厳しく、また城の防備上でも要衝とされた城門が河北門・石川門・橋爪門であり、しばしば「三御門」と呼ばれた⁽¹⁾。

二ノ丸御殿に居住する藩主は、二ノ丸の正門である橋爪門と三ノ丸の正門である河北門、新丸の尾坂門（大手門）を通行し、参勤交代はじめ正式な外出に出た。臣僚たちが登城するときの基本的な出入り口は石川門と河北門であり、三ノ丸に入るときは、とくに厳しい制限がかかった。二ノ丸の出入りは、三ノ丸以上に厳しい制限があり、本丸になると特定の者しか出入りが許されなかつた⁽²⁾。したがって、三ノ丸の東と北にある石川門・河北門それに二ノ丸正門の橋爪門は、藩主の立場からみて最も重要な門であった。

そのことは、後述の門の様式や規模からも明確に窺える。

四つの外堀の外側には、金谷出丸（現在の尾山神社付近）、河内丸（現在の兼六園付近）、堂形（しいのき迎賓館付近）と呼ばれる外郭が配置されていた。それぞれの利用形態は、時代により変化がある。金谷出丸は当初、馬場・御文庫などに利用され、幕府に提出した絵図では「御花

表1 金沢城の主な城門一覧

曲輪	主な城門（曲輪境など要衝に位置する城門）	城内諸門（絵図・記録にみえる諸門）
本丸・東ノ丸	鉄門・埋門・東ノ丸境入口門・東丸附段門・東ノ丸唐門・新埋門・本丸二ノ丸間坂之上門	鉄門・東御丸江通り御門・御貯土蔵・統括御門・埋御門・薪丸江下口御櫓左右之門・薪丸御門・小口御門・桐之木御門・堀之内御門・新御門・棒木御門・水ノ手御門・東御丸附連御門・店御門・申酉御櫓下隠御門・稲荷屋敷入口御門・内車塗御門
鶴ノ丸	水ノ手門・南門（鶴ノ丸門）	
花畠・薪丸（本丸下）	稲荷屋敷入口門・車橋門・薪丸入口門	
二の丸	橋爪門・松坂門・裏口門・切手門・御敷寄屋唐門・極楽橋門	極乐一之御門・同二之御門・五疋建御殿御門・役所から堀へ出ル御門・唐御門・游台所口御門・タスキ御門・埋御門・松坂御門・裏口御門・切手御門・御敷寄屋唐御門
三の丸	河北門・石川門・土橋門	河北一之御門・同二之御門・石川御門・石川一之御門・南御門・諸方所入口御門・河北御門・越後屋敷御門・桐之木御門・御作事所御門・会所御長屋御門・西丁御門・藤右衛門御門
北の丸	御宮坂門・甚右衛門坂門	尾坂御門・越後屋敷御門・桐之木御門・御作事所御門・会所御長屋御門・西丁御門・藤右衛門御門
新丸	尾坂門・西丁口門・桐ノ木門	鼠多門・切手御門・不明御門・七拾間御長屋御門・松原屋敷石垣角櫓御門
玉泉院丸等	鼠多門	金谷門・金谷外御門・御厩御門・御鳥居方御門・堂形江之御門
金谷出丸等	金谷門・七拾間門・丹後屋敷入口門・不明門	

・主な城門は『加州金沢御城來因略記』による

・城内諸門は『金沢城跡』(石川県教育委員会 1993) の所収表 (29 頁: 典範は金城深秘錄) による

烟」と書かれたが、中期以後、藩主の隠居御殿（金谷御殿）や子弟・側室などの御殿として利用され、明治維新後は尾山神社の社地となった。金谷出丸の入り口は、当初堂形側にあり金谷門が置かれたが、江戸中期に御殿が建設されると北側の七十間長屋などにも門が置かれ、城との通路は玉泉院丸の鼠多橋を通って行き来した。

兼六園付近は、江戸初期には河内丸と呼ばれ奥村河内や横山家・本多家などの重臣屋敷が置かれたが、延宝4年（1676）に蓮池堀脇の一角、作事所跡に5代藩主綱紀によって蓮池庭が置かれた。これが兼六園の濫觴とされ、元禄9年（1696）には、その背後にあった武家地を移転させ防火用空間とした。その後、この防火用の空間は寛政4年から藩の文武学校（明倫堂・経武館）として利用され（1792～1822）、文政5年（1822）には12代藩主齊広の隠居御殿（竹沢御殿）が造営された。齊広死後、竹沢御殿は漸次撤去され竹沢御庭として利用され、蓮池庭との一体化がすすみ、明治初年までに「兼六園」と呼ばれる庭園の原型が形成された⁽¹⁾。兼六園は明治4年より市民に開放されたが、それ以前、兼六園の周囲には数多くの御門が設置されていた。

堂形一帯は、当初は書院や庭、弓矢の稽古場があったとされ、寛永以後は長大な馬場と蔵米を収納する米蔵として利用された。このような城の付帯施設も加えると、城域は約48万坪（15～16万坪）におよぶ。



図1 金沢城の曲輪配置図（江戸前期）

イラスト：山本栄三

（2）金沢城の歴史

金沢城本丸付近は、天文15年（1546）に建造された金沢御堂があった場所とされるが、確かな痕跡はなお未確認である。金沢御堂を中心とし、1560年代には、相当規模の寺内町が形成されたと推定される。

天正8年（1580）、石山合戦の最終局面で本願寺と織田信長の講和が成るが、加賀では織田方の主将柴田勝家によって金沢御堂が攻め落とされ、柴田の甥佐久間盛政が金沢城主として配された。それ以後、近世城郭として整備が行われた。とくに天正11年に能登国主（七尾城主）から金沢城主に抜擢された前田利家のもとで、城作りが本格化した。天正12年には北加賀の領民を動員した城建設が行われ、天正14年頃本丸に天守がたち、文禄元年（1592）には百間堀を掘削し本丸東面の高石垣を作った。これによって小立野台地と城地が切り離された。

二代前田利長は、関ヶ原合戦前に生じた徳川家との軋轢のなかで、外堀の外側に懸構を造成し、本丸の石垣化を進め新丸の造成なども行い城を堅固なものとした。しかし、慶長7年（1602）の雷火で焼失した天守は再建を断念し、代用として三階櫓を建てるにとどめ徳川家康を刺激することを避けた。これをうけた三代利常は、徳川家への服属路線を大きく進めた。元和6年（1620）の火災後になされ

た本丸拡張や本丸御殿再建にあたっては、幕府に絵図を提出し許可を求めた。これがその後先例となり、居城の普請や大がかりな作事については幕府の許可をうけ工事に着手した（木越 2003）。寛永 8 年（1631）の城下町の大火で城の大半が焼失すると、二ノ丸を拡張し二ノ丸御殿を創建、玉泉院丸には庭園を造成し、また辰巳用水を城内に引水した。この結果、城内の水事情は大きく改善され、堀の多くが水堀となり防火機能が高まった。

このように前田家三代の努力によって、金沢城の空間構造は今日みる縄張りとなったが、その後の火災や地震などで建物等に変遷や興廢があり、明治維新を迎える。金沢城は当初の 3 年（佐久間時代）を除き、加賀藩前田家の居城として 286 年の永きにわたり 14 人の藩主が君臨、城下町金沢のみならず前田領 102 万石（加賀・能登・越中の 10 郡）の中心として繁栄した。

初期の金沢城内には村井・長・横山・山崎など有力家臣の屋敷があつたとする「慶長金沢城図」（図版 8・9）が残るが、近年の発掘調査（河北門埋文調査）によれば、三ノ丸の武家屋敷を裏付ける遺構・遺物が一部検出された⁽¹⁾。これまでの城内発掘調査所見および初期の石垣分布や古絵図の情報などを参照すると、初期の金沢城は、本丸から鶴ノ丸・河北門（三ノ丸）・尾坂門（新丸）へと北に派生する曲輪群と、本丸から北西に繋がる本丸附段・二ノ丸・北ノ丸へ派生する曲輪群の二つの稜線が推定できる。このような自然地形に沿って配置された曲輪群を随時改変させてゆき、寛永～寛文期（17世紀中期）に現状に近い城内の曲輪配置が成立した。

宝暦 9 年（1759）の未曾有の城下町大火により城内の大半が焼失したが、建物再建は財政難のため抑制され本丸櫓等は再建されなかつた。大火後、間もなく石川門や河北門・橋爪門などは再建されたが、現存するのは石川門だけである。このとき再建された二ノ丸御殿は、肝心の大広間が未完のままとされたが、文化 5 年（1808）の二ノ丸火災で再び御殿が焼失したあととの再建では、大広間（表御殿）まで再建された。宝暦 2 年、天明 6 年（1786）年、寛政 11 年（1799）、文政 2 年（1819）、安政 2 年・同 5 年（1855・8）と地震があり、とくに寛政と安政の地震による城内石垣の破損は大きく、幕府の許可を受け大規模な石垣修築が行われた。三十間長屋は、安政地震後の安政 5 年 8 月に上棟式を行い、宝暦大火以来 100 年ぶりに再建された。

明治 4 年（1871）の廃藩置県により、金沢城は明治政府（兵部省）に接收され、明治 5 年から陸軍省の用地として名古屋鎮台分営所となり、明治 8 年には歩兵七連隊と改称された。その結果、二ノ丸御殿などの残存建物は大隊兵士の宿舎とされ、不要な建物は撤去された。明治 11 年の明治天皇行幸の直前には、痛みの著しい建物の取り壊しが検討され、城内建物の撤去や払い下げが進んだ。さらに明治 14 年の二ノ丸御殿の焼失などで、城内の建物遺構は著しく減少した。明治 40 年には本丸南面高石垣で崩壊があり、いもり堀の埋め立て、44 年の百間堀・白鳥堀の埋め立てにより、大手堀以外の外堀も姿を変えた。

明治維新後の変貌を三御門についてみれば、橋爪門と河北門は大半が失われ、橋爪門統櫓の櫓台石垣と河北門の一の門の頬当石垣のみ戦後まで残ったにすぎない。しかし、石川門は火災にも撤去にも遭遇せず、昭和 10 年の国宝指定（旧法）により国家的な保護が図られ、左右の附属太鼓櫓とともに現在まで保存された。

敗戦後、城内は GHQ が接收し武装解除されたあと、昭和 24 年から金沢大学のキャンパスとして使用された。金沢大学では、金沢城学術調査委員会を設置し、昭和 43 年（1968）から本丸、二ノ丸等の埋蔵文化財等の学術調査を実施した。その後は埋蔵文化財包蔵地として、しかるべき事前調査が実施されてきた（県教委 1993）。

また、石川門は昭和 25 年に重要文化財に指定され、昭和 28 年から 34 年まで解体修理工事が実施された。その際公刊された工事報告書とは別に、工事調査報告書原稿に相当する書類（以下では「報告書稿本」と呼ぶ）が現存する。この報告書稿本のほうが、詳細に工事経緯など記述しているので、本書に再録することにした。石川門の来歴を確認する上で益するところが小さくないと判断したからである。

昭和32年には石川門につづき、本丸付段に残っていた三十間長屋も重要文化財に指定され、昭和41～44年に解体修理工事が行われた。昭和末期になると金沢大学のキャンパス移転が現実的な問題となり、平成3年(1991)～同4年には、金沢大学移転後の整備・活用策を検討する作業の一環として、石川県教育委員会が金沢御堂・金沢城調査委員会を組織し、中・近世の文献調査、主要遺構の詳細な表面観察、踏査による調査を実施し、現在の調査・研究の基盤となっている。平成4年～同6年には、石川県土木部が所管する都市計画道路整備に伴い、石川県立埋蔵文化財センターが石川門前土橋、車橋門で発掘調査を実施している。

石川県は、平成8年(1996)1月に、金沢城跡を都市公園として利用する都市計画区域を決定し、同年3月国から城跡を取得した。平成9年(1997)～13年には、五十間長屋、本丸附段、三ノ丸等の発掘調査を実施し、平成13年には二ノ丸菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓の復元を終えた。また、同年7月金沢城研究調査室が県教委に設置され、平成14年度以後金沢城の総合調査を学際的に進めている。平成20年6月には金沢城跡は国史跡に、東ノ丸附段の武具土蔵(1848年築)は重要文化財となつた。

<註>（参考文献に掲載した文献については「県教委1993」などと略記した）

- (1) 後藤彦三郎『高石垣等之事』(後藤文庫、金沢市立玉川図書館所蔵)の「御城中御門々名目井御長屋間数等之事」(『金沢城郭史料』323頁)のなかで「三御門と云ハ、河北御門・石川御門・橋爪御門を云也」と述べる。
- (2) 城内の御門の通行制限については「北藩秘鑑」に詳細な規定があり(木越・正見・石野 2007『金沢城研究』第5号収録)、本丸の出入については、寛永20年10月の金沢城代宛の藩主光高書状のなかで、城代の心得として「老子中始て二之丸に置、一切本丸江不入、諸事可談合候」と指摘し「返々老中はじめ本丸へは不入、二之丸に置可相談」と述べる。
- (3) 長山直治『兼六園を読み解く』桂書房、2006年。
- (4) 金沢城調査研究パンフレット6『河北門の発掘調査』石川県金沢城調査研究所、2008年。

<主な参考文献>（第1・2章共通）

文化庁1969：『重要文化財金沢城石川門・三十間長屋保存修理工事報告書』

石川県教育委員会1991：『金沢御堂・金沢城調査報告書I』

石川県教育委員会1993：『金沢城跡』平成5年

石川県埋蔵文化財センター1997・8：『金沢城跡石川門前土橋(通称石川橋)発掘調査報告書』I・II

金沢大学日本海文化研究室1978：『金沢城郭史料』昭和58年、石川県図書館協会

岡田茂和1998：『図書館蔵の明治天皇巡幸等写真について』『学習院大学資料叢書要』13号。

田中徳英1996：『宝曆大火後の金沢城再建における造営組織について』『日本建築学会計画系論文集』第480号

石川県土木部營繕課2001：『金沢城公園菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓等復元工事報告書』平成13年

金沢城研究調査室2004・5：『金沢城史料叢書1 御造當方日並記(上・下)』平成16・17年

金沢城研究調査室2006a：『金沢城史料叢書3 金沢東照宮(尾崎神社)の研究』平成18年

金沢城研究調査室2006b：『よみがえる金沢城』1巻 平成18年 北國新聞社発行

石川県金沢城調査研究所2008a：『金沢城史料叢書6 絵図でみる金沢城』平成20年

石川県金沢城調査研究所2008b：『よみがえる金沢城』2巻 平成20年

木越隆三2003：『元和～寛文期の金沢城築策について』『金沢城研究』創刊号

木越隆三2006：『城郭石垣を築いた人々』『金沢城研究』第4号

木越隆三・正見泰・石野友康2007：『河北門に関する絵図・文献資料』『金沢城研究』第5号

三浦正幸2008：『城門ベスト5』『日本名城百選』小学館 村田修造 監修

第2章 金沢城三御門の変遷と概要

(1) 河北門の概要

河北門は、尾坂門から新丸に入り桐木門を経て河北坂を上ったところに位置する三ノ丸の正門である。平成18年度から復元計画にもとづき埋蔵文化財の確認調査が行われ、復元工事は平成19年10月に着工、22年4月完成の予定である。復元整備に伴い実施した発掘調査や絵図・文献等の調査の成果もふまえて、河北門の歴史と城門建築としての特徴を指摘したい。

【河北門の創建】

河北門の創建時期は定かではない。しかし、『越登賀三州志』『金城深秘録』などは、天正12年(1584)9月の末森合戦のとき前田利家が河北門より出馬したという記事があることから、これを文献にみる初見としている。しかし、現在確認できる鳳至郡十村の栗藏村彦三郎に関する事績記録¹¹⁾では、先祖彦十郎が七尾城に詰めていたとき、佐々成政が末森城に軍勢を差し向けたことを、金沢城の利家の所まで注進したといい、彦十郎は浜づたいに金沢城に至り「河北門」において言上したと記す。成立年代のわからぬ旧記に見える逸話なので、このまま史実とみることはできない。しかし、天正12年頃の金沢城は、新丸建設以前であり、三ノ丸河北門は大手の役割を担ったと考えられるので、おおむね首肯できる。河北門は天正12年までに創建されていた可能性が高い。

門の名称の由来については、諸書が河北郡に面しているからと説明するが、「石河門・河北門は右両郡の御門徒より寄進仕由之事」と記す旧記もある。つまり、河北郡の門徒衆の献金や人足役負担で河北門が建造されたというわけである。この真偽を確かめる確かな傍証史料は、まだない。

金沢城の慶長期後半の繩張りを描くとされる「慶長金沢城図」(口絵8・9)を見ると、河北坂の上に枠形門がなく、坂の下に枠形門が描かれている。しかし、延宝年間の「加賀国金沢之図」(口絵10)や万治2年(1659)～延宝4年(1676)の「金沢城内図」(口絵11)などでは、河北坂の上に河北門の枠形だけ描かれ、坂下の枠形門はない。この坂上の枠形門を河北門の始まりとみると、坂下の枠形門と坂上の平入門をまとめて河北門とみると、河北門の創建時期の認識は変わってくる。

平成18年度からの発掘調査で、二ノ門渡櫓の門台石垣の根石が確認でき、根石の特徴から慶長後半期に二の門石垣が創建されたことがわかった(口絵7)。これにより、寛文期以降存在した坂上の枠形門の創建は、慶長後半頃と理解するのが妥当であろう。しかし、この慶長の根石と同時代の土層の下で確認された遺構(路盤面・溝跡など)・遺物(陶磁器・土器器皿)から、枠形門の前は平入門があり、隣接する武家屋敷の存在も想定されている。さらに、平入門となる以前は、門付近も屋敷地であったと推定されている。つまり、慶長年間に坂上の河北門は、平入門から枠形門に変化したことが明確になったのである¹²⁾。

しかし、この発掘所見と2種類の「慶長金沢城図」の描く初期河北門の姿は整合しない。2種類の「慶長金沢城図」のうち有沢系古図(口絵8)は、寛永8年(1631)以後の繩張り情報が入り込み慶長期の繩張りを反映していない箇所を含むものの、河北門の形状については主団合結記系古図(口絵9)とおおむね一致する。主団合結記系古図の根拠となった絵図情報は、元和6年(1620)に幕府に提出された城郭修補願絵図であると推定されるので(本越2003)、主団合結記系古図が描く城内景観は、遡っても慶長後半までである。「慶長金沢城図」の景観は慶長後半から元和年間の様相とみてよいが、その頃の河北門は、坂(現在の河北坂)の上に平入門、坂下に西に開く枠形門をもつ独特の構造をしていたと、古絵図は主張しており、発掘調査所見と矛盾する。発掘調査では慶長後半～元和期は、少なくとも坂上に枠形門が存在すべきであるのに、古絵図は平入門のままなのである。

坂下の枠形門も含めた全体を河北門と把握すれば、その創建は、天正12年頃にもとめられないことはない。天正12年には新丸がないので、河北門はまさしく城の大手にあたり、そこへ注進の使が到着し、また出陣口となるのは、けだし当然のことであった。

森田平次『金沢古蹟志』は、坂下の門をあえて「枠形門」と呼び、河北坂上の河北門と区別しているが、このような区別をすると「河北門」の創建は、坂上の平入門が枠形門に切り替わった慶長後半期にもとめなければならない。坂上の平入門の創建については、発掘調査では1600年前後と推定しているが、その前は、そこに門がなく屋敷だけという景観も推定している。であれば、天正・文禄期の金沢城の大手筋の導線は現状と比べ、かなり入り組んだものとなる。今後とも「慶長金沢城図」の読み取りの検証や史料批判を厳密に行うことが課題である。

【近世前期の河北門】

つぎに河北門の形状が、寛文期以後の絵図にみられる枠形門に変更された時点について考えてみたい。みたように当初の河北門は、慶長古図にみるような、坂上の平入門と坂下の枠形門から成る特殊な形状をみせていたが、ある時点で坂下の枠形門がなくなり、寛文以後の姿に変化したと考えられるが、その変容プロセスとして、以下の二つの見方が可能となる。

- i) 坂上の平入門を枠形門に切り替えた慶長後半までに、坂下の枠形門が撤去されており、寛文期の絵図にみる姿になったのは慶長後半とみる。したがって寛永の大火で燃えたのは坂上の枠形門だけで、火災後再建され宝曆9年まで維持された。
 - ii) 寛永8年の大火による焼失を契機に、坂下の枠形門が廃止され、坂上の枠形門のみとなった。それまでは、慶長金沢城図に描かれたように、坂上と坂下に門を置いていた。
- この2つの見方のうちi)は、発掘所見に合致し妥当な見解と考える。ii)の見方は絵図情報を重視した見解であるが、坂上に平入門、坂下に外枠形が併存する時期があったとするものであり、そのような城門のあり方は虎口の形式として古いと見なければならぬ。また、新丸が慶長4年(1599)頃に造成されたことで、外枠形の設置意義は大きく低下したと思われる所以、慶長後半の絵図に、新丸の内側に外枠形を描くのは整合性がとれない。「慶長金沢城絵図」の描写は、同時代になかった施設を同一画面に描いたものかもしれない。絵図の景観が実際にあったと考えないほうがいいかもしれない。たとえば、iii) 坂上に門がなく坂下の外枠形門だけの段階(天正・文禄期)→新丸造成によって外枠形がなくなり坂上の平入門だけが置かれた段階(慶長前半期)→坂上の平入門を内枠形門に切り替えた段階(慶長後半期以後)の3段階で変遷した(慶長古絵図は天正・文禄段階と慶長前半期の門の姿を同画面に総花的に描いたと解釈)、と考えることもできよう。発掘所見を重視したi)説、もしくは絵図記載に何らかの意味を認め発掘所見と整合させたiii)説の二つが、現状で想定可能な変容過程についての所見である。いずれも決め手がないので、いまは両論を併記するにとどめたい。

寛永8年の大火のあとでの城の再建事業のなかで、二ノ丸が拡張され二ノ丸御殿が創建されたことは周知の通りである。このとき燃えた坂上の枠形門(河北門)も再建されたとみられる。寛永の再建時の石垣補修の実態は明確ではないが、i) iii)いずれの説をとっても、坂上の枠形の河北門は、慶長期に創建され、寛永火災を契機に再建され、寛文以後の絵図景観に変化したと理解される。

寛永大火後に再建された河北門の規模は、「金沢城内絵図」(口絵11)「金沢城地割図」に示されるが、これを表示すると表1の通りである。また延宝年間に作成された「加賀国金沢之図」(口絵10)およびその同系絵図に書かれた三御門には、門台石垣高さと枠形内の石垣長さ(折廻し)が記載されていたので参考のため掲げる。なお、発掘調査において、ニラミ櫓台南面付近で、寛文期とみられる石垣根石が確認できたので、寛永に再建されたのち、寛文~元禄期に河北門の改修があったことにも留意しておきたい。

- * 河北門⇒折廻し29間半、二の門台石垣高さ2間
- * 橋爪門⇒折廻し29間半、続櫓台石垣高さ3間
- * 石川門⇒折廻し28間、二の門台石垣高さ2間

三御門の構形内側の石垣折れ廻し長さはほぼ同規模であり、石垣高さも石川門・河北門は同じであった。構形門の中に足輕番所が描かれるが、以後の作事所作成の建物等色分図でも描かれる。宝暦5年國系の河北門絵図をみると、一の門脇に聳えるニラミ櫓は「玉葉奉行預」、二の門渡櫓は「御弓奉行預」、構形長屋に「内作事方預」と記される。構形を構成する櫓や長屋は物置として利用されていたが、ニラミ櫓には弾薬、渡り櫓には弓矢や弓矢奉行所轄の武具（弓道具等）が保管され、構形の曲折れ長屋に内作事奉行管轄の書類や諸道具が保管されていたことが窺える。なお構形長屋の後方に大型の「腰掛」という休憩所、ニラミ櫓西方には「定掃除所」の建物が設置されていた。

表1 江戸前期の河北門のサイズ

金沢城内絵図・金沢城図		金沢城地割図
一の門	門幅2間 類当石垣土壘：2間+2間	門幅：不記、類当石垣長さ：2間半+2間半 類当石垣奥行：1間4尺5寸
ニラミ櫓	二重櫓：1重目は4間×6間 上重：2間半×3間半	櫓台石垣サイズ：4間半×6間4尺 櫓台と地面との比高差：8尺 櫓台南面の付属石段サイズ：11尺×2間
二の門	渡櫓規模：4間2尺×13間5尺	南側櫓台石垣：4間5尺5寸×3間半 北側櫓台石垣：4間5尺×4間5尺 門幅：6間4尺
構形の御長屋 (一の門向い)	長屋建物：2間×8間4尺	長屋土台石垣内側長さ：8間半
構形土壘 (二の門向い)	土壘長さ：6間2尺3寸	土壘土台石垣長さ：7間2尺

【近世中期の河北門再建】

宝暦9年（1759）に金沢城下で発生した大火で城内の大部分が類焼、河北門が焼失したことは周知のことである。宝暦10年の城郭修補願絵図に書かれた被災情報によれば、河北二の門の北側門台石垣では「石垣高さ2間、長さ、折れ廻し9間損シ」、構形土壘で「瓦砾25間半、残らず焼失」、土壘下石垣は「高さ2間、長さ2間半孕み申し候」と焼損被害を記録する⁽¹⁾。

河北門の再建は二の門の石垣台や一の門両脇の類当石垣などの修理から始まったが、その工期について、後藤彦三郎「高石垣等之事」は宝暦10年から「河北御門台両方」の石垣を積み直し11年に竣工し、12年からは「五十間長屋下石垣崩御普請」の修理にかかり13年に完成したと述べるが⁽²⁾、「泰雲公御年譜」によれば、宝暦12年3月に、石川門御普請は郡方、河北門御普請は町方に入用銀の負担を仰せ付けたといい、河北門の造営費として銀200貫匁以上を金沢町方から冥加として献金させる心づもりであったという。その結果、同年8月4日に「河北御門台」は完成し、これをうけ石川門台の石垣修理に取り掛かったとする⁽³⁾。河北門の石垣修理は、このように宝暦11年完成説と同12年完成説とに分かれるが、資金調達の面から考えると宝暦12年8月完成説が妥当であろう。着工時期については、宝暦10年から着工したかも知れないが、資金の問題や工事施工者の問題から実際の取りかかりは、やや遅れたようだ。

後藤彦三郎によれば、この河北門台石垣普請は、穴空になつたばかりの正木甚左衛門の指揮でなされたが、町石工を数人雇用し、中でも法船寺町の石屋長左衛門と扶持人石切が相談して縄張りを行い遂行されたという（前掲「高石垣等之事」）。町石工ふぜいに城内石垣の設計や施工を任せたことに後藤彦三郎は極めて批判的である。町石工を採用した背景として、町方の冥加金に依存した修理工事であったことが関係するのかもしれない。

河北門一の門・渡櫓・曲折土壘などの建築工事の着手は、石垣修理が終わってちょうど10年たった明和9年（安永元、1772）年2月29日に着工し、同年6月28日にわずか4カ月で竣工した⁽⁴⁾。この河北門作事の「造営方主付」は、前年10～11月に人選を行い、馬廻組頭（880石取53才）の原

五郎左衛門（元成）と持弓筒頭（400 石取 49 才）の永原忠兵衛（孝良）が就任し、御大工では山上恵之助、清水治左衛門、松波源右衛門が主付御大工となり、表 2 に掲げた御壁塗・左官・屋根葺・扶持方大工・棟梁大工らとともに再建事業にあたった。このとき施工された枠形の曲折土塀について、後藤彦三郎は「河北御門升形御石垣折廻シねり塀之中に御石垣」と指摘し、これを「隠シ石垣と申候」といい、隠し石垣は城内にこの一力所しかないと述べる⁽¹⁾。実施中の河北門の復元工事においても、この記述にもとづき、石垣を土塀の壁土で覆う特異な施工を行つたが、このような土塀構造（図 絵 12：絵図は黒太線で表記）は、明和再建時の御大工たちが案出したのであろうか。さらに検証が必要である。

なお明和 9 年（1772）の作事着手により河北門が通行止めにされたとき、石川門・土橋門へ迂回するよう指示した。また同年 3 月に江戸でおきた火災をうけ財政緊縮が予想され、河北門建造を先に延期する意見もあったが、もはや大半の作事が終わったところなので延期意見を却下し 6 月の完成にいたつたと、当時の藩主治脩の日記に記す⁽²⁾。

【明治初期の河北門廃絶】

明和 9 年（1772）に再建された河北門は、その後文化 5 年（1808）に発生した二ノ丸御殿炎上の際には被災せず明治維新を迎えた。しかし、その間小さな補修が何度もなされたと推測されるものの、棟札等や記録が残っておらず不明とせざるを得ない。

明治 4 年（1871）の廃藩後、河北門は急速に腐朽がすすみ、明治 15 年以後順次撤去されたと考えられる。明治 8 年から徵兵軍隊の兵営になったことで、河北門の枠形石垣や痛みの著しい建物は軍隊の利用にとって障害になっていた。防衛省防衛研究所付属図書館に所蔵される旧陸軍関係資料の中に、新丸に新築する兵舎のため河北門石垣の戸室石を撤去し礎石等として再利用したいとの起案文書（陸軍大日記）が残っており、その起案文で「そもそも金沢城の内部は狭隘であり、三ノ丸では河北門や塀・堀のため広大な面積の訓練場所が確保しにくい」と指摘、三ノ丸の拡張と河北門撤去を切望している⁽³⁾。しかし、明治 9 年のこの起案は却下されたか施行が延期されたようである。河北門二の門が菱構・五十間長屋とともに三分一だけ写っている金沢城三の丸の明治期写真（学習院大学図書館所蔵）が残っているからである。この写真的撮影時期については、岡田茂和氏が行った学習院大学付属図書館に所蔵される明治期写真の撮影者・撮影年代の考証により、明治 11 年 10 月 5 日、明治天皇が金沢城内の陸軍兵舎を訪問した頃のものと特定された⁽⁴⁾。このほか、河北門二の門の全体を写した写真もあるが、おそらく明治 11 年頃のものであろう。

明治 11 年の明治天皇北陸行幸時の河北門二の門の写真が存在することから、河北門は明治 11 年まで存在したことは間違いない。したがって、河北門の撤去は明治 12 年以後のこととなるが、防衛省防衛研究所付属図書館所蔵の資料に、河北門の門撤去に関する明治 15 年 3 月の一連の関係書類が

表 2 河北門の造営関係者

河北門造営方主付	2 人	原五郎左衛門・永原忠兵衛
作事奉行	2 人	土方勘左衛門・玉井舍人
作事横目	2 人	岡田平丞・清水八左衛門
内作事奉行	5 人	沢田弥左衛門・山本久右衛門・山岸源大夫・河嶋吉大夫・高島権大夫
主付御壁大工	3 人	山上恵之助・清水次〔治〕左衛門・松波源右衛門
主付御壁塗	4 人	堀越源左衛門・堀越津右衛門・堀村市右衛門・堀内吉右衛門
主付御扶持方大工	1 人	水嶋権之助
主付棟梁大工	3 人	惣四郎・善次・忠右衛門
主付屋根葺棟梁	1 人	甚左衛門
主付左官棟梁	2 人	長右衛門・善次
御大工棟取役	2 人	西田満之丞・田辺久丞
御扶持方大工	3 人	山上右平次・高橋貞右衛門・山本九左衛門
大工肝煎	5 人	平助・武右衛門・助左衛門・庄助・彦助
棟梁大工	3 人	七丞・与助・太助
屋根葺棟梁	2 人	九郎右衛門・惣兵衛
算用者	2 人	今村三右衛門・猪山左内

（田中徳英 1996 掲載の表による）

あった。このうち3月1日付の起案文書から河北門一の門の朽ち果てた状況がよくわかり、軍は一の門を解体撤去し矢来門に転換することを急いでいた。関連する3月7日付の照会文書と3月13日付の回答文書によれば、この起案通り工事は施行されたと理解できる。¹¹²⁾おそらくこの頃、二の門も相当痛んでいたと推定され、一の門撤去のあと間もなく解体撤去されたに違いなかろう。

河北門の消滅については、明治14年の二ノ丸御殿火災の際に類焼したと記す文献があるため、「明治14年焼失」と指摘することもあったが、上掲の明治15年3月付起案文書から河北門一の門は少なくとも焼失していないことは明確である。また、河北門の発掘調査において、明治期の火災による焼土層が確認されなかったことから、火災による消滅の蓋然性はきわめて低い。むしろ、明治14年の二ノ丸火災のあと、三ノ丸で兵舎新築が急務となり（稲本金沢市史）、河北門二の門も撤去されたのではないか。以上から、河北門の解体撤去は明治15年から明治20年頃のこととみておきたい。

【三ノ丸の城門と使われ方】

一般に城門は城郭を構成する城郭建築の重要な要素の一つであり、曲輪（城地を仕切る大区画）と曲輪の間の出入口に配置され、曲輪の外周部に建てられることが多い。金沢城の三御門は三ノ丸と他の曲輪を結ぶ重要な位置に置かれ、数ある城門の中でも最も重要な門であった。これに対し、城内にある門でも御殿内や役所を区画する堀柵等に設けられた簡略な門は、「城門」とは言えないのではないか。

さて金沢城の三御門の位置を示すと、二ノ丸東部と三ノ丸を結ぶ大手筋に置かれた橋爪門、現在の兼六園から三ノ丸へ通じる搦手筋に置かれた石川門、新丸東南部と三ノ丸を結ぶ大手筋に配置された河北門となり、いずれも三ノ丸の主要な出入口にあった（口絵10、第一章図1）。

しかし、金沢城の三ノ丸周辺にあった城門は、この三御門だけではなかった。ほかに、二ノ丸の西北部にあって、三ノ丸の南西側に開いている裏口門（猿楽門）、二ノ丸の敷寄屋敷と呼ばれた区域の北部にあって、三ノ丸西部の南側に通じる切手門、三ノ丸西部にあって北ノ丸とを結ぶ土橋門、三ノ丸東部の南側と鶴ノ丸を結ぶ南門（鶴ノ丸門）など4つの城門が存在した。

このうち切手門は、二ノ丸御殿部屋方への通用口のようないわゆる門で、特殊な役割を持った門である。奥で働く女中が城外に出る場合や、商人等が御殿に品物を納める場合などに使用される門である。この門を通行する際に必要とされた通行証（切手）に由来する名称と推測されている。具体的な構造物としては、高麗門か薬医門に類する形式の門を土塀の間に1つ設けただけの小さな門で、城門というイメージではないかも知れない。一方、南門は、搦手筋の屈折虎口上に設けられた小さいながらも渡櫓形式の城門であったが、宝暦大火後は高麗門で代用された。これら2門は、三御門よりもはるかに脆弱であり、格も明らかに落ちた。

これに対して、土橋門・裏口門の2つ城門は、北ノ丸・三ノ丸から二ノ丸に至る第三の経路上にある。土橋門は三御門よりやや小型になるが、同様の枠形門であった。裏口門は、三御門の橋爪門が二ノ丸の表口であることから付けられた名称で、別称の「猿楽門」は、二ノ丸表能舞台の樂屋を兼ねた「御樂屋」と呼ばれた多聞櫓への入り口となっていたことからの別名と思われる。しかし、実態はこれらの名称から想起されるイメージとは全く異なり、多聞形式の3棟もの二重および一重の櫓（長屋）と櫓門でもって屈折虎口を形成する、非常に贅沢でユニークな構えであった。裏口門のような様式はほかには類例がないと思われる。土橋門・裏口門の2つの門は、三御門に劣らず強固な防備を誇る、比較的大きな城門であった。

このように金沢城の三ノ丸に出入りする城門だけでも7つもあったことになるが、城全体では30以上の城門があった。戦闘に際して寄手の攻め口となる城門は、数が少ないと攻めにくく守りやすいのであるから、門の数が意外に多いことに驚くかもしれない。しかし、近世城郭では、平時の利便性も考慮して、城内での複雑多様な移動ルートを確保しつつ、万一の事態に備え各ルート上に堅固な城門や仕掛けを備えた構造物を設けることで、日常の使い勝手と防備を両立させていたと言える。し

たがって、金沢城の三御門は、主要ルート上に置かれた典型的な近世の城門の例だといえよう。

(2) 橋爪門の概要

【橋爪門の歴史】

拡張された二ノ丸に御殿が創建されたのは、寛永 8 年 (1631) 大火後の城再建のときであった。万治 2 年 (1659) ~ 延宝 4 年 (1676) 頃の城内景観を描く「金沢城内絵図」(口絵 11) は、橋爪門構形を二ノ丸五十間長屋・橋爪門統櫓に連結させて描くので、橋爪門の創建も、寛永 8 ~ 10 年の二ノ丸御殿創建時とみてさしつかえない。

寛永大火以前の二ノ丸の形状等は明確でなく、寛永以前に三ノ丸と二ノ丸をつなぐ位置にどういう城門が存在したか不明である。主圖合記系の「慶長金沢城図」(口絵 9) をみると、黒太実線で区画された胃袋のような形の二ノ丸の東側に、食い違いになった出入り口と平入門が描かれるが、これが初期の二・三ノ丸を結ぶ城門の祖型とみられる。平入門を描くけれど、あくまでも想定の城をでないので実態はよくわからない。

17 世紀後半～18 世紀前半期の金沢城絵図(平面図)になると、前述の通り構形の橋爪門が描かれるが、万治 2 年～延宝 4 年「金沢城内絵図」(口絵 11) では、二の門に「三間半、九間、上二階」と簡潔に二の門の規模を記録する。江戸前期の「金沢城中地割絵図(鶴之丸)」によれば、二の門の土台になっている敷石部分を対象に 5 間半 × 7 間 4 尺 2 寸というサイズを記録し、構形の規模については東西 17 間、南北 14 間 1 尺 5 寸 (約 800 m²)、内側の石垣高さは 1 丈 (10 尺、約 3 m) と記す。これが宝暦大火前の橋爪門の規模を示す数少ない記録である。

宝暦大火後の再建で新しく成了った橋爪門統櫓の棟札¹⁰⁰によれば、統櫓の再建は天明 8 年 (1788) 3 月に始まり同年 1 月に竣工した。橋爪櫓の作事が始まった年月は、石川櫓の竣工年月と同じであり、石川門再建工事終了をうけ橋爪門統櫓の再建作事に入ったのであろう。

この再建作事に関わった総責任者は金沢城代の本多政行、村井又兵衛長窓であり、奉行・大工名は棟札(本書 16・17 頁掲載)にある通りで、御大工頭は清水治左衛門と清水多四郎で、ほかに松波・中村・高橋・土田の四人が御大工として参画していた。統櫓の再建に合わせて橋爪門一の門・二の門なども再建されたのである。この時期の二ノ丸御殿図と比べてみると、天明 7 年「文化焼失以前二の丸図」には五十間長屋・橋爪門に彩色がなく未再建とみられるのにたいし、寛政 5 年 (1793) 「二之丸御殿御広式御絵図」では五十間長屋・橋爪門統櫓・同二の門などに彩色がなされ、再建されたあとの姿を明瞭に示す。これも天明 8 年再建を裏付ける資料である。

しかし、天明 8 年再建の橋爪門は、残念ながら 20 年後の文化 5 年 (1808) 正月の火災で再び焼失した。二度目の再建は造営方役所を設置し短期集中で行われた。造営方役所の造営奉行をつとめた高畠厚定の職務日記『御造営方日並記』(金沢城史料叢書 1・2)などの記録から、再建過程が具体的にわかる。橋爪門は天明と文化の 2 度の再建にあたり、基本的に宝暦以前の姿を踏襲し再建されたが、作事の細かい部分にみられる相違については、今後検証していく必要がある。また建物のサイズについても、絵図により顔面がかなり見られるので、発掘調査を通して確實に遺構を確認していく必要がある。

【文化度の橋爪門の再建】

文化 5 年の火災のあと、金沢城代村井長世・前田孝友から高畠厚定ら 5 人の造営奉行に二ノ丸再建の命が下され、文化 7 年末までに再建工事を終えた。これにより文化 6 年 2 月に橋爪門、同年 6 月に裏口門、同年 7 月に五十間長屋、同年 1 月に橋爪門統櫓・菱櫓が竣工した。二ノ丸御殿の「奥」の空間は文化 6 年 2 月に上棟式が行われ、4 月に落成し、仮御殿(本多邸)にいた藩主齊広は二ノ丸御殿に移った。その後も大広間(表式台・表御殿)など「表」空間の内装工事や襖絵・杉戸絵描きが文化 7 年まで続けられた。二ノ丸の大広間が完成した文化 7 年 7 月をもって御造営方役所は閉鎖となり、1 月で造営は終了した。文化 8 年 2 月、二ノ丸御殿および諸建物の完成を祝って金沢城下に 2 日間の休日が布令され、「盆正月」祭りが挙行された(『御造営方日並記』)。

文化6年2月24日に上棟式が行われた橋爪門の棟札をみると、着工は前年11月、竣工は6年2月とされ、再建を担当した城代以下、高畠厚定ら5人の御造営奉行、当時の普請奉行・作事奉行・内作事奉行などの名前が記載される。これによれば、担当の御大工頭は高橋貞右衛門（孝年）で、御大工は大西久左衛門（政時）・井上庄右衛門（明矩）・山上善右衛門（吉順）・山本久蔵（比之）の4人、御壁塗は堀越吉大夫（保之）・堀越兵之助（一元）であった。ちなみに橋爪門続櫓の再建費用は銀87貫匁であった（『御造営方日並記』）。

三重三階の橋爪門続櫓は、平成13年、明治14年の火災で焼失して以来120年ぶりに復元されたが、江戸前期から三重三階であり、一階は5間半×5間、二階は3間半×3間の規模であった。二の門渡櫓の規模は、二重の長屋であるが三御門の中では最も小さかった。一の門は高麗門で門幅は2間半あり、石川門よりやや広かった。

天保15年（1844）の「來因略記」¹¹⁶に、橋爪門続櫓の宝曆大火以前の立面と文化に再建された立面図の両方が示されるが、「天明八年如此被仰付、文化六年亦如此被仰付」と注記しており、天明に再建された姿と文化の再建の姿は同じであったと理解されていたことがわかる（本章後掲図5・6）。文化の再建にあたり、造営方役所および作事所で多くの図面が作られ、御大工たちは、その後その写図を持ち伝えた。造営奉行をつとめた高畠氏も関連図面を保存し、その一部は加越能文庫（金沢市立玉川図書館蔵）に伝わる。それらが、平成13年の再建事業で活用されたが、代表的なものは『絵図でみる金沢城』（金沢城史料叢書6）に掲げたので参照されたい。

橋爪門の写真資料も、明治11年明治天皇行幸時のものが残っており¹¹⁷、この古写真と橋爪門関係の絵図類を比較検証した結果、橋爪門や五十間長屋、菱檜関係の絵図類の多くが、文化再建時の図面であると推定されたことも付記しておきたい。

（3）石川門の概要

【石川門の歴史】

初期金沢城の縄張りを描く「慶長金沢城図」（口絵8・9）に石川門や石川門前土橋（以下では「石川土橋」に統一）が描かれるので、石川門の創建は慶長期に遡ることは確実である。蓮池堀（百間堀）が竣工したと推定される文禄元年に石川門が存在したことも当然想定でき、その創建は天正期に遡るものとみて大過なからろう。河北門とならんで、城創建当初から重要な役割を担っていた城門である。石川土橋の発掘調査によれば、16世紀中葉の土橋遺構につづき16世紀末期の土橋遺構が確認されており（石川県埋蔵文化財センター1998）、上記の推測と矛盾はない。

慶長後半期の景観とされる「慶長金沢城図」に描かれた石川門は、石川土橋から一の門に入ったあと左に折れ鶴ノ丸に誘導する枠形門であるが、現状は右に折れ三ノ丸に誘導される枠形門である。このような門構造の変化はいつおきたのか。明確ではないが、寛永8年（1631）大火以後の絵図はすべて現存の姿に描かれるので、寛永大火後の再建で変化したとみるのが妥当であろう。枠形門内部の石垣の特徴として、4期（寛永期）と6期（明和期）、7期（文化年間）の石垣が確認されるほか、寛永期石垣の最下部に一部2期（慶长期）の特徴を有する石垣も一部観察できるので、左折れの枠形があった時期として慶長・元和期が想定される。寛永8年の大火で焼失し再建されたとき、現存と同じ構造の枠形門となり、宝曆大火後の再建でも同様の枠形構造を踏襲したと考えられる。

石川門は三ノ丸の搦手門で、大手筋は河北門であった。藩主が参勤交代に出る時も帰る時も、二ノ丸の橋爪門、三ノ丸の河北門、新丸の尾坂門の順に通過するのが原則であった。城下町を通過する北国街道が、城の西側から北側を通過し浅野川を越えるというルートを取るので、城の西もしくは北の出入口が大手とならざるを得なかつた。石川門は小立野台地側に面した東の入口であり大手にできないうが、城の防御や建設時に重要な役割を果たした。

金沢城防御の弱点は東側の小立野台地にあると指摘され、それゆえ文禄元年に蓮池堀を掘削し台地側と切り離し、本丸東面に城内最初の高石垣を建造したのである。その際、石材である戸室石の運搬

は、小立野台地を使用し石川門付近に留め置いたと推定される。石川土橋の北側に紺屋坂があり、加賀染の職人が住み、大工町や材木町が周辺にあったという伝承からも、石川門周辺が城建設時に普請・作事関係者の集住地として特別の役割を担っていたことを推定させる。石川土橋の北側土手で、16世紀末の鐵治造構が出土したこと、この心証の味方となる。万治3年(1660)から延宝4年(1676)の間、現在の夕顔亭付近に作事所が置かれたのは、この地が城建設の拠点であった名残なのかもしれない。⁽¹⁶⁾

城普請のピーク時に、石川門前の台地側丘陵は、藩重臣たちの邸宅が並んでいた。慶長10年以後、3代藩主を補佐した年寄衆の屋敷が集中し、寛文期以後元禄9年(1696)まで、現在の兼六園一帯は藩重臣たちの邸宅地であった。慶長期は奥村河内守(宗家)家や、篠原出羽守家、元和・寛永期になると本多家、横山家一族が邸宅を構えた⁽¹⁷⁾。したがって石川門は、これら藩重臣が登城する出入り口となり、河北門につぐ重要な門であった。防御性も非常に優れた城門であり、現存する城郭のなかでも、これだけ明確な形門は見られず形城門の代表遺構である。

さて、寛永大火後に変化した石川門の意匠は、宝曆大火後の再建でも多少変化した。その様相は「金沢城起絵図」(加越能文庫)・「来因略記」などに兼六園向きと二の門向きの二方向からみた立面が、宝曆以前と天明再建時の両方載せるので、変化が具体的にわかる。目立つのは、出窓の数が3つから1つになった点であり、見た目の豪華さは天明の再建で後退したといえる(図8~11)。しかし、鉛瓦・海鼠壁と白漆喰の調和のとれた美観は継承され、今まで数回の修理を経て伝えられた。天明8年(1788)の再建後の改修履歴などは刊行された工事報告書(文化庁1969)や今回再掲された「報告書稿本」に詳しいが、これらも参考し、天明8年の再建から現在に至る経緯を概説的に以下で述べたい。

【天明8年の再建】

宝曆大火前の石川門の修理記録は、今まで見つかっていないので、天明7~8年の石川門再建が史料上確認可能な石川門の最初の工事である。宝曆大火前と天明再建時では、一の門と石川櫓に意匠の変化があったことが、「金沢城起絵図」や「来因略記」などに示されている。

宝曆の大火後の再建経緯を、文献史料(本書167~168頁に収録)によって整理すると、以下の通りである。

- 天明3年5月: 石川門の石垣方普請は前年より延期されていたが、石川門普請の主付(専任の工事担当)として、篠原勘左衛門(承茂)・大野仁兵衛が任命され、工事再開の動きがみられた(文録年中以来等之旧記)。
- 天明5年10月: 普請再開の機運があったが結局、石川門普請は当分中断となり、二ノ丸菱櫓造営が優先された。湯原典膳・河野弥次郎が主付となり造営に着手(『政隣記』・横山本「文禄年中以来等之旧記」)。
- 「天明の御改法」(隠居重教が政務復帰した政変)による余波と思われる。
- 天明7年2月: 藩主治脩は石川門普請の再開を指令、岡田太郎右衛門・河野弥次郎が新たに主付に任命され、二ノ丸菱櫓造営主付も兼帶した(文録年中以来等之旧記)。
- 天明7年8月: 石川門統御櫓の作事が始まり、手斧始を行う(棟札)。
- 天明7年11月: 石川門統御櫓を除く石川門建物の再建作事が竣工(政隣記)。
- 天明8年3月: 統御櫓が竣工(棟札)。

石川門の再建は、宝曆9年の焼失から30年たった天明8年によく実現できた。なお上述の文献史料にみえる「統御櫓」は、後述の『政隣記』の記述を考えると、隅櫓の石川櫓を指すように思われる。しかし、文化の棟札と異なり、天明の棟札では「石川御門統御櫓」と建物名称が表記されていることに注意すると、L字型の統櫓(長屋)を指している可能性が十分にあり得るので、将来の検証に備え留意しておきたい(参照「報告書稿本」本書の150~152頁)。

ともあれ、この時の石川門再建は、建物の再建に先だって石垣の修理工事を必要としていた。それは宝曆10年(1760)の石垣修補願絵図である「加賀国金沢城絵図」から確認できる。この絵図によれば、石川門周辺だけで石垣の損傷箇所が7カ所も確認され、さらに天明5年に二ノ丸菱櫓造営を優

先するため石川門の石垣普請が中断された。その結果石川門の再建までの期間は30年の長きに及んだのである。

【天明再建後の修理工事】

次に天明8年の再建以降の石川門の修理経過を、文献史料や棟札などの記述をもとに年代順に確認しておこう。

○寛政11年(1799)5月・7月：金沢で地震があり石川門前に地割れが生じ、石垣に孕みができた。

但し地震による石川門建物の被害状況の詳細は不明である。また水の手門や南門台石垣も大破した。

○享和元年(1801)10月：「石川門統御櫓下石垣」に生じた孕みを修理する普請が行われた。この石垣普請にあたり、石川櫓の解体撤去がなされ石川門の通行を一時禁止した（政隣記）。

○文化2年(1805)3月：「石川門統御櫓下等石垣」の修理普請に着手したので、石川門を一時通行禁止とした（政隣記）。

○文化2年8月：石川櫓下石垣の修理工事は、今後3、4年かかる見込みであることから、長期にわたり石川門を通行止めとすることは諸役人の登城に支障が大きいと判断し、一旦通行禁止を解除した。ただし工事箇所付近に仮闇を行ったので、通行や下馬・下乗は仮闇外で行うようにせよ、また朔日・15日、嘉節の登城は供人が多く混雜するので河北門より登城せよ、と指令された（政隣記）。

○文化3年4月：石川櫓下石垣の普請中は、嘉節・潮望登城の藩士等は河北門へ迂回せよと前に指示したが、この石垣普請はさらに年限がかかる見込みなので、登城する藩士は召し連れる従者の行儀を正し、嘉節・潮望登城時の石川門通行を格別に許した（政隣記）。

○文化11年2月：先だって石川櫓下石垣の修理普請のため、別の場所で取り壇んであった御櫓を、從来通り復旧する作事に2月7日から取りかかったので、石川門の通行を禁止する。城中に御用ある者や番人等は河北門を通行するよう指示した（文化推記）。

○同年3月29日：石川門通行再開が許可された（政隣記）。

○同年4月10日：石川門統御櫓が竣工、尽力した大工等に賞賜（政隣記）。

○安政2年(1855)2月：金沢で大地震おき、石川門前に地割ができる。

○安政5年2月：金沢で地震があったが、石川門の被害状況は不明。

このように寛政地震で石川門は石垣に相当な被害をうけ、建物の被害も小さくなかったと推定される。しかも、地盤や石垣にうけた大きな損傷が、石垣修理工事をする過程で徐々にわかつてきようで、石垣修理工事に取り掛かった文化2～3年になって修理工期延長に伴う通行禁止の規定がしばしば改定されている。こうした史料を通して石川櫓の土台下の高石垣の修理のため享和元年、石川櫓を解体し部材を別置保存し、工事後に再び元に戻していたことがわかつた。櫓建物撤去期間は享和元年から文化11年におよび、この12年間、石川門のシンボルタワーであった石川櫓は解体されたままであった。石垣の修理工事のためとはい、意外な事実なので注意しておきたい。

なお、『政隣記』では石川門を通行禁止にして「石川門統御櫓」を解体したとあるので、この櫓はL字型の続櫓（長屋）部分のことと思われない。石垣修復は、優先度の高い箇所から行われ、石川門統櫓下の石垣修理は文化2年に開始したが、文化5年に発生した二ノ丸御殿の焼失により修理工事は中断したものと思われる。¹⁸⁰

この結果、文化5年までにある程度まで修復が進んでいた石川櫓下石垣の修理は後回しとなり、文化10年頃までかかったのであろう。櫓台の石垣修理が終わり、ようやく文化11年に以前解体した建材で建て直しを行い復旧した。したがって寛政11年の地震被害の修復に、享和元年櫓の解体から文化11年の復旧工事まで13年もの時日が費やされた。『御城中總櫓並御門絵図』は、現存する石川櫓の姿と一致する立面図を掲げ「天明八年如此被仰付、文化十一年亦如此被仰付」との注記を入れる。文化11年の解体復旧を裏付ける記録であり、天明の再建時と同じ姿に復旧されたこともわかる。

石川門再建の一連の工事の流れや『御城中總櫓並御門絵図』等に描かれた立面図、さらに現在の石川門建物に残る修理痕を照合すれば、後に掲げる「報告書稿本」が考察したように、「御櫓下石垣」は

石川門の隅櫓である石川櫓下の石垣と判断できる。また、この時の工事の「棟札」には天明の棟札の「石川門統御櫓」と異なり「石川御櫓」と記載されている。したがって、この時期の『政隣記』でいう「統御櫓」は、L字型の統櫓（長屋）ではなく、石川櫓であったと見なければならない。また、棟札で、「造（立）」（新築）でもなく「修營」（修理）でもなく、「修造」とされているのは、解体復旧工事を行ったことを示しているのではないだろうか。

なお「報告書稿本」は、寛政の地震で石川門が大破したと推測している。しかし、史料から石垣の被害は確認できるが、建物の被害をはっきりと確認することはできない。また安政2年・5年の地震被害については、具体的な修理記録がなく、著しい損害はなかったものと思われる。

【建物の概要】

石川門を構成する建物は、表門、表門北方（右）・南方（左）太鼓塀、櫓門、統櫓（長屋）、櫓（石川櫓）の6棟であり、これら全体で内枠形の枠形門を構成している。昭和10年5月13日、国宝保存法により旧国宝に指定され、昭和25年8月29日の文化財保護法施行とともに重要文化財に移行した（重要文化財石川門は、前述の6棟に附属左方・右方太鼓塀（水の手門を含む）が加わり8棟）。枠形を囲う建物群が、藩政期のままで現存する枠形門遺構は、大坂城大手門と石川門だけしかなく、この点が評価され重要文化財となった。

「一の門」とされる表門は、高麗門形式の間口約4.2m、奥行約2.8m、棟高約8.8mである。この表門の左右に南方、北方の太鼓塀が付設される。延長は、南側太鼓塀がわずかに長く5.7mで、北側は5.0mで、棟高は約2.7mである。構造は、同じ太鼓塀の名称でありながら、附属太鼓塀のように控柱のある太鼓塀と異なり塀の内部に2本の親柱を持ち自立する。表側は海鼠壁の磚（平瓦）で隠された鉄砲用の狭間が、各太鼓塀に3カ所づつ備わる。

「二の門」の櫓門は、渡櫓形式で、東西の櫓台の間の檐下を門としている。門の間口は約9.0mで、階上の櫓の桁行約24.9m、梁行約7.3mで、門を含めた地盤からの棟高は、約12.0mである。「出し」とよばれる唐破風の出窓が2カ所付くが、門の通路上に跳ね出した渡櫓の床部分には石落としは装置されていない。また、門部分に差し渡される冠木の上には支輪が組み込まれており、広島大学の三浦正幸教授によれば、城門に支輪が使われている例は石川門だけとされる。

隅櫓の石川櫓もかつては菱櫓と呼ばれ、隅の角度が約94度と約86度の菱形平面で、柱や屋根も菱形をしている。二重二階で下重は桁行約8.2m、梁行約9.6mで、東面に1カ所「出し」があり、上重は桁行約5.7m、梁行約5.7mで、地盤からの棟高約13.6mである。

櫓と櫓門を連絡するL字型の統櫓は、一重の多門櫓形式の長屋で、桁行約34.5m、梁行約4.2m、棟高約5.3mである。

これら6棟の屋根は總て鉛瓦で葺かれ、櫓類の隅柱は漆を焼き付けた鉄板が白壁の輪郭を力強く引き締め、海鼠壁や唐破風の出窓も備わっており、金沢城の城郭建築独特の意匠を凝縮した傑作となっている。加えて、石川櫓は高度な施工技術により建物全体が菱形に造られ、二の門には格の高い社寺建築風に支輪が用いられるなど、加賀藩大工の匠の技が存分に振るわれた。こうしたことから、現存する石川門は、実用一点張りの単なる城門の枠を超えて、芸術作品の域までに高められた近世城郭建築の極相の1つの形を示したと言えよう。

詳細は「報告書稿本」の第2章（本書の149～157頁）を参照されたい。

【戦前の修理工事】

ところで『金沢市史』（資料編11 近代一 1999）に、陸軍の建造物履歴表（昭和20年「金沢城と軍隊建造物旧藩在来建造物一覧」昭和十六年調）が掲載されており、この表の台帳符号116の「櫓（仮被服庫）」、同117の「櫓附属多門（仮被服庫）」とあるのが、石川門の石川櫓と櫓門のことである。この台帳には、明治以降の修理等の履歴が記載されているのであるが、こと石川門については、昭和10年の国宝指定と昭和18年の引分ガラス戸の設置以外の記述はない。

しかし、「重要文化財金沢城石川門・三十間長屋保存修理工事報告書」（文化庁1969）によれば、「屋

根鉛板の落書によると、明治十六年と昭和五年に檐門の箱棟鉛板葺を修理し、明治二十四年と大正十五年、昭和二十六年に檐の屋根部分修理が行われている」と記されている。

なお「報告書稿本」の19～22頁（本書の152～153頁）の第二章石川門の概要 第三節沿革において、創建から昭和26年までの修理記録が記述されているので参照されたい。

【戦後の石川門解体修理】

昭和28年頃の石川門は、国立大学である金沢大学のキャンパスに所在していたことから、国の文化財保護委員会（現在の文化庁）の直轄直営工事として修理工事が実施された。昭和28年から34年まで6年3ヶ月に及んだ修理工事の総工費は3,342万円であり、一の門と脇の南・北方太鼓塀、附属左方・右方太鼓塀が解体修理され、二の門・多門櫓・石川櫓は半解体で修理された。この大規模な文化財修理工事で、附属左方・右方太鼓塀の隠し狭間や背面の腰板張り漆喰壁は、元あった姿に復旧された（現状変更）。加えて、附属左方太鼓塀では、唐破風出し背面の屋根形状と水の手門の門形式を、推断された旧状に復旧する現状変更が行われた。

この戦後最大の修理工事から27年たった昭和55年にも、大きな屋根修理工事が行われた。その後、地震や強風による部分的な被害による補修はその都度行われきたが、鉛瓦の腐食や附属太鼓塀の損傷が著しくなったので、平成18年から25年までの予定で、左・右の附属太鼓塀の解体修理工事を目下実施中である。今回の修理では大正～昭和期に旧陸軍によって設置されたコンクリート製の控柱を江戸期の様式（木造）に復旧する現状変更を予定しており、そのため明治期まであった控柱の柱痕跡を確認する埋蔵文化財調査を平行して実施した。この調査結果にもとづき控柱の現状変更が加えられる。本書に収録した右方附属太鼓塀の控柱跡の埋蔵文化財調査概報は、上記の埋文調査の記録（遺構調査成果のみ）であり、石川門の附属太鼓塀の旧状を知る新知見として本書に掲載した。

【今回掲載した「報告書稿本」について】

昭和28～34年に行われた石川門の保存修理工事の工事報告は、昭和41～44年に行われた三十間長屋の保存修理工事が終了したあと、両工事合わせて「重要文化財金沢城石川門・三十間長屋保存修理工事報告書」（以下、「報告書」として昭和44年に刊行された。しかし、この「報告書」では、石川門の修理工事は概略的な内容にとどまり詳細な記載がない。そのため、工事内容や使用部材のことを詳しく知りうると思っても手立てがない状態であった。

ところが石川県教委の文化財課に、この修理工事報告書の原稿と思われる「報告書稿本」のコピーが残っていた。この「報告書稿本」について文化庁に照会したが、作成目的や執筆者は不明との回答であった。そこで三十間長屋の修理工事を担当した五味盛重氏に、報告書作成当時の事情についてお伺いしたところ、「この「報告書稿本」は通常の修理工事報告書以上の内容も含んでいるものだが修理工事報告書のために準備したものと見てよい。また、執筆者は文化財保護委員会の現場の工事関係者と考えて間違いなく、原本は金沢大学にあったと覚えている。」との回答を得た。

当研究所で「報告書稿本」の内容を検証したところ、未刊行の原稿のため、完全に校訂されているわけではないので、誤字なども含まれているが、現行の「報告書」には記述されていない情報が豊富にあると判断した。例えば前述の再建・修理の経過について根拠を示して論述し、個々の部材の材料名・形状なども詳細に記録しており、「報告書」よりも信頼のおける記述が多数見られる。

そこで、金沢城建造物調査研究専門会員でも、この「報告書稿本」の内容を検討した結果、今後の石川門保存管理や城郭研究に益する情報を納める重要な資料と評価し、多くの文化財保存関係者や研究者によって活用されることを期待し、活字化して本書に掲載することとした。

【三御門の建築上の特徴】

最後に三御門の建築構造の特徴について気付いた点を一二指摘し、この概説の締めくくりとしたい。

三御門に共通する特徴は、3つとも近世城郭で最も頑強な城門の形式とされる枠形門であることに尽きよう。金沢城の枠形門はすべて、城外側の一の門を高麗門とし、城内側の二の門を櫓門としてい

る。一の門・二の門の呼び方は、城によっては城内側と城外側が入れ替わることがあるが、構造自体は城外側が小型の門、城内側が大型の門となることには変わりがない。さらに、この二つの門の間を多聞櫓（長屋）や土塀で連結し、枠形と呼ばれる四角い広場を取り囲み、これら複数の建築物によって、一つの城門を構のような形に形成することから「枠形門」と呼ばれる。

ところで、二の門に使われる櫓門には二つの形式がある。河北門と石川門では、渡櫓形式となり、単層の渡櫓の下部すなわち左右の櫓台の間は門とする。これに対して橋爪門では、袖石垣を持たない形式となり、二重門の2階部分を櫓としたような門である。このように城内側への通路となる二の門は、単独でも防御性に優れた櫓門を採用した点が枠形門の特徴といえる（図3・7・11）。

一の門は、二の門に対し一見脆弱そうにみえるが、三御門では一の門の脇に二重又は三重櫓を付属させ強化している。橋爪門では橋爪櫓（又は橋爪門続櫓）、石川門では石川櫓と門名と同じ名称で呼ばれていたが、河北門だけは「ニラミ櫓」と呼び、門と異なる名称を使う。大手筋にニラミを利かせる櫓という意味であったと推測されるが、由来を断定できるだけの確証はない。

また、それぞれの櫓台は、橋爪櫓では長方形の整形平面であったが、石川櫓では正方形から4度ほど変形した菱形平面、ニラミ櫓では不等辺の台形状平面である（口絵12）。石川・ニラミの両櫓は、櫓台がこのように変形していることから、櫓台形状に合わせて下重も変形平面としたため、望楼型の二重櫓となつた。これに対し橋爪櫓は、構造的にはやや特殊で、二重の五十間長屋の南端部分が橋爪門の西側に連絡し、橋爪櫓に取り込まれて一体化している（口絵12）。そのため橋爪櫓の下重・中重の平面は、一見長方形のようになっている。しかし、実際の橋爪櫓の本体は、東側のはば正方形の部分だけなのである（口絵11）。このため、橋爪櫓だけは整形な櫓台を持ち、金沢城内では少数派の層塔型の櫓とみるのが妥当である。なお三重櫓は、金沢城には三階櫓を含めて3つ存在したが、層塔型の三重櫓はこの橋爪櫓だけである。

なお江戸後期に存在した三御門の詳細な寸法を記載した絵図がいくつか残っている。その代表は（ア）1830年「御城中老分基絵図」600分1、（イ）1850年「御城分間御絵図」600分1、（ウ）1837・38年「金沢御城内外御建物図」100分1、の3絵図であり、それぞれに書かれた数値情報の特性、寸法記載に見られる齟齬・矛盾については、別稿で検討したので、ここではふれない¹⁹⁹。また、三御門の用途や管理状況、非常時の出動体制が窺える絵図もあったので、さらに別の文献と合わせて検証することも課題である。

<註>（参考文献に掲載した文献については「県教委1993」などと略記した）

- (1) 「白井氏見聞録」（『加賀藩史料』1編）、「能陸雜錄」（『温故集録』3）。いずれも後掲の文献史料編収録（本書168頁）。
- (2) 「加賀国金沢御坊由緒之覚」金沢市・照円寺文書。
- (3) 金沢城調査研究パンフレットNo.6「河北門の発掘調査」石川県金沢城調査研究所。なお平成19年秋に実施した河北門発掘調査現地説明会資料なども参考になる。発掘調査報告書は22年度刊行予定。
- (4) 宝暦10年「加賀国金沢城図」（石川県立歴史博物館蔵）、宝暦10年「金沢城之図」（前田育徳会蔵）。この絵図の文字情報は『金沢城研究』第2号に掲載する。
- (5) 金沢大学日本海文化研究室編『金沢城郭史料』（1976年）所収。後藤文庫100号。
- (6) 『加賀藩史料』8編、宝暦12年3月22日条。
- (7) 『加賀藩史料』8編、安永元年2月29日条、同年3月11日条、同年7月1日条。
- (8) 後藤彦三郎著「城内等秘抄」（前掲『金沢城郭史料』、後藤文庫63号）。
- (9) 「太梁公日記」明和9年3月11日、同年3月13日条（史料叢集『太梁公日記』一、八木書店）。『金沢城研究』第5号の資料紹介に収録。
- (10) 明治9年12月15日付「河北門等之基礎石ヲ採用之儀伺」（『陸軍省大日記 破兵工兵之部』）防衛省防衛研究所附属図書館蔵。本書164頁に掲載。

- (11) 岡田茂和「図書館蔵の明治天皇巡幸等写真について」(『学習院大学資料館紀要』13号 1998年)。学習院大学所蔵と同じ「金沢城二の丸」焼付写真は、長崎大学付属図書館・宮内庁書陵部ほかイタリア公使バルボラーニが明治14年3月に日本から持ち帰ったとされる写真帖にも掲載される(『大日本全国名所一覧』平凡社 2001年)。
- (12) 明治15年3月付関係書類(『陸軍省大日記』)、本書163頁に掲載。
- (13) 田中徳英 1996。高畠厚定「職事日記」(金沢市立玉川図書館、加越能文庫)。
- (14) 「加州金沢御城来因略記」(石川県立図書館蔵)。以下では「来因略記」と略記する。このほか文化13年の「御城中總櫓並御門絵図」(金沢市立玉川図書館蔵)にも同様の立面図と注記がある。
- (15) 金沢大学付属図書館に明治14年焼失直前の橋爪門写真が3点所蔵され、この間の復元資料として活用されてきた。また学習院大学所蔵の「金沢城二の丸」写真(『写真集 明治の記憶』吉川弘文館 2006年)にも橋爪門が写っている。
- (16) 木越隆三「金沢城と辰巳用水」『辰巳用水調査報告書』金沢市埋蔵文化財センター 2009年。木越隆三「城を中心とした城下町景観の形成と変容」『金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化』金沢市 2009年。
- (17) 前掲木越「城を中心とした城町景観の形成と変容」
- (18) 田中徳英「金沢城の石川門について」『日本建築学会大会学術講演梗概集』1995年8月では、文化3年4月の日付のある後藤小三郎著「石川御門櫓下等御石垣積直絵図」を根拠とし、石川櫓下の石垣修理工事は文化3年4月に竣工したとみた。同絵図に「右之通り出来、猶応其時々可指圖者也」と記述するから、そのように判断したと思われるが、この記述は「右の通りの出来、なおその時に応じて指図すべき者なり」と訓読でき、文化3年は石垣が完成した時点と解釈するより、完成を目指した設計図を書き終えた時点と解すべきと考える。したがって、石垣の解体が終わり、いよいよ積み直す段階に入って作成された図面と理解したい。石垣修理工事は文化5年頃まで続いたと考えられる。
- (19) 江戸後期の河北門を描いた絵図史料について、木越・正見・石野 2007「河北門に関する絵図文献資料」で詳述した。

○江戸時代の姿

『加州金沢御城来因略記』(石川県立図書館蔵) より



図1 河北門 宝暦大火前 正面（一の門・ニラミ櫓）

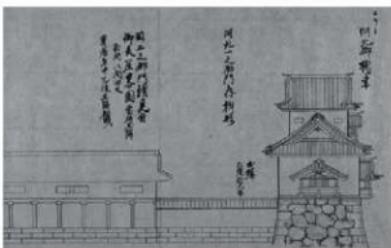


図2 河北門 宝暦大火前 橋形内（長屋・ニラミ櫓）

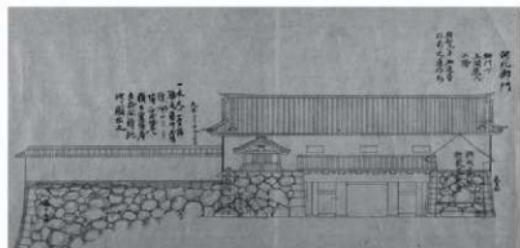


図3 河北門 宝暦大火前・後 二の門（橋形内より）

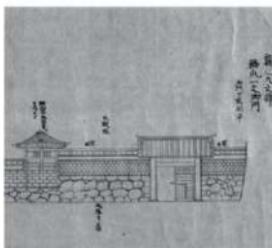


図4 横爪門 宝暦大火後 正面（出窓・一の門）

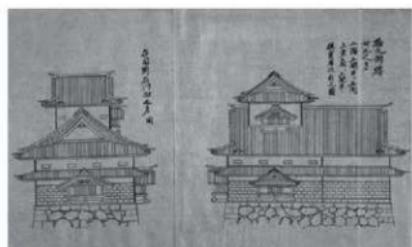


図5 横爪門 宝暦大火前 横爪櫓（東面・北面）

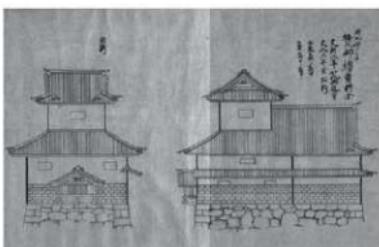


図6 横爪門 宝暦大火後 横爪櫓（東面・北面）



図7 横爪門 宝暦大火後 二の門（橋形内より）



図8 石川門 宝暦大火前 一の門（橋形外より）



図9 石川門 宝暦大火前 石川櫓（東面・北面）



図10 石川門 宝暦大火後 正面（石川櫓・一の門・二の門）

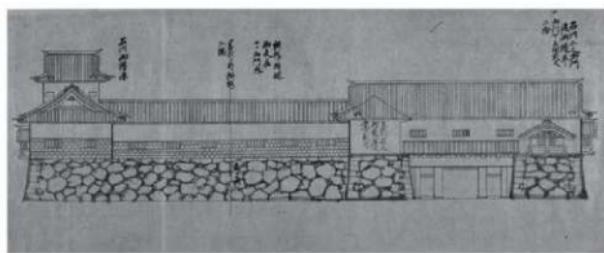


図11 石川門 宝暦大火後 橋形内（石川櫓・長屋・二の門）

○戦前の古写真



写真1 石川門 全景（大友佐俊蔵）



写真2 石川門 全景（個人蔵）

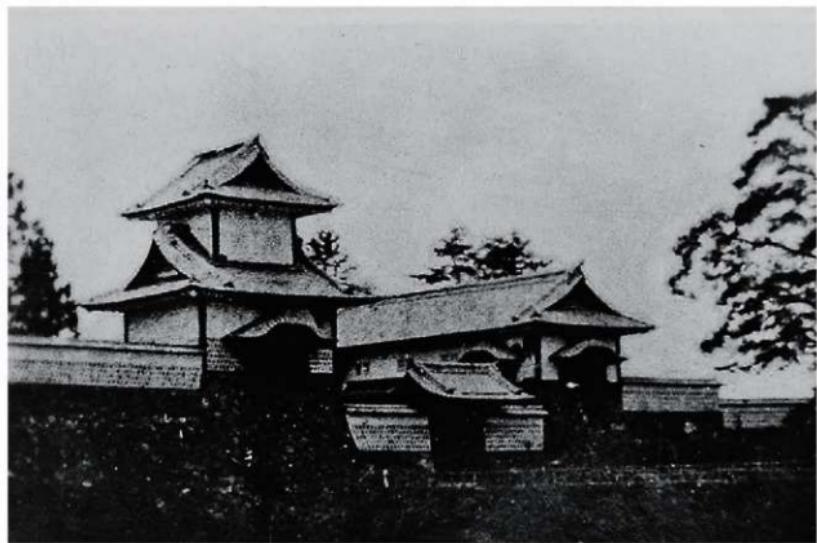


写真3 石川門 全景（金沢大学附属図書館蔵）

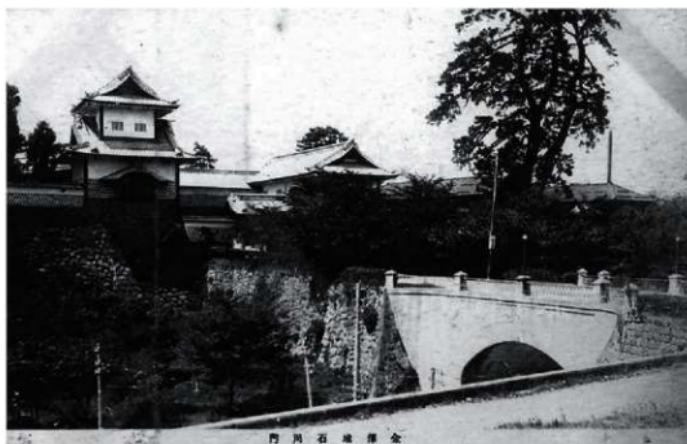


写真4 石川門 全景（絵はがき 石川県金沢城調査研究所保管）



写真5 石川門 主要部（絵はがき 石川県金沢城調査研究所保管）

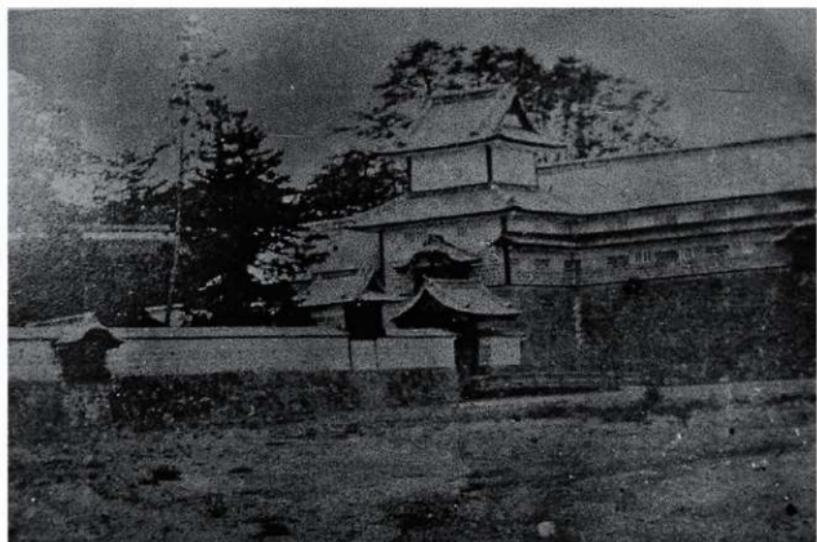


写真6 橋爪門 全景（金沢大学附属図書館蔵）



写真7 橋爪門 主要部（金沢大学附属図書館蔵）

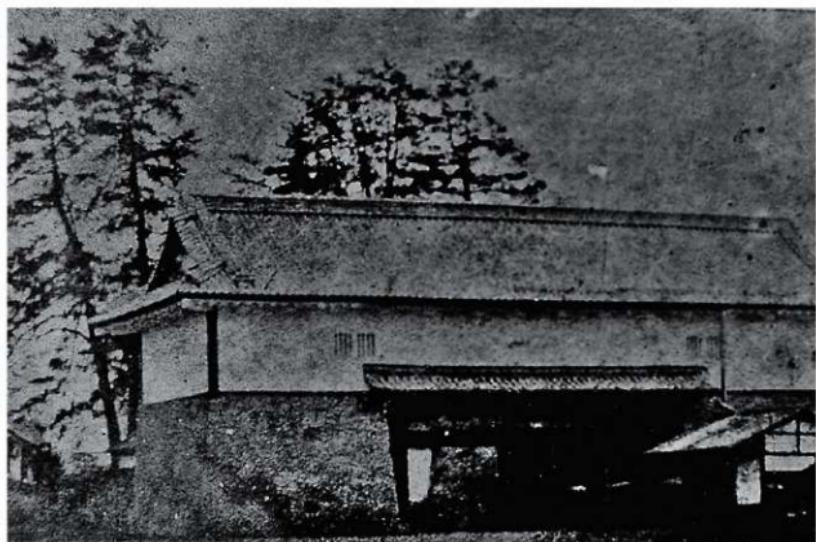


写真8 河北門 二の門 全景(金沢大学附属図書館蔵)



写真9 河北門 二の門 部分(金沢大学附属図書館蔵)

第3章 石川門の解体修理工事関係資料

(1) 金沢城石川門附属右方太鼓屏の発掘調査概要報告 (平成19~20年の解体修理工事に係る埋文調査の記録)	25
1 はじめに	25
2 調査の概要	25
(1) 調査区の設定	25
(2) 『造作弁図解』からみた控柱の位置	26
(3) 発掘調査手順	26
3 埋蔵文化財確認調査	27
(1) コンクリート製控柱の掘方	27
(2) 控柱抜取痕	28
(3) コンクリート製基礎と控柱抜取痕の位置	29
(4) 近世控柱の掘方・埋土	30
(5) コンクリート製控柱の掘方の周囲にある遺構	35
(6) 近世控柱の掘方以外の近世遺構	36
4 まとめ	37
(1) 控柱抜取痕の位置からみた『造作弁図解』	37
(2) 弘化控柱の形状・大きさ	37
(3) 控柱の抜き取り方法	38
(4) 弘化控柱掘方・控柱抜取痕の構造	38
(5) 弘化以前の控柱の掘方	39
(6) 九十間長屋続櫓台の近世遺構から考えられること	39
(7) 近世控柱の掘方からみた近世の太鼓屏の変遷	40
(8) 木製控柱からコンクリート製控柱への変更時期 －発掘調査からの情報－	40
(2) 金沢城石川門保存修理工事(昭和28~34年)の記録	43
1 工事記録写真	43
2 石川門ガラス乾板写真	84
3 石川門保存図	90
4 工事記録「報告書稿本」	158
第一章 金沢城の概要	158
第二章 石川門の概要	157
第三章 修理工事の概要	148
第四章 調　　査	139

(1) 金沢城石川門附属右方太鼓塀の発掘調査概要報告

1はじめに

昭和28（1953）～34（1959）年にかけて行われた、重要文化財である石川門の保存修理工事から半世紀を経た現在、石川門の太鼓塀の土台や柱が腐朽し、また海鼠壁や檼の建物の傷みが見られるようになつた。そこで、県教育委員会は平成18（2006）～25（2013）年度にかけ、「金沢城石川門保存修理事業」として太鼓塀の解体修理や、その他の建物の屋根の部分修理などを行うこととした。その際、弘化5（1848）年の修理時の状態に復するという現状変更を旨としている。

明治4（1871）年、城地が兵部省（後に陸軍省）の管轄となってから、大正～昭和初期の間に太鼓塀の修理工事が行われ、木製の垂直な控柱がコンクリート製の斜めの控柱に変更したとされる。その後、昭和28～34年に文化財保護委員会のもとで石川門の保存修理工事が行われ、太鼓塀の解体修理などが行われた。この2回の大きな工事で江戸時代後期の控柱遺構や、太鼓塀以前に存在した九十間長屋の建物遺構などが損壊されている可能性もあるが、遺構の遺存状態は定かではない。

一方、遺構が良好な状態で遺存していると考えた場合、この保存修理事業での控柱のコンクリート製から木製への付け替え工事により、江戸時代の遺構に影響が及ぶことも考えられた。このことから、遺構の確認を行い、この保存修理事業と埋蔵文化財保護の調整を図ることが必要となってきた。

そこで、平成19（2007）～20（2008）年にかけ金沢城石川門附属右方太鼓塀の発掘調査を実施し、弘化5年に建て替えられた（棟札による）右方太鼓塀の木製控柱抜取痕（以降、控柱抜取痕と表記する）の位置を中心とした遺構の確認を行うことを目的とした。本稿は、遺構に関する概報である。

2 調査の概要

（1）調査区の設定

石川門附属右方太鼓塀の発掘調査において、6つの調査区を設定した（図1）。

各調査区において、太鼓塀の主柱（木製控柱と貫で繋がつて太鼓塀の柱 図3参照）と対応して設置されていたコンクリート製控柱に、第1調査区から番号を付し、それに対応させた形で区画を設定した。設定した区画は、第1調査区は1～14区、第2調査区は17～30区、第3調査区は33～47区、第4調査区は48～60区、第5調査区は61～69、72～82区、第6調査区は83～90区である。区画は1～4区、3～34区のように表記した。

各調査区の幅は地覆石から約2m 40cmを測る位置とした。



図1 金沢城石川門（右方太鼓塀）保存修理事業に係る調査区位置図
1:1,000 0 20m

(2) 『造作弁図解』からみた控柱の位置

『造作弁図解』に収録されている図面は、金沢城のいつの時代の、どこの建物の図面なのか不明であるが、石川門附属太鼓塀と思われる図面が多数収録されており、この図面をもとに附属太鼓塀を造っている可能性もあると考えられる。この図面によれば、7寸角の木製控柱が太鼓塀より4尺5寸(1,360mm)を測る位置で、地中に4尺(1,210mm)埋めて設置すると記されている(図2)。

発掘調査前の状況で太鼓塀から4尺5寸を測る位置は、コンクリート製縁石の太鼓塀側のほぼ端にあたり、この縁石はコンクリート製控柱と一緒にとなって地中に取り付けられた、コンクリート製基礎の上方に設置されている。

近現代において、石川門の大きな修理工事が2回行われているが、この2回の工事で控柱抜取痕が損壊されていないとするならば、『造作弁図解』を参考にした場合、コンクリート製基礎の下方にその抜取痕があると考えられる(図3)。

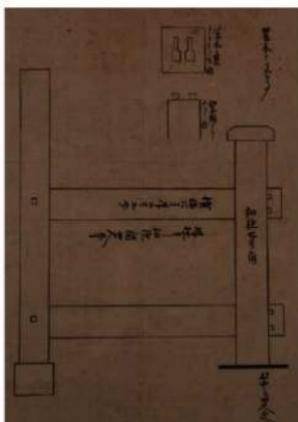


図2 太鼓塀の図面
〔『造作弁図解』金沢市立玉川図書館蔵〕

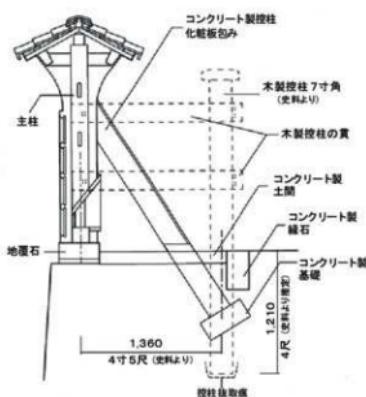


図3 金沢城石川門附属右方太鼓塀断面図
(文化財建造物保存技術協会作成図に加筆)

(3) 発掘調査手順

前述したように、近現代の2回の大きな修理工事で控柱抜取痕が損壊していないとするならば、右方太鼓塀のコンクリート製基礎の下方に、控柱抜取痕があると考えられることから、調査において障害となるコンクリート製土間、縁石、控柱及び基礎を除去することが必要となってくる。そこで、控柱抜取痕を確認するにあたり、原則次のような順序で行った。

- コンクリート製土間及び縁石を解体する。
- コンクリート製控柱とその基礎を除去する。
- コンクリート製控柱の掘方を検出し、埋土を除去する。
- 控柱抜取痕を検出し、埋土を除去する。
- 弘化控柱の掘方他を検出す。)

平成19年度の発掘調査では、調査と並行して太鼓塀の解体修理工事が行われており、そのため調査区の一部で、コンクリート製控柱及び基礎を残した状態で発掘調査を行っていった。

3 埋蔵文化財確認調査



発掘調査前の右方太鼓塀（第1、2調査区 南東から）

（1）コンクリート製控柱の掘方

コンクリート製縁石を除去した跡を利用して、トレンチを設定し、壁面からも確認しながらコンクリート製控柱の掘方の検出を行った。

第2～6調査区において、コンクリート製控柱の掘方は概ね楕円形を呈していた。ただ第1調査区では、石垣の裏込めに比較的土の混入が少なかったことなどから、掘方を確認することは困難であった。第2～6調査区において、掘方埋土は主に黒褐色系、暗褐色系の土であった。

コンクリート製基礎の周囲には河原石が入れられ、河原石は基礎を固定しようとしたものである。また、その基礎下には根石が置かれており、コンクリート製基礎が沈まないよう、コンクリート製控柱と一緒に斜めに設置されている基礎の傾きがかわらないよう置かれたものである。



3-46区 コンクリート製控柱掘方検出状況
(西から)



2-19区 コンクリート製控柱掘方埋土除去
(南から)

(2) 指柱抜取痕（表1、2 参照）

指柱抜取痕を検出する過程で、いくつかの特色ある状況を確認した。1点目はしまりのない土で、指柱を抜き取った跡に埋め戻した土がしまりがなくなり、その関係で上面の土もしまりのない状態になつたと考えられる。2点目は周囲より少し壅んでいるところのあるものや空洞部分のみられるもので、指柱を抜き取った跡に河原石や土などを入れて埋め戻したもの十分な埋め戻しがなされていなかつたこと、あるいは工事が終わって長い年月が過ぎ、少し沈んできたことが考えられる。3点目は河原石や薄片になった戸室石が円形（半円）を描く（石が巡る）よう配されているもので、この河原石や戸室石は指柱を抜き取った跡を埋め戻したときに周囲に残されたものと考えられる。4点目は河原石などが集まりをみせているもの（石の集まり）で、河原石などは指柱を抜き取った跡に入れたものである。5点目はコンクリートの細粒がみられるもので、細粒が少量だけでなく、多量に入るものもみられた。

指柱抜取痕を検出する過程で、上記のしまりのない土、壅み、空洞部分、巡る石、集まりのみられる石、コンクリートの細粒は太鼓堀の主柱の正面に位置し、これらの下方に指柱抜取痕があることを確認した。指柱抜取痕の形状は概ね円形を呈していたが、方形を呈するものもあった。確認した上端の径は26～46cmを測る範囲内にあった（但し、4-58区は約90cm）。指柱抜取痕の埋土は主に黒褐色系、暗褐色系の土でしまりがなく、なかには粒径が細かく、柔らかいものもあった。また、埋土に炭や漆喰の混入しているもの他、約10cmの大きさなどの河原石が多く入っているものなどもあった。

第4調査区において、指柱抜取痕の幅が概ね一定となる上端と下端の中間地点を指柱抜取痕の（埋土の）径とし、確認した指柱抜取痕の（埋土の）径は22～40cmを測る範囲内にあった。

指柱抜取痕の底部において、河原石又は薄片あるいは加工した戸室石が置かれているものを確認した。この石は、主として指柱の高さを調整する目的で置かれたものと考えられる。長径約25cm以上の大きさの河原石が置かれているものや、26cm×30cmの方形の加工した戸室石が置かれているものもあった。一方、第3調査区では、底部に約1cmの小石の入ったものを半数で確認した。

指柱抜取痕の位置は、確認した区において、地覆石の中央からの長さは114～136cmを測る範囲内にあった。また各調査区において、指柱抜取痕の全体的な位置は概ね一直線上にあった（図5、9、12参照）。一方、地覆石の天端からの深さは104～142cmを測る範囲内にあった。なお5-82区では、指柱抜取痕の埋土とその周囲の土は同色系で柔らかく、指柱抜取痕のおおよその位置しか確認できなかつたが、階段が後方にある関係で、他の区より長さは短く（約80cm）、深さも浅かつた（約70cm）。



主柱の正面に、河原石などの集まり（左写真）、指柱抜取痕（中央写真、右写真）を確認した



1-5区 空洞、石の巡り（南から）



4-55区 石の巡り（西から）



5-63区 石の集まり（北西から）



5-80区 塗み（北東から）



6-86区 コンクリート細粒（南西より）



6-86区 拔取痕底部の方形戸室石（東から）

(3) コンクリート製基礎と控柱抜取痕の位置
図4はコンクリート製基礎の位置を見通しで示した土層断面図である。コンクリート製基礎の中心は地覆石の中央から140cmを測る位置に置かれていた。一方、控柱抜取痕の中心は地覆石の中央から116cmを測る位置で確認した。控柱抜取痕はコンクリート製基礎の下方にあった。6-86区においても、控柱抜取痕はコンクリート製基礎の下方にあることを確認した。

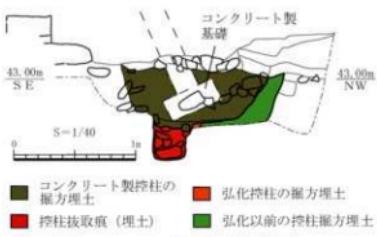


図4 5-68区半截土層断面

(4) 近世控柱の掘方・埋土

コンクリート製控柱の掘方（2-25区）、弘化控柱の掘方（1-4、5区、第4調査区）、区内（1-9、10区、2-20区、5-68区）を半蔵し、近世控柱（弘化控柱、弘化以前の控柱）の掘方・埋土などの確認を行った。4-58区、5-68区では、コンクリート製控柱の掘方埋土を残した状態で行った。なお、近世の土層は考古学的に弘化（以前）と確定できたわけではなく、文献などに依拠した（便宜的）表現である。

〔1-4、5区〕（図5参照）

1-4、5区において、掘方埋土としてにぶい黄褐色土を確認した。1-5区では半蔵する過程で、弘化控柱の掘方埋土と考えられる土からガラス片や近代の磁器が出土した。弘化期の改修後から大正～昭和初期の間に改修工事が行われ、そのときに掘方埋土に混入したか、大正から昭和初期の改修工事のときに控柱抜取痕の埋土に混入し、その埋土が堀り切れていたことが考えられる。

1-4区では、石垣の裏込めの栗石が控柱掘方の南側の黒褐色土（近世整地層）とその下層の黄褐色土を切って敷きつめられ、1-5区では、石垣の裏込めの栗石が調査区の南端まで敷きつめられ、共に、控柱を据える位置の栗石を取り除くような形跡ですり鉢状を呈した掘方を作っていた。



1-5区 掘方半蔵土層断面（西から）



■ 控柱抜取痕

■ 弘化控柱掘方



1-9、10、11区 控柱抜取痕完掘状況（南から）

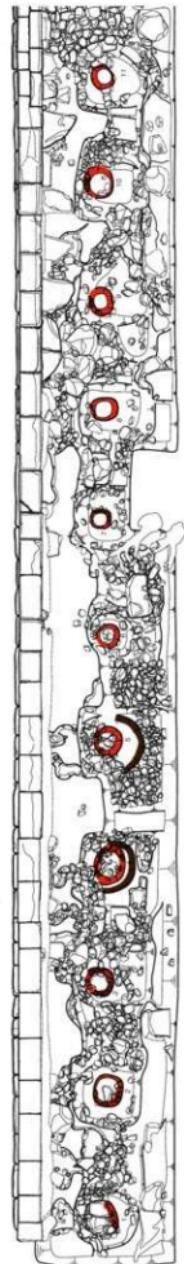


図5
第1調査区遺構平面図
(1-1~11区まで)

[1-9、10区] (図6、7参照)

1-9、10区において、控柱抜取痕の（埋土の）周囲では、控柱の押さえとして配されていた河原石、弘化控柱の掘方埋土を確認した。弘化控柱の掘方埋土は暗褐色砂質土で、その下は暗褐色系の弘化以前の控柱の掘方埋土となっていた。

1-9区では、弘化控柱の掘方は弘化以前の控柱の掘方埋土を切って作られていた。一方、控柱抜取痕の背後にある三ノ丸を造成したときの整地層と考えられる黄褐色土の近世整地層に沿って、石垣の裏込めの栗石が遺存し、弘化控柱の掘方埋土はこの栗石を覆い、掘方は近世整地層をも切っていた。弘化以前の控柱の掘方埋土も黄褐色土の近世整地層に沿って遺存していた栗石を覆い、掘方は近世整地層を切っていた。

1-10区でも、弘化控柱の掘方は弘化以前の控柱の掘方埋土を切って作られ、控柱抜取痕の背後では、弘化控柱の掘方は1-9区から続いている近世整地層の黄褐色土をほぼ垂直に切っていた。

黄褐色土の下層で、黒～暗褐色土の近世整地層を確認した。この近世整地層は三ノ丸を造成したときの整地層と想定され、弘化以前の控柱の掘方はこの整地層を切っていた。黒～暗褐色土は底面の基盤としても確認し、また、控柱抜取痕下のやや西側の位置で円形状に落ち込んでいる状況も確認した。

底面の西側では、近世整地層に接している石垣築造時の裏込めの栗石層がみられた。その北側横には直方体の戸室石が置かれ、この栗石層と戸室石は近世整地層に対して垂直な位置関係にあった。



1-9区 半截土層断面（西から）



1-10区 半截土層断面（北西から）



1-10区 半截土層断面（北東から）



図6 1-9区半截土層断面模式図

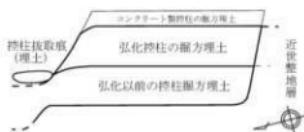


図7 1-10区半截土層断面模式図

[2-20区]

控柱抜取痕（埋土の）周囲で、控柱の押さえとして配されていた河原石、薄片となった戸室石や弘化控柱の掘方埋土を確認した。周囲の石は方形を呈するような形跡で確認し（37頁写真参照）、弘化控柱に接していたと考えられる。

弘化控柱の掘方埋土は暗褐色砂質土で、その下は黄褐色シルト質の弘化以前の控柱の掘方埋土となっていた。弘化控柱の掘方は弘化以前の控柱の掘方埋土を切って作られ、その掘方は三ノ丸を造成したときの整地層と考えられる黄褐色土を主とする近世整地層を切っていた。

弘化控柱の掘方の15～20cm南側では、弘化以前の控柱の掘方が弧を描くように近世整地層を切っていた。弘化以前の控柱の掘方は円形を呈していたと想定される。

[2-25区]（図8参照）

控柱抜取痕（埋土の）周囲で、控柱の押さえとして配されていた河原石や戸室石及び弘化控柱の掘方埋土を確認した。抜取痕のすぐ背後には、約26cm×16cm×8cmを測る概ね直方体の戸室石が置かれ、控柱に接していたと考えられる。

コンクリート製控柱の掘方の中央より北西側では、弘化控柱の掘方埋土（暗褐色砂質土が主）の下層は、暗褐色土の弘化以前の控柱の掘方埋土となっており、弘化控柱の掘方は弘化以前の控柱の掘方埋土を切って作られていた。

コンクリート製控柱の掘方の中央より南東側南壁では、弘化控柱の掘方及びコンクリート製控柱の掘方は、三ノ丸を造成したときの整地層と考えられる黄褐色土を主とする近世整地層を切っていた。

コンクリート製控柱の掘方の中央より北西侧西壁では、近世整地層を切る遺構を検出した。この遺構の形状は、北東～南西方向を軸とする幅約50cm、近世整地層より地覆石までの間で、長さが約180cm以下の、平面的には長方形と考えられ、また、この遺構はコンクリート製控柱の掘方、弘化控柱の掘方の中央より北西側に位置し、弘化以前の控柱の掘方と考えられる。

控柱抜取痕の底部はしまった土で、底部より8cm下から扁平な河原石が出土した。河原石の上の土は弘化控柱の掘方埋土で、柱を据えるときに入れて固めたものと想定される。河原石は控柱抜取痕のほぼ真下に位置し、弘化以前の控柱の掘方埋土が存在する状況から、弘化以前の控柱に伴うものと考えられる。



2-20区 半截土層断面（南東から）



2-25区 半截土層断面（北西から）

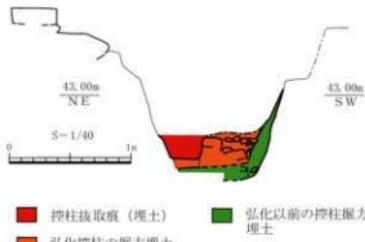


図8 2-25区半截土層断面

〔第4調査区概要〕 (図9参照)

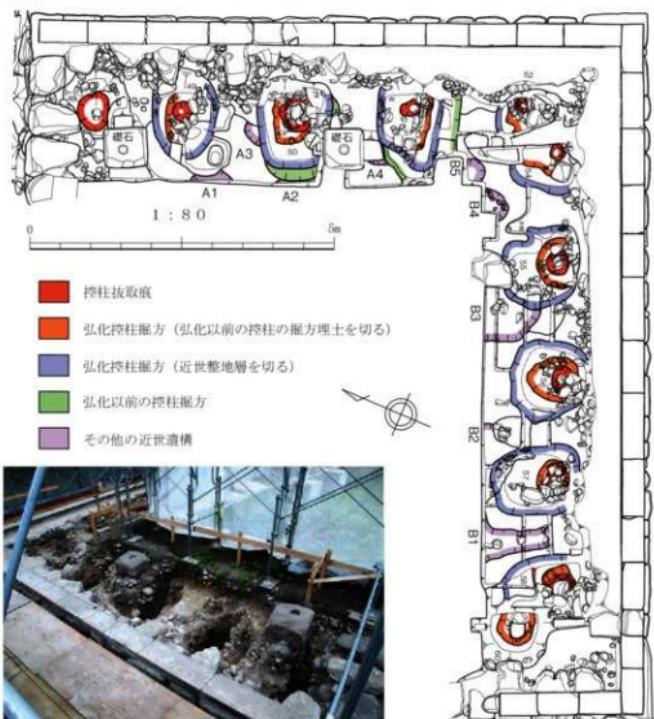
控柱抜取痕の埋土下には、控柱を据えるための根石が置かれていた。また、その埋土の周囲で控柱を押さるために配された河原石や弘化控柱の掘方埋土を確認した。

弘化控柱の掘方埋土の下層は弘化以前の控柱の掘方埋土となっており、弘化控柱の掘方は弘化以前の控柱の掘方埋土を切って作られ、一方、太鼓壠側以外のいすれかの方向において近世整地層を切っていた。

確認した弘化控柱の掘方は概ね楕円形を呈していたが、太鼓壠側は石垣石、石垣の裏込めの栗石やコンクリート製土間の一部が残っていた関係で確認できなかった。またその掘方は、平面的には近世整地層を切る部分と弘化以前の控柱の掘方埋土を切る部分の繋がりはわからなかつたが、コンクリート製控柱の設置により弘化控柱の掘方埋土が除去されたためと考えられる。

弘化控柱の掘方の径は、4-49~51区の南北方向では約110~140cm、4-55~57区の東西方向では約120~140cmを測る。なお、4-48区では北側に石垣石、西側に礎石があるなどから、弘化控柱の掘方は確認できなかつた。

4-49、51、52区では平面から、4-49、51、55、57、58区では断面から、弘化以前の控柱の掘方を確認した。



第4調査区 完掘状況(北から)

図9 第4調査区遺構平面図

〔4-51区〕(図9、10参照)

控柱抜取痕の埋土(暗褐色土が主)下には、控柱を据えるための根石が置かれていた。また、その埋土の周囲では控柱を押さるために、弘化控柱の掘方埋土(褐色土と暗褐色土)はいうまでもなく、西側には長径50cm以上、東側には長径30cm以上を測る大きな河原石が、南側には長径約60cm以上を測る、平らで大きな河原石が配されていた。

弘化控柱の掘方埋土の下層は黒褐色砂質土で、弘化以前の控柱の掘方埋土となっており、弘化控柱の掘方は弘化以前の控柱の掘方埋土を切って作られていた。控柱抜取痕の背後では、弘化控柱の掘方は近世整地層を切り、弘化以前の控柱の掘方も近世整地層を切っていた。また、弘化控柱の掘方は近世整地層を北及び南側でも切っており、掘方の南北方向の径は約110cmを測る。

弘化控柱の掘方の西側では、弘化控柱の掘方に切られた遺構を検出した。この遺構の埋土はにぶい黄褐色土であった。遺構は、弘化控柱の掘方を南東側方向に約30cm移動させたような状態で検出し、形跡は弘化控柱の掘方に近似していた。このことから弘化以前の控柱の掘方と想定される。

〔4-58区〕(図11参照)

コンクリート製控柱の掘方埋土下の、コンクリート製基礎の真下部分にあたる位置で、上端が約90cm、下端が約30cm、高さが約40cmを測るやや変形した逆台形状の層を確認した。この層は暗褐色土、黒褐色土が混じり、約5~10cmの河原石や釉薬瓦を含んだ控柱抜取痕の埋土となっていた。

控柱抜取痕の埋土の下層は暗黄褐色土、暗褐色土、淡黄褐色土の混じる弘化控柱の掘方埋土となっていた。また控柱抜取痕の背後では、弘化控柱の掘方埋土の下層は暗褐色土の弘化以前の控柱の掘方埋土となっていた。

弘化控柱の掘方は、弘化以前の控柱の掘方埋土を切って作られ、この掘方の北側では近世整地層を切っていた。近世整地層を切る弘化控柱の掘方は東側でも確認した。一方、弘化控柱の掘方埋土下で、表土より約45cm下った地点から弘化以前の控柱の掘方が近世整地層を切っていた。



4-51区 完掘状況(東から)



4-58区 完掘状況(南東から)

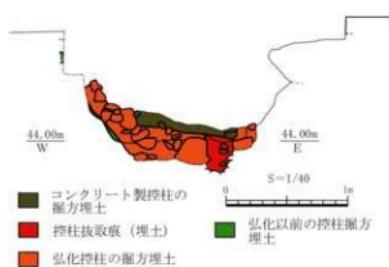


図10 4-51区半截土層断面

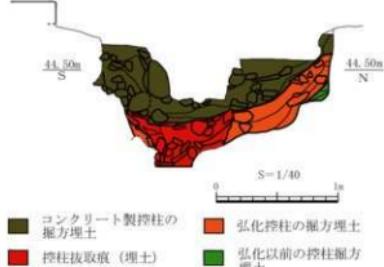


図11 4-58区半截土層断面

(5) コンクリート製控柱の掘方の周囲にある遺構（図12参照）

第5調査区の出しより石川門側と第6調査区では、コンクリート製控柱の掘方の南西側と北東側で、コンクリート製控柱の掘方を囲むような形状を呈した遺構を検出した。

この遺構は、コンクリート製縁石より太鼓堀側ではコンクリート製土間除去後約10cm下で、コンクリート製縁石下では縁石の基礎となっている河原石の下で検出した。第5調査区では遺構の径は約120～160cmを測る。第6調査区では片側だけの検出がほとんどであった。

第5調査区では、コンクリート製控柱の掘方の周囲にある遺構の外側の土は砂質のにぶい黄褐色土が主で、焼土が混じっていた。遺構の内側の土は黒褐色土が主で、黄褐色土と焼土が混じっていた。

第4調査区において、コンクリート製控柱の掘方の周囲で近世控柱の掘方を確認し、5-68区においても、コンクリート製控柱の掘方の下層で近世控柱の掘方を確認していることから、この遺構は近世控柱の掘方と考えられる。だが、弘化控柱の掘方か、弘化以前の控柱の掘方かは明らかではない。



5-80区 コンクリート製控柱掘方（内側の線）
の周囲にある遺構検出状況（南東から）



第5調査区 完掘状況（南西から）

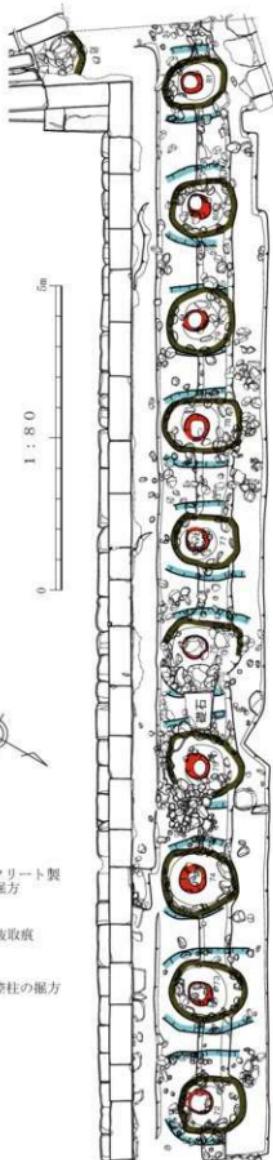


図12 第5調査区遺構平面図
(出しより石川門側)

(6) 近世控柱の掘方以外の近世遺構 (図9、13参照)

4-49~51区の概ね西側と4-54~58区の概ね北側で、近世控柱の掘方以外の近世の遺構を検出した。その遺構は近世控柱の掘方などに切られ、また調査区外にも延び、形状は明確ではなかった。

[4-49~51区]

4-49区の弘化控柱掘方の南西側にある遺構 (A 1と図9に表記。以下同様) は、調査区の西側壁面において、灰黄褐色土や黄褐色土の近世整地層を逆台形状に切り込んでいた。遺構A 1の上端の径は約110cmを測る。下端は確認できていないが、表土より約35cm下では、約75cmを測る。

4-50区の弘化控柱掘方の西側にある遺構 (A 2) は、北側では遺構A 1と同じ黄褐色土の近世整地層を逆台形状に切り込んでいた。遺構A 2の下端の位置を確認し、その標高は44.32mであった。遺構A 2の南側には礎石がある関係で、南側の掘方については明らかにできなかつた。

遺構A 2は上面が整地され、その後に作られた弘化以前の控柱の掘方に切られていた。遺構A 2の上面の整地層は遺構A 1の直上にもあり、遺構A 1とA 2は少なくとも下限が同じと考えられる。

4-50区の弘化控柱掘方の北西側にある遺構 (A 3) はその掘方に切られ、弘化控柱設置以前の遺構であるが、その遺構の南西側にある弘化以前の控柱掘方に切られている可能性もある。一方、4-51区の弘化控柱掘方の西側にある遺構 (A 4) は、弘化以前の控柱の掘方に切られ、遺構A 1、A 2、A 4は弘化以前の控柱設置以前に属し、遺構A 3も属する可能性がある。

[4-54~58区]

4-57区と58区の間で検出した南北方向の溝状遺構 (B 1) は、黄褐色土の近世整地層を基盤として作られていた。この遺構の掘方は、西側において逆台形状に切り込んだ様相を呈していた。切込面上に堆積した土は基盤に平行で、堆積土の底面部分が平らな様相を呈する状況にあり、高さ調整を行う目的で入れられた埋土だろうか。その埋土の上の層は炭粒や焼土を非常に多く又は多く含み、宝暦の大火灾によるものと想定される。遺構B 1はこのような土で埋め戻され、宝暦の大火灾以前に属する遺構と考えられる。

4-56区と57区の間で、調査区の北側にある遺構 (B 2) は近代の遺構に切られ、形状は不明であった。調査区北側壁面の土層から、遺構B 2は遺構B 1に後出し、4-55区の弘化控柱掘方の西側で検出した遺構 (B 3) に先行していたことを確認した。

遺構B 3は弘化控柱の掘方に切られ、形状は弘化控柱の掘方に類似している。弘化以前の控柱掘方の可能性も考えられたが、この掘方では控柱の位置が太鼓壠から約1.8~2m離れたところにあることとなり、弘化以前の控柱の掘方とは考えにくい。

4-55区の弘化控柱掘方の西側にある遺構 (B 4) は、形状が円形を呈すると推測され、遺構B 3と同様の整地層を上面で確認し、遺構B 3とB 4は少なくとも下限が同じと考えられる。一方、4-54区の弘化控柱掘方の北側にある遺構 (B 5) も、形状が円形を呈すと推測され、遺構B 4と同様の埋土 (褐色土) を確認し、遺構B 4とB 5は同時期に属すると想定される。遺構B 3、B 4、B 5は弘化控柱の設置以前に属する。

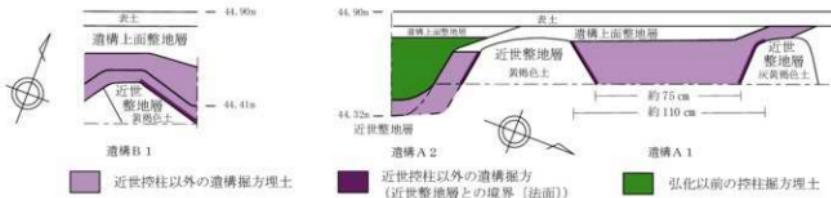


図13 調査区壁面における近世遺構 (A 1、A 2、B 1) 断面の模式図

4 まとめ

石川門附属右方太鼓壇の発掘調査から確認されたことを整理し、若干の考察を行いまとめとする。

(1) 控柱抜取痕の位置からみた『造作弁図解』

控柱抜取痕は、検出途上で確認したしまりのない土のところ、窪みのみられるところ、空洞部分のみられるところ、河原石などが円(半円)状に巡っているところ、河原石の集まりのみられるところ、コンクリートの細粒があるところ、換言すれば、これらの点は控柱抜取痕の位置を示唆するところであり、一方コンクリート製基礎下でもあり、この下方で控柱抜取痕を確認した。控柱抜取痕の位置は概ね太鼓壇と平行した直線上にあり、また太鼓壇の主柱の正面に位置していた。

控柱抜取痕の地覆石の天端からの深さは、確認したもの(17箇所)で104~142cmを測る範囲内にあった。控柱が地中に入る深さに関して、『造作弁図解』ではどこから4尺(121cm)入るのか明記されていない。調査で得られた深さの数値は地覆石の天端からのもので、地覆石の高さ(約12cm)に対して、1/3~2/3程度土間が施されたとすれば、当時の土間の天端からの深さは104~142cm-a cmとなる。仮に8cm減とすると、確認した深さは96~134cmとなる。121cmに満たないのは4/17となるが、5-82区のように極端に浅い例もみられることから、4尺の部材を用意し、現場の事情に合わせたとみた場合、むしろ10cmを越えて深いものが1例(1-5区)しかみられないのは、『造作弁図解』の仕様によく準じているとみることができなくもない。

控柱抜取痕の地覆石の中央からの長さは、確認したもので114~136cmを測る範囲内にあり、『造作弁図解』で示されている寸法(4尺5寸=136cm)と同じか、それよりも短かった。2-20区では、地覆石の中央から控柱抜取痕までの長さが114cmと、『造作弁図解』で示されている寸法より22cmも短く、その他3調査区(第1、4、5調査区)でも、長さが110cm台のところがあった。4尺5寸の部材を用意したものの、何らかの事情により現地あわせで調整したとすれば、施工は『造作弁図解』の図によく符号するともいえよう。いずれにしても、地覆石の中央から136cmを越える控柱抜取痕が確認されなかつたことの意義は大きなものがあるように思われる。

(2) 弘化控柱の形状・大きさ

2-20区において、控柱の押さえとして配されていた河原石及び薄片となった戸室石を確認したが、下の写真で●印を付した河原石及び戸室石で囲まれた形状は概ね方形を呈し、控柱の4つの面に接していたと考えられる。また、控柱抜取痕の東側と西側で控柱の面に接していた河原石の面は概ね直線状(下の写真的赤線)となっており、太鼓壇に対しほぼ垂直の位置関係にあった。

5-68区においても、控柱の押さえとして配されていた河原石は図14で示すように、コの字型を呈

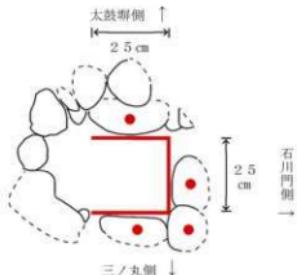


図14 5-68区控柱抜取痕周囲の河原石・戸室石模式図

2-20区 控柱抜取痕周囲の河原石・戸室石

し、●印の付した河原石は控柱の3つの面に接していたと考えられる。控柱抜取痕の太鼓堀（南東）側、石川門（南西）側、三ノ丸（北西）側において、控柱の面に接していたと考えられる河原石面は概ね直線状となっており、太鼓堀に対しても、2方（太鼓堀側・三ノ丸側）の面がほぼ平行の位置関係にあった。また、控柱抜取痕内の太鼓堀側と石川門側の長さは約25cmであった。

このような2-20区、5-68区の控柱抜取痕の周囲の河原石、戸室石の状況は、控柱が正方形であったことを示唆するものである。

また、控柱抜取痕の（埋土の）径は、4-51区では22cm、4-57区では24cmであった。控柱抜取痕の（埋土の）径から控柱の大きさが推測でき、控柱の大きさはそれぞれ22cm、24cm以下であったと考えられる。また、前述した5-68区においては、控柱の大きさは25cm以下であったと想定される。データは少ないが、このような数字から考えると、控柱の大きさは一辺が22cm以下の角柱であったことが想定され、『造作弁図解』で示される値（7寸=21.21cm）と齟齬がない。

（3）控柱の抜き取り方法

控柱抜取痕の上端の径から控柱の抜き取り方法を推測することができる。4-51区において、東西方向の上端の径は26cmであった。控柱の寸法を約20cm角と考えると、上端の径と控柱の大きさにあまり差がみられず、4-51区では東西方向に控柱をほとんど傾けることなく抜き取ったことが想定される。また4-57区において、南北方向の上端の径は26cmであった。この区でも、南北方向に控柱をほとんど傾けないで抜き取ったことが想定される。

控柱抜取痕の上端の径が30cm以上になると、控柱を傾けて抜き取ったことが想定され、上端の径が大きくなればなるほど、控柱を大きく傾けて抜き取ったことが考えられる。上端の径を確認した控柱抜取痕のほとんどが、径は30cm以上であった。

4-58区において、南北方向で、上端約90cm、下端約30cm、高さ約40cmの、やや変形した逆台形状の控柱抜取痕の埋土層を確認した。控柱抜取痕はその背後（北側）において、北から南方向に向かつて弘化控柱の埋土を斜め切っている。この切り合いから考えて、控柱を抜き取るときに控柱の周囲の土を除去し、その後に、控柱を少し傾けて抜き取ったと想定される。

なお、控柱を抜いた後に周囲が崩れることも考えられることから、上端の径が30cm以上の控柱抜取痕において、すべて控柱を傾けて抜き取っているとはいきれない面もあることを付しておく。

（4）弘化控柱掘方・控柱抜取痕の構造

1-9、10区、2-20、25区、第4調査区、5-68区において確認した弘化控柱の掘方は弘化以前の控柱の掘方埋土を切って作られ、両者の関係が分かる。

1-9、10区、2-20、25区、5-68区では、三ノ丸の近世整地層が弘化控柱の掘方の基盤となっていた。一方、第4調査区のように太鼓堀側以外の周囲が近世整地層で、弘化控柱の掘方の基盤となっていた。この近世整地層は石垣を積む際に同時に施工されたもので、控柱抜取痕の背後に続いている。

弘化控柱の施工方法として、弘化以前の控柱の掘方埋土を切り、控柱を据えるための根石を置き、控柱の周囲に押さえとしての河原石、埋土を配したものがある。これは第4調査区でみられた。一方、2-25区のように、弘化以前の控柱の掘方埋土を切り、控柱を据える位置を埋土で固め、控柱の周囲に押さえとしての河原石、埋土を配したものもみられ、そのあり方も一様ではなかったといえる。

5-62区や6-86区のように、控柱抜取痕の底部のほぼ全面が約30cmの河原石、加工戸室石の置かれているものは、前者に属すると考えられる。

ところで、1-4、5区において、掘方の埋土中でガラス片、磁器が出土しているが、これは控柱抜取痕側からであり、大正から昭和初期の改修工事のときに、控柱抜取痕の埋土中に混入し、その埋土が掘り切れていた可能性が高いと考えられる。

1-4、5区の当該埋土を弘化期のものと考えた場合、この区における掘方は石垣の裏込めの栗石を基盤として掘方が作られ、1-9、10区、2-20、25区、第4調査区と異なった構造で、弘化以前の控柱の掘方との関係は明らかにできなかった。

この掘方では、石垣の裏込めの栗石上でにぶい黄褐色土の埋土を確認している。この掘方における控柱の施工方法は、控柱の周囲に押さえとしての埋土を配したものである。

(5) 弘化以前の控柱の掘方

弘化以前の控柱の掘方は部分的ではあるが、断面と平面で確認した。断面では、弘化以前の控柱の掘方が背後の近世整地層を切っていることを確認し（1-9、10区、2-25区、4-49、51、55、57、58区、5-68区）、背後の近世整地層は弘化以前の控柱掘方の基盤にもなっていた。

平面的には、円形、楕円形を呈する弘化以前の控柱の掘方を検出した。2-20区では円形を呈し、掘方は南側で、弘化控柱の掘方より約15~20cm大きかった。4-49、50、51区では楕円形を呈し、4-49区は弘化控柱と弘化以前の控柱の掘方は概ね同じ大きさで、4-50、51区は弘化控柱の掘方の南東側に約20~30cm移動又は大きくした形状で検出し、3区とも概ね同じ位置であった。

ところで、1-10区において、近世整地層に垂直に接している石垣築造時における裏込めの栗石層とこの栗石層の北側に接して置かれた直方体の戸室石は、弘化以前の控柱の掘方埋土と接し、弘化以前の控柱の掘方となっていたことが想定される。一方、2-25区において幅約50cm、近世整地層より地覆石までの間で、長さが約180cm以下の、平面的に長方形を呈した遺構を検出し、その埋土は弘化以前の控柱の掘方に通有なもので、その可能性が考えられる。

1-10区で想定される弘化以前の控柱掘方の一部と、2-25区で弘化以前の控柱掘方の可能性が考えられる遺構の形状が近似していた。また控柱抜取痕下で、1-10区では円形状の落ち込みがみられ、2-25区では扁平な河原石がみられたが、これらは弘化以前の控柱の抜取痕や、その底部に高さ調整を主たる目的として置かれた石であると想定され、控柱（抜取痕）の位置は弘化のものと弘化以前のものは概ね同じであったといえよう。

弘化以前の控柱の掘方として、円形、楕円形以外に、長方形の掘方も存在したことが想定される。

(6) 九十間長屋続櫓台の近世遺構から考えられること

九十間長屋続櫓台において、弘化及び弘化以前の控柱の遺構以外で近世の遺構を検出した。この近世の遺構について、弘化控柱の掘方に切られた遺構はA3、B3、弘化以前の控柱の掘方に切られた遺構はA2、A4である。それぞれの掘方に切られた2つの遺構について、これ以外に共通点は見受けられない。一方、遺構B3、B4、B5及び遺構A1、A2はそれぞれ少なくとも下限を同じくする遺構で、前者はこれ以外に共通点は見受けられない。後者は地覆石の中心からの長さが約270cm、同じ近世整地層を切り込んでいるといった共通点が見られ、また、遺構A1、A2と遺構B1は黄褐色土の近世整地層を切り込んでいることなどが共通している。このことから遺構A1、A2、遺構B1について考える。

遺構A1、A2は、地覆石の中央から約220cm以上離れた位置から調査区西端までの間で検出した。地覆石の中央より220cm以上離れた位置は、『造作弁図解』で示されている控柱の位置の寸法からみても大きく隔たっている。遺構A1とA2は近世の控柱に関する遺構でないと考えられる。

遺構B1は宝暦の大火前に属すると考えられる溝状の遺構で、その掘方は遺構A1、A2と同じ黄褐色土の近世整地層を基盤として作られていた。また掘方が逆台形状の様相を呈していたが、遺構A1、A2も逆台形状の掘方であった。さらには、遺構B1は平らな様相を呈している底面の高さが標高44.41mで、遺構A2の掘方の底面の高さが標高44.32mで、両者はほぼ同じ高さであった。構造的に見て、遺構B1と遺構A2（A1含む）は概ね同じと考えてよいと思われる。

遺構A1、A2が属する時期の上限は定かではないが、弘化以前の控柱を設置するまでの間であつたことが考えられる。遺構B1は宝暦の大火前に属すると想定されることから、構造的に似ている遺構A1、A2も宝暦の大火前と考えられるのではないだろうか。

では、遺構A1、A2と遺構B1はどのような遺構であろうか。宝暦の大火前は、ここには九十間長屋統棟が存在したことが絵図から知ることができ、この遺構は棟の柱の掘方と考えられるのではないかだろうか。もし、棟の柱の遺構であるならば、A1、A2間は150cm（5尺）離れており、南北方向の柱は5尺間隔で置かれていたと考えられよう。一方、遺構A1、A2の延長上と遺構B1の延長上との交わる位置までの遺構B1からの長さは、約540cmを測る。東西方向の柱は180cm（6尺）間隔に置かれていた可能性がある。しかし、現在のところ棟の図面の存在は明らかではない。

なお、遺構B1は溝状の遺構であるが、調査区の北側壁面あたりでは平面的に円状の掘方になつていくような様相を呈している。

（7）近世控柱の掘方からみた近世の太鼓廻の変遷

近世控柱の掘方として、弘化控柱の掘方と弘化以前の控柱の掘方を確認した。4-50区において、弘化以前の控柱の掘方に切られる遺構を検出した。この遺構は宝暦大火前の建物（棟）の遺構と考えられることから（6参照）、弘化以前の控柱の掘方は太鼓廻の創建時（石川門再建の天明8年（1788年）のものと想定される。弘化以前の控柱の掘方を創建時のものとすると、記録に残る（弘化）以外の改修痕跡は確認されなかつたことになるが、近現代の太鼓廻の大きな改修工事は50～60年経つて行われていることから考えると、弘化5年まで控柱の取り替えを伴う改修工事が行われていないとしても矛盾はない。

（8）木製控柱からコンクリート製控柱への変更時期－発掘調査からの情報－

近現代において、今回の太鼓廻の解体修理以前に改修工事が行われたのは大正から昭和初期と、昭和28～34年にかけての2回であるが、木製控柱からコンクリート製控柱に変更した時期は大正～昭和初期とされている。

5-68区において、弘化控柱の掘方はコンクリート製控柱の掘方に切られ、後者の掘方の立ち上がりが1カ所だけであることを確認した。また4-58区において、コンクリート製控柱の掘方埋土は控柱抜取痕の埋土の直上にあり、前者の掘方の埋土は1つの時期のものであることを確認した。このことは、2回以上の工事痕跡が確認できなかつたということである。

発掘調査から得られた結果は、木製控柱からコンクリート製控柱に変更した改修工事が大正～昭和初期の工事か特定はできないが、大正～昭和初期の改修工事で変更したとされるとしても矛盾はない。

参考文献

- 向井 漢「石川県重要文化財金沢城石川門一現状変更について」『文建協通信』91号 2008年
「重要文化財金沢城石川門現状変更許可申請書」平成19年

表1 摺柱抜取痕の状況(1)

32 調査区

番号	地盤上部の土質	排水	空隙部分	石の通り	コシクレートの相性	石の量より	埋上りしまり	洗刷の石	上場の石	片側石の大きさ	底層石の中央	底層石の大きさ
1.7	しもありなし	有						無				
1.8	しもありなし	有						無				
1.9	しもありなし	有						無				
2.0	しもありなし	有						無				
2.1	はがれる	有	有	有	有			有				
2.2	しもありなし	有	有	有	有			有				
2.3	しもありなし	有	有	有	有			有				
2.4	しもありなし	有	有	有	有			有				
2.5	しもありなし	有	有	有	有			有				
2.6	しもありなし	有	有	有	有			有				
2.7	しもありなし	有	有	有	有			有				
2.8	しもありなし	有	有	有	有			有				
2.9	しもありなし	有	有	有	有			有				
3.0	しもありなし	有	有	有	有			有				

卷之三

表2 指柱採取実験の状況(2)

第4調査区

柱柱 番号	抽出途上の土 質	詰み 空隙部分	石の通り の感覚	コンクリート の感触	石の塊まり	石の塊まり の感触	理土のしまり	底部の石 有無	上端の石 有無	塊石の中央 からひのき	備 考
4.8	砂	有	有	有	有	有	無	無	有	42	125
4.9	しまさなし	有	有	有	有	有	有	無	無	26	123
5.1	有	有	有	有	有	有	有	無	無	40	120
5.2	しまさなし	有	有	有	有	有	有	無	無	26	120
5.4	有	有	有	有	有	有	有	無	無	40	120
5.5	しまさなし	有	有	有	有	有	有	無	無	26	120
5.6	有	有	有	有	有	有	有	無	無	100	118
5.7	しまさなし	有	有	有	有	有	有	無	無	26	127
5.8	しまさなし	有	有	有	有	有	有	無	無	100	133
6.0	有	有	有	有	有	有	有	無	無	26	125

第5調査区

柱柱 番号	抽出途上の土 質	詰み 空隙部分	石の通り の感覚	コンクリート の感触	石の塊まり	石の塊まり の感触	理土のしまり	底部の石 有無	上端の石 有無	塊石の中央 からひのき	備 考
6.1	しまさなし	有	有	有	有	有	無	無	有	有?	112
6.2	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	124
6.3	しまさなし	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	125
6.4	しまさなし	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
6.5	しまさなし	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
6.6	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
6.7	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
6.8	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
6.9	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
7.2	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
7.3	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
7.4	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
7.5	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
7.6	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
7.7	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
7.8	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
7.9	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
8.0	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
8.1	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126
8.2	有	有	有	有	有	有	有	無	無	有?	126

第6調査区

柱柱 番号	抽出途上の土 質	詰み 空隙部分	石の通り の感覚	コンクリート の感触	石の塊まり	石の塊まり の感触	理土のしまり	底部の石 有無	上端の石 有無	塊石の中央 からひのき	備 考
8.3	有	有	有	有	有	有	有	無	有	有?	126
8.4	有	有	有	有	有	有	有	無	有	有?	126
8.5	有	有	有	有	有	有	有	無	有	有?	126
8.6	有	有	有	有	有	有	有	無	有	有?	126
8.7	有	有	有	有	有	有	有	無	有	有?	126
8.8	有	有	有	有	有	有	有	無	有	有?	126
8.9	有	有	有	有	有	有	有	無	有	有?	126
9.0	しまさなし	有	有	有	有	有	有	無	有	有?	126

(2) 金沢城石川門保存修理工事(昭和 28 ~ 34 年)の記録

1 工事記録写真

(文化庁保管)



1.1 表門 修理前 屋根（前）流れを北より



1.2 表門 修理前 南側妻



1.3 表門 修理前 前北側



1.4 表門 修理前 前北側 下り棟



1.5 表門 修理前 背面南側妻/甲を



1.6 表門 修理前 東北隅（前）



1.7 表門 修理前 南側妻 慶魚



1.8 表門 修理前 南側見上（背面）



1.9 表門 修理前 前側見上



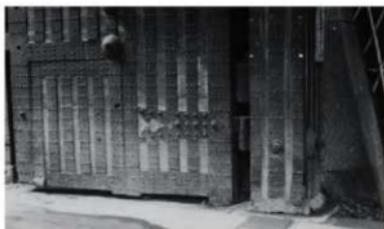
1.11 表門 修理前 北柱・太鼓頭取り付き上部 背面より



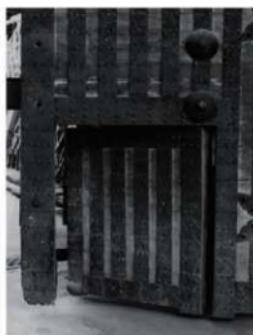
1.12 表門 修理前 南柱と附属太鼓頭との取付け (正面より)



1.10 表門 修理前 北側見上 (前より)



1.13 表門 修理前 北柱 根元腐朽状況



1.15 表門 修理前 扉潜戸



1.14 表門 修理前 南柱 根元腐朽状況



1.16 表門 修理前 北側扉 背面



1.17 表門 修理前 南柱下部



1.18 表門 修理前 北柱下部



1.19 表門 修理前 南柱下部



1.20 表門 修理前 南柱下部



1.21 表門 修理前 南控柱



1.22 表門 修理前 背面控・扉 北 見上



1.23 表門 修理前 内側から



1.24 表門 修理前 外側から



1.25 表門 解体中 後流れ 南下り棟（瓦棒迄）



1.26 表門 解体中 前流れ（瓦棒迄）



1.27 表門 解体中 前北箕甲



1.28 表門 解体中
前南軒先破損状況



1.29 表門 解体中 後南箕甲



1.30 表門 解体中 後流れ（瓦板迄）



1.31 表門 解体中 土居葺 腐朽状況



1.32 表門 解体中 前北軒先破損状況



1.33 表門 解体中
後流れ 土居葺破損状況



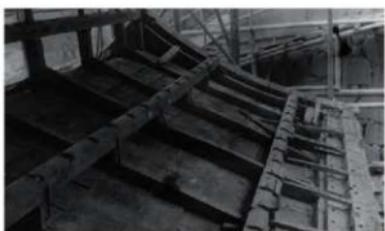
1.34 表門 解体中 屋根



1.35 表門 解体中 屋根



1.36 表門 解体中 後流れ (野桿迄)



1.37 表門 解体中 後流れ (母屋桁迄)



1.38 表門 解体中 化粧樋まで取った処 (北より)



1.39 表門 解体中 北柱上部 棟桁



1.40 表門 解体中
北側太鼓廊接続部分 解体状況



1.41 表門 解体中
南柱と樋の取り付け 背面



1.43 表門 解体中 柱柱（北）



1.44 表門墨書



1.42 表門 解体中
野樋木北（東上にパッキング有り）



1.45 表門太鼓櫓 修理前 北側太鼓櫓 続眼 後より



1.46 表門太鼓櫓 修理前
南側太鼓櫓と礎石垣との取り付け



1.47 表門太鼓櫓 解体中
表門竈太鼓櫓が
多門石垣に取付く所



1.48 表門太鼓壇 解体中 北側太鼓壇と石垣との取り付け



1.50 表門太鼓壇 解体中 北側 磁石と石垣



1.49 表門太鼓壇 解体中
北太鼓壇石垣



1.51 表門太鼓壇 解体中
太鼓壇(北側)断面



1.53 表門太鼓壇 解体中
南太鼓壇 小舞



1.52 表門太鼓壇 解体中
南太鼓壇屋根 正面



1.55 表門太鼓壇 解体中
南側 磁石と石垣



1.54 表門太鼓壇 解体中 太鼓壇 南石垣



1.56 表門太鼓壇 出土遺物
南太鼓壇より（壁中）出たる瓦



1.62 檐 修理前 北面



1.57 檻 修理前
南側上層 東よりの下り棟



1.58 檻 修理前 下層 翼の方



1.59 檻 修理前 下層 翼の方隅



1.60 檻 修理前 南側 石垣沈下



1.61 檻 修理前 柱翼の隅柱板に
銅板を入れてある 厚さ五分



1.63 檻 修理前 東面



1.64 檜 解体中 上層 畳の方



1.65 檜 解体中 上層 東側 畳甲腐蝕



1.66 檜 解体中 上層 南流れ下り棟
鬼の破損



1.67 檜 解体中 上層 南流れ下り棟
鬼破損



1.68 檜 解体中 上層 北流
土居跡腐蝕



1.69 檜 解体中 上層 西側屋根腐蝕



1.70 檜 解体中 上層 南側 小屋組



1.71 檜 解体中 上層 妻小屋組内
元の足代?



1.72 檜 解体中 上層 妻小屋組内に
藁縄で横架材を結んである
元の足代?



1.73 檜 解体中
下層 坤の方下り棟 破損



1.74 檜 解体中
下層 良の方下り棟 破損



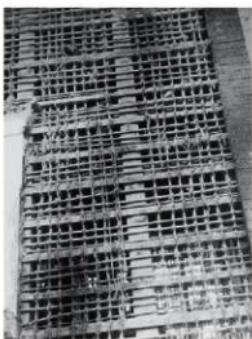
1.75 檜 解体中 下層 麟の方
下り棟 痛跡



1.76 檜 解体中 下層 化粧溝木
上層溝柱の納り



1.77 檜 解体中 下層東側 小屋組



1.78 檜 解体中 西側 出入口脇
壁小舞 (土を落とした処)



1.79 檜 解体中 出窓 脇木尻留め



1.80 檜 解体中 下層 東側野地腐蝕



1.81 檜 解体中 下層 東側
南寄り 屋根腐蝕



1.82 檜 解体中 下層 土居葺 破損



1.83 檜 解体中 下層 千鳥
箕印土居葺腐蝕



1.84 檜 解体中 下層 土居葺腐蝕



1.85 檜 解体中 下層 坪の方 小屋組



1.86 檜 解体中 下層 構及配付枯木



1.87 檜 解体中 下層 構小屋組
上より下を見る



1.88 檐 解体中 入口 土戸 破損



1.89 檐 修理後 遠景 左方太鼓廊修理中



1.91 檐 修理後 上層 入母屋 嵌成



1.90 檐 修理後 東側



1.92 檐 修理後 上層



1.94 檐 修理後 上層



1.93 檐 修理後 上層 東の鬼



1.95 檐 修理後 上層 南側 屋根雪除 詳細



1.96 檐 修理後 下層 瓦及下り棟納り



1.97 檻 修理後 唐破風出窓



1.98 檻 修理後 向ヶ手 左 菱檐 右 翫廊 (北側より)



1.99 檻 修理後 北面



1.100 長屋 修理前 縁側 檻取り付き部 北側 瓦



1.101 長屋 修理前 多門取り付き
橋型側 石垣腰み



1.102 長屋 修理前 出隅



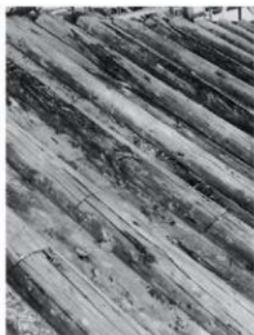
1.103 長屋 修理前 屋根 (出隅) 坤方腰み



1.104 長屋 修理前 西面（長屋南側）



1.107 長屋 解体中 東流れ



1.105 長屋 解体中 西側瓦棒 腐蝕



1.108 長屋 解体中 東流れ



1.106 長屋 解体中 西側屋根 腐蝕



1.109 長屋 解体中 棟の多門屋根
取り付部詳細



1.110 長屋 解体中 西側屋根中央
腐蝕



1.111 長屋 解体中 坪の方出隅 屋根取り残し中



1.112 長屋 解体中 西側 土居葺
腐蝕



1.113 長屋 解体中 檐の取り付き東側
腐蝕



1.114 長屋 解体中 西側 屋根土居葺
腐蝕



1.115 長屋 解体中 土居葺 腐蝕



1.116 長屋 解体中 土居葺東側 腐蝕



1.117 長屋 解体中 南側 土居葺
腐蝕



1.118 長屋 解体中 南側西寄り
土居葺 腐蝕



1.119 長屋 解体中 東側
土居葺及軒付き 腐蝕



1.120 長屋 解体中 入構 土居葺
腐蝕



1.121 長屋 解体中
側廊折曲（東面南面入隅）部
野樋及柿板葺詳細



1.122 長屋 解体中 南側 屋根



1.123 長屋 解体中 東側 屋根
奥寄りは多門南側屋根



1.124 長屋 解体中 窓の改造
柱を離いでいる



1.125 長屋 解体中 窓の改造し
柱を離いでいる 南側わ／十三



1.126 長屋 解体中 窓改造し 柱離ぎ



1.127 長屋 解体中
側廊柱離部分（窓上↑印部分）



1.128 長屋 解体中
柱を離いでいた 窓を改造か



1.129 長屋 解体中 柱を離いでいた
窓を改造か



1.130 長屋 解体中 恵改造（南側）
柱建いである



1.132 長屋 解体中 軸組
内部構の方より 曲りの方を見る



1.133 長屋 解体中 取り扱い終了
長屋の方より
多門の方(内部)を見る



1.131 長屋 解体中 屋根裏甲ノ符号（維手）西側 旧番付
土台にて拾番



1.134 長屋 解体中 軸組
構より内部を見る



1.135 長屋 解体中 石垣積み直し作業中 烧土、古瓦発見



1.136 長屋 解体中
石垣積み直し作業中
焼土古瓦を発掘した処



1.137 長屋 解体中 南側 屋根土居葺 腐蝕



1.138 長屋 解体中 悪を改造した?
柱は継いである



1.139 多門 修理前 西側 鬼側面



1.140 多門 修理前 大棟



1.141 多門 修理前 西側 入母屋



1.142 多門 修理前 入母屋 破風



1.143 多門 修理前 破風尻納り



1.144 多門 修理前 西側 大棟及下り棟 取り付け破損



1.145 多門 修理前 坪の方 鬼 長屋より見る



1.146 多門 修理前 下り棟



1.147 多門 修理前 南側屋根（長量取付部）下り及隅棟/部



1.148 多門 修理前 坤の方下り棟・隅棟・箕甲取り合わせを上から見る



1.149 多門 修理前 具の方



1.150 多門 修理前 鰐の方下り棟 破損



1.151 多門 修理前 乾の方 隅棟



1.152 多門 修理前 坤の方 隅



1.153 多門 修理前 具の方 下り棟端



1.154 多門 修理前 東妻の東南隅部 開木部分詳細



1.155 多門 修理前 桥型側 出窓 懸魚



1.156 多門 修理前
北側出入口庇北側 破風板納切



1.157 多門 修理前
中央(左) 柱足元詳細 胡麻鼓



1.159 多門 修理前 橋形より見たる



1.158 多門 修理前 右半分と屋根全部



1.160 多門 修理前 脇間 潜扉



1.161 多門 修理前 背面全景



1.163 多門 解体中 箱棟中央部



1.162 多門 修理前 背面出口



1.164 多門 解体中 大棟



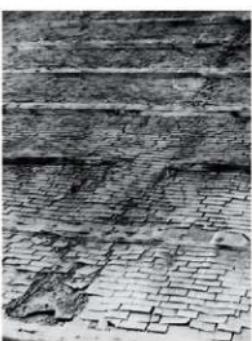
1.165 多門 解体中 大棟



1.166 多門 解体中 良の方 棚



1.168 多門 解体中 北側 野地



1.167 多門 解体中
北側屋根中央部軒先の柿板
腐植状況



1.169 多門 解体中 北側軒裏 壊落した処 東より西を見る



1.171 多門 解体中 間の方 間棟
腐蝕



1.170 多門 解体中 間の棟 破損状態



1.172 多門 解体中 間の方 下り棟
腐蝕



1.173 多門 解体中
屋根東北下箱棟 先鬼ナシ



1.174 多門 解体中 東側入母屋
破風戻 屋根納り



1.176 多門 解体中 東側入母屋 軒組 良の方より見る



1.175 多門 解体中
入母屋(東側) 瓦甲



1.177 多門 解体中 東側 良の方より見る 入母屋 小屋組



1.179 多門 解体中 東側出窓



1.178 多門 解体中 入母屋 東側野地



1.180 多門 解体中 東側出窓 輸組 鋼の方より見る
1.181 多門 解体中 東側 (百間堀側)
出窓 (石落ち)
北側斜め上より見る



1.182 多門 解体中 脳木、出桁 通路上文輪桿
内部より見る



1.183 多門 解体中 東の袖 内部 出窓の方を見る



1.184 多門 解体中 乾の方 間棟



1.185 多門 解体中 西側 坪の方 間棟



1.186 多門 解体中 西の妻流れ



1.187 多門 解体中 西側 多門及長屋屋根取り合い



1.188 多門 解体中 西妻後部の棟木より箱棟迄の詳細



1.189 多門 解体中 西側 入母屋 小屋組



1.190 多門 解体中 西側 入母屋納り 南側より見る



1.191 多門 解体中 南面出窓 屋根詳細



1.192 多門 解体中 南側 東寄りの方
屋根鉛板を剥ぎ取った所



1.195 多門 解体中 土居葺
南側中央 腐蝕



1.197 多門 解体中 南側中央
屋根土居葺 腐蝕



1.193 多門 解体中 南側 屋根 腐蝕



1.196 多門 解体中 南側 土居葺
腐蝕



1.198 多門 解体中 南側 土居葺
腐蝕



1.194 多門 解体中 南側 出窓（石落し）



1.199 多門 解体中 南側底 手前黒いのは巴。
唐草鉛板を張りたるもの



1.200 多門 解体中 南出窓を東より



1.201 多門 解体中 南側 東寄り
屋根 腐蝕



1.202 多門 解体中 南側 軒腐蝕



1.203 多門 解体中 南側 屋根桟板
腐蝕状況



1.205 多門 解体中
多門及長屋取り付きの谷
多門屋根上より見る



1.204 多門 解体中 多門及長屋取り合い
多門の上より長屋を見る



1.206 多門 解体中 坪の方 入母屋 破風裏、小屋組



1.207 多門 解体中 多門 屋根裏甲符号 位置 北側
旧番付六/九



1.208 多門 解体中 屋根裏甲符号 位置 北側
旧番付四/九 符号横に「は/八」と記してある



1.209 多門 解体中 屋根裏甲符号 位置 北側
旧番付拾四/九 符号横に「らの六」と記してある



1.210 多門 解体中 屋根裏甲符号と横に蝶々と鳩輪の繪を
書けり 位置北側 旧番付六/九



1.211 多門 解体中 裏甲 符号北側



1.212 多門 解体中 屋根裏甲符号 位置 東側
旧番付いー五 東面唐破風/上 「イカリ」印横に。
かー一と記してある



1.213 多門 解体中 裏甲 符号 東側



1.214 多門 解体中 裏甲 南側 符号



1.215 多門 解体中 裏甲 符号 南側出窓上の方



1.216 多門 解体中 多門 屋根裏甲符号 位置 南側
旧番付は一にの間 南面唐破風の上



1.217 多門 解体中 裏甲 符号 南側



1.218 多門 解体中 裏甲 符号 南側出窓上の方



1.219 多門 解体中 裏甲 符号 南側



1.220 多門 解体中 屋板裏甲符号 井印 位置 南側
旧番付八一九の間



1.221 多門 解体中 裏甲 符号 西側 旧番二十七/二



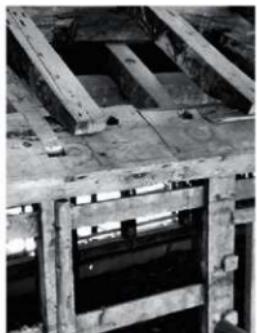
1.222 多門 解体中 屋根裏甲符号 位置 西側
旧番付二十七/八



1.223 多門 解体中 裏甲 西側 符号



1.224 多門 解体中 裏甲 符号



1.225 多門 解体中 裏甲 符号



1.226 多門 解体中 裏甲 符号



1.227 多門 解体中 裏甲 符号



1.228 多門 解体中 裏甲 符号



1.229 多門 解体中 裏甲 符号



1.230 多門 解体中 裏甲 符号



1.231 多門 解体中 裏甲 符号



1.232 多門 解体中 裏甲 符号



1.234 多門 解体中 軒裏甲 北側 符号



1.233 多門 解体中 軒付 符号めき 裏甲



1.235 多門 解体中 軒付裏甲 符号



1.236 多門 解体中 軒付裏甲 符号



1.237 多門 解体中 北側 柱にノ九
土台の朽腐状態



1.238 多門 解体中 柱



1.241 多門 解体中 通路東側石垣上部 石千切
(鉛千切) 円白部分 深さ約一寸



1.239 多門 解体中 柱根元の朽腐詳細



1.240 多門 解体中 柱根元の朽腐詳細



1.243 多門 解体中
北面出入口附近石垣積替
裏込砂利の詳細



1.242 多門 解体中 石垣上 萬石 鉛の地切り
鉛深さ約一寸



1.244 多門 解体中 基礎 通路柱
コンクリート仮枠
路面下に切石組暗渠



1.245 多門 解体中 東鏡柱礎石裏 [刻字] 五十九



1.246 多門 解体中 南側
長屋東面曲折部 石垣の詳細



1.247 墨書 門庇の裏板



1.249 多門 修理中
南側 出窓（石落とし）
及出入口底 東側より見る



1.248 裏板の裏 多門雨といの現寸



1.250 多門 修理後 土居葺



1.251 多門 修理後 閣檐上層 雪除



1.252 多門 修理後 入母屋破風



1.253 多門 修理後 大棟 鬼



1.254 多門 修理後 東の妻 懸魚 銅板 旧のものを修理



1.255 多門 修理後 西の妻 懸魚



1.256 多門 修理後 長屋の取り付 多門上より見おろす



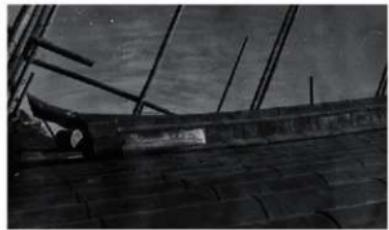
1.257 多門 修理後 多門及長屋 多門上より下を見る



1.258 多門 修理後 多門と長屋の取り付け



1.259 多門 修理後 破風台



1.260 多門 修理後 下り棟



1.261 多門 修理後 下り棟



1.262 多門 修理後 閻鬼



1.263 多門 修理後 下り棟鬼



1.264 多門 修理後 西妻 北より長屋の方を見る



1.265 多門 修理後 西妻下 長屋に多門屋根がかぶさった所



1.266 多門 修理後 閻 下より見上げる 下に見えるは唐破風



1.267 多門 修理後 北側底



1.268 多門 修理後 北側底
タールフェルトの上に鉛板を張ったところ



1.269 多門 修理後 西側 唐破風



1.270 多門 修理後 西側 唐破風



1.271 多門 修理後 唐破風



1.272 多門 修理後 唐破風



1.273 右方太鼓櫓 修理前 右角



1.274 右方太鼓櫓 修理前 右端



1.275 右方太鼓櫓 修理前
(ろ) 番出シ 右
高段の間と取付け



1.276 右方太鼓櫓 修理前
右の中壇 高段の間
上下の取付け



1.277 右方太鼓櫓 修理前 (ろ) 番出シ 向テ右後



1.278 右方太鼓櫓 修理前 太鼓櫓
なまこ瓦をはずした処 (は) 石落とし東側附近



1.279 右方太鼓廓 修理前 高段の間



1.280 右方太鼓廓 修理前 高段の間



1.281 右方太鼓廓 修理前 高段の間



1.282 右方太鼓廓 修理前 高段の間



1.283 右方太鼓廓 修理前 出窓二個ヲ入レタル大鼓廓



1.284 右方太鼓廓 解体中
右廓外角 ナマコ瓦



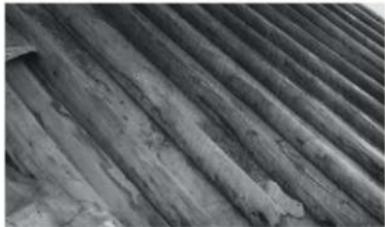
1.285 右方太鼓廓 解体中 右廓
ナマコ瓦



1.286 右方太鼓廓 解体中 右廓



1.287 右方太鼓棚 解体中 太鼓棚
角柱 墨書「入角□□□□」



1.288 右方太鼓棚 解体中 (ろ) 番出シ 向ッテ右
瓦棒十五本ならび



1.289 右方太鼓棚 解体中 (ろ) 番出シ 瓦板下



1.290 右方太鼓棚 解体中 (ろ) 番出シ みのこ



1.291 右方太鼓棚 解体中 (ろ) 番出シ 向ッテ右
土居葺下地



1.293 右方太鼓棚 解体中
(ろ) 番出シ みのこ土居葺下地



1.292 右方太鼓棚 解体中 (ろ) 番出シ後
土居葺が妻まで出て居る



1.294 右方太鼓壇 解体中
(ろ) 番出シ 前側 柱



1.295 右方太鼓壇 解体中 高段の間
鉄眼の跡が貫の上にある



1.296 右方太鼓壇 解体中 高段の間



1.297 右方太鼓壇 解体中 太鼓壇土台石内側
(合い印に○を刻む)



1.298 右方太鼓壇 解体中
鉄眼の跡 (所) 土台上場に取り付けで居る



1.299 右方太鼓壇 解体中 (は) 番出シ前



1.300 右方太鼓壇 解体中 (は) 番出シ
以前に土居葺がはがされたも
手前と向方水切下に土居葺がのこつて居る



1.301 右方太鼓壇 解体中 (は) 番出シ 土居葺下地



1.302 右方太鼓壇 解体中 (は) 番出シ



1.303 右方太鼓梁 解体中 (に) 番出シ 彫縁及土居葺



1.304 右方太鼓梁 解体中
(に) 番出シ 瓦板及梁 取り付け



1.305 右方太鼓梁 解体中 (に) 番出シ 土居葺下地



1.306 右方太鼓梁 解体中 (に) 番出シ 土居葺下地



1.307 右方太鼓梁 解体中 (に) 番出シ



1.308 右方太鼓梁 解体中 (に) 番出シ 茅負及梁取り付け



1.309 右方太鼓梁 墨書 (は) 番出シ 棟木に有る



1.310 右方太鼓梁 墨書
(ろ) 番出シ 瓦板の裏



1.311 右方太鼓墀 墨書 (ろ) 番出シ
胴木の上部に有る



1.312 右方太鼓墀 墨書 (は) 番出シ 藤又の裏に有る



1.314 左方太鼓墀 修理前 (い) 石落とし
屋根 (南背面より) 唯一の鉛板葺



1.313 右方太鼓墀 墨書
(は) 番出シ 間斗束



1.315 左方太鼓墀 修理前 (い) 番出シ 右 上下の(下)



1.316 左方太鼓墀 修理前
棟瓦葺隅 棟瓦も使用
下はナマリ葺



1.317 左方太鼓墀 修理前
檐左外側



1.318 左方太鼓墀 修理前
檐左 内側



1.319 左方太鼓門 修理前 左 塀
上下の取付け



1.320 左方太鼓門 修理前
水の手御門の右 塀
上下の取付け



1.321 左方太鼓門 修理前
水の手御門向って左 塈の取付け



1.322 左方太鼓門 修理前 外側



1.323 左方太鼓門 修理前 (い) 石落とし 北側
太鼓門土台及柱根元腐朽状況



1.324 左方太鼓門 修理前
湖外側 (い) 番出シ左角



1.325 左方太鼓門 解体中 水の手御門
の両脇の塈が後後にやりかえて
あり古往主にあはせたもの



1.326 左方太鼓門 解体中
(い) 番出シ 右側



1.327 水の手門 修理前 正面



1.328 水の手門 解体中 屋根 瓦下地

2 石川門ガラス乾板写真

(独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所保管)



2.1 石川門全景 遠望



2.2 石川門全景 遠望 (明治期)



2.3 石川門全景 遠望



2.4 石川門全景 正面



2.5 石川門主要部 正面



2.6 石川門主要部



2.7 石川門主要部 正面



2.8 石川門棟形 内部



2.9 石川門 一の門 正面



2.10 石川門 二の門 正面



2.11 石川門 二の門 門部分



2.12 石川門 二の門 背面



2.13 石川門 二の門 脇側面



2.14 石川門 二の門 唐破風出し



2.15 石川門 二の門 脇間潜扉



2.16 石川門 二の門 内部



2.17 石川門 二の門 小屋



2.18 石川門 二の門・長屋 内部



2.19 石川門 檜 南面



2.20 石川門 檜 東北面



2.21 石川門 檜 北面



2.22 石川門 檜 東面



2.23 石川門 樓・長屋 城内側



2.24 石川門 樓 内部



2.25 石川門 長屋 城内側



2.26 石川門 附属右方太鼓墀 出し 背面



2.27 石川門 附属右方太鼓墀 背面



2.28 石川門 附属左方太鼓墀



2.29 石川門 附属左方太鼓墀 出し 背面



2.30 水の手門周辺 背面



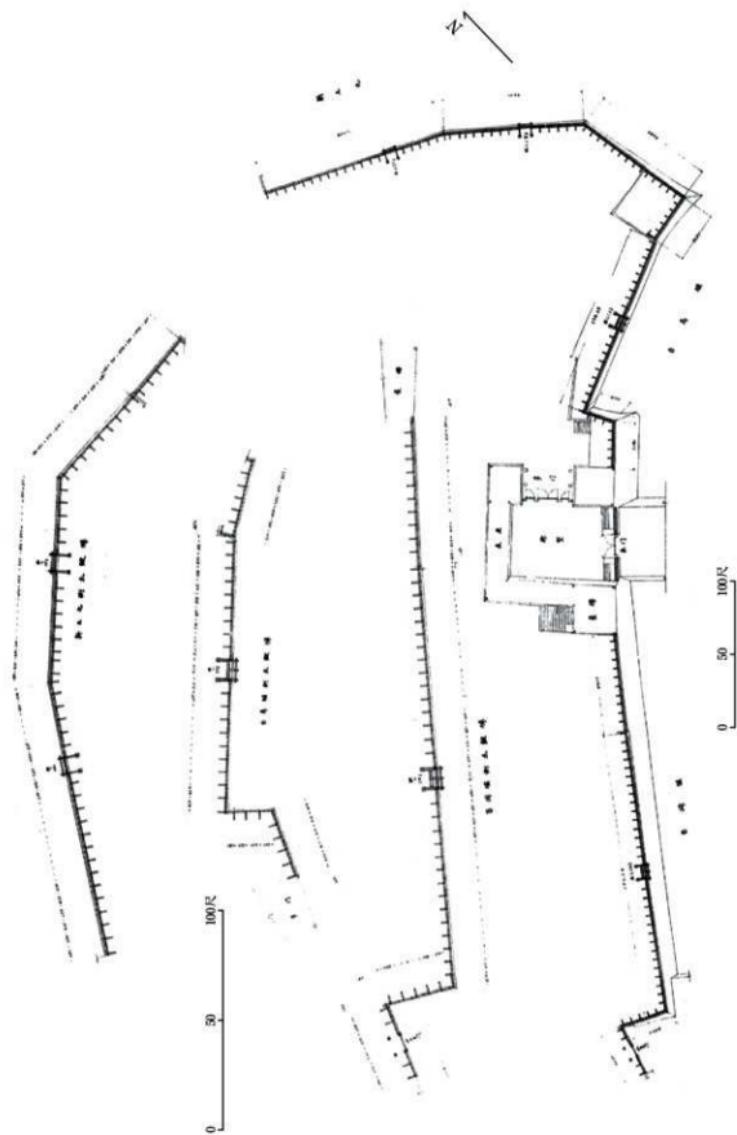
2.31 水の手門 正面



2.32 石川門 棟札写し及び弘化の棟札

3 石川門保存図

(文化庁保管)

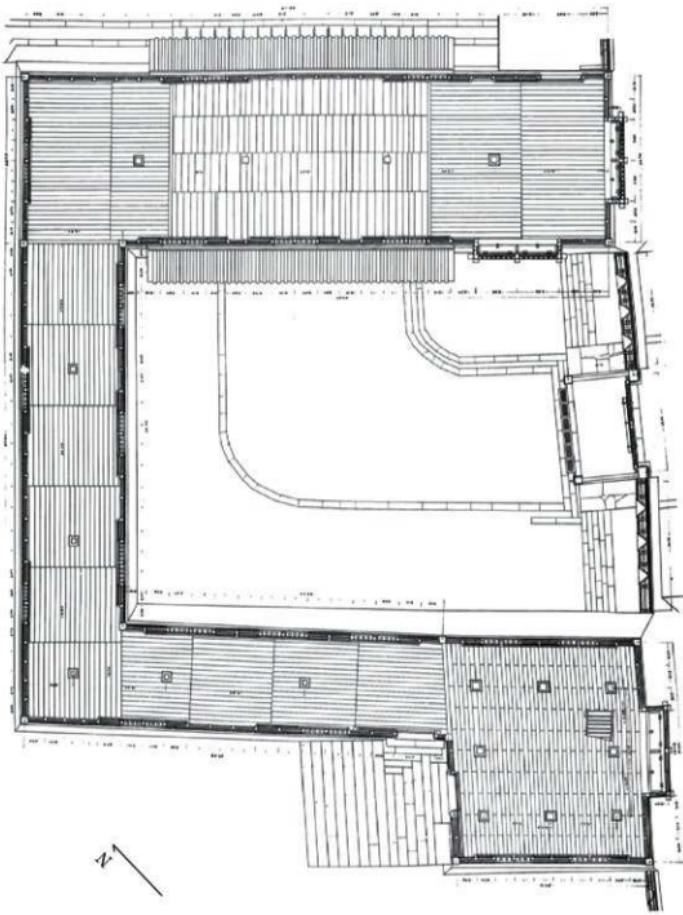


1 石川門・附属太鼓坪 平面図

※No.7同一縮尺

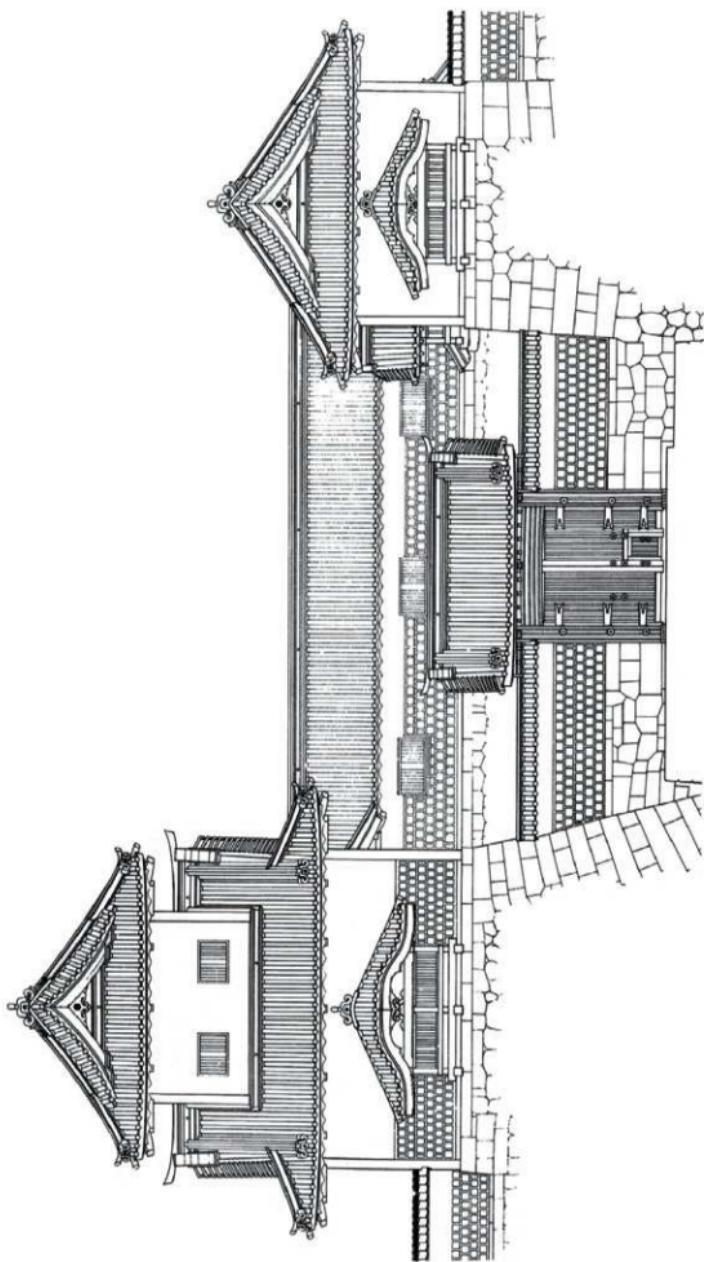
0 10 20 30尺

2 石川門 一階平面図

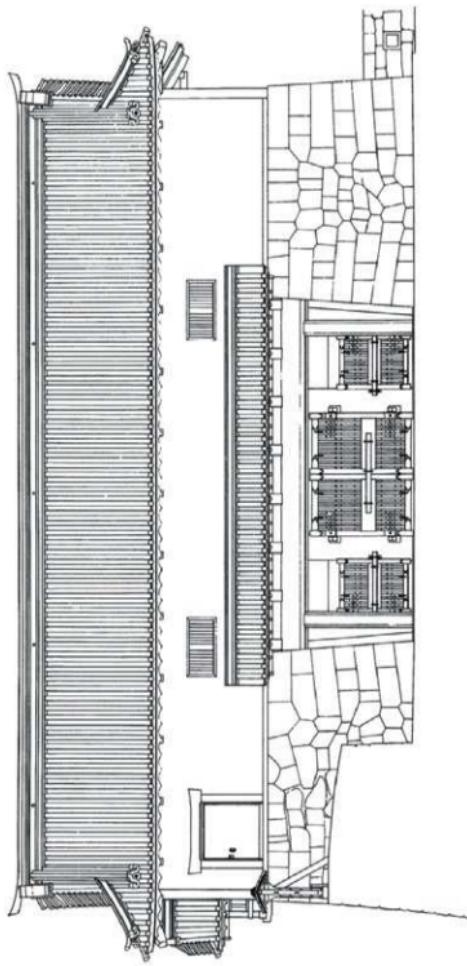


卷 No.4 ~ 6 同一縮尺

30尺
20
10
0

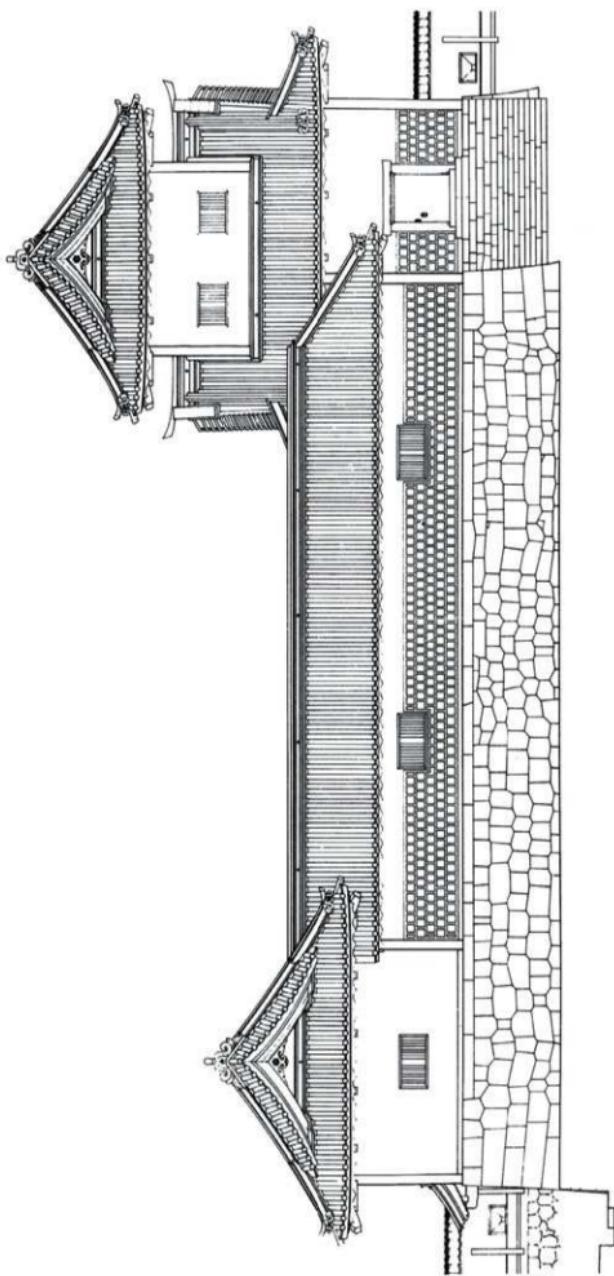


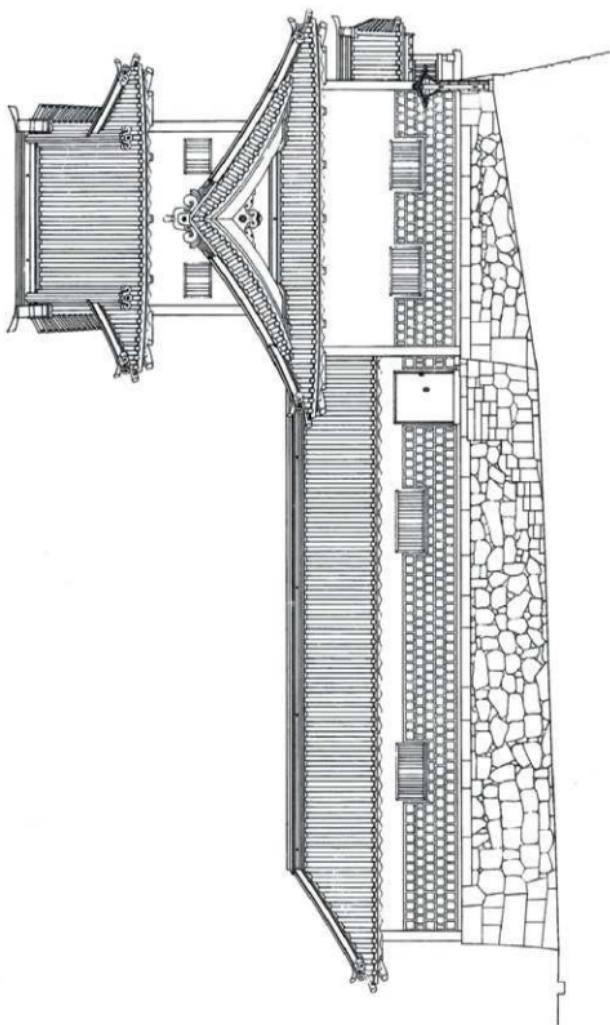
3 石川門 東立面圖



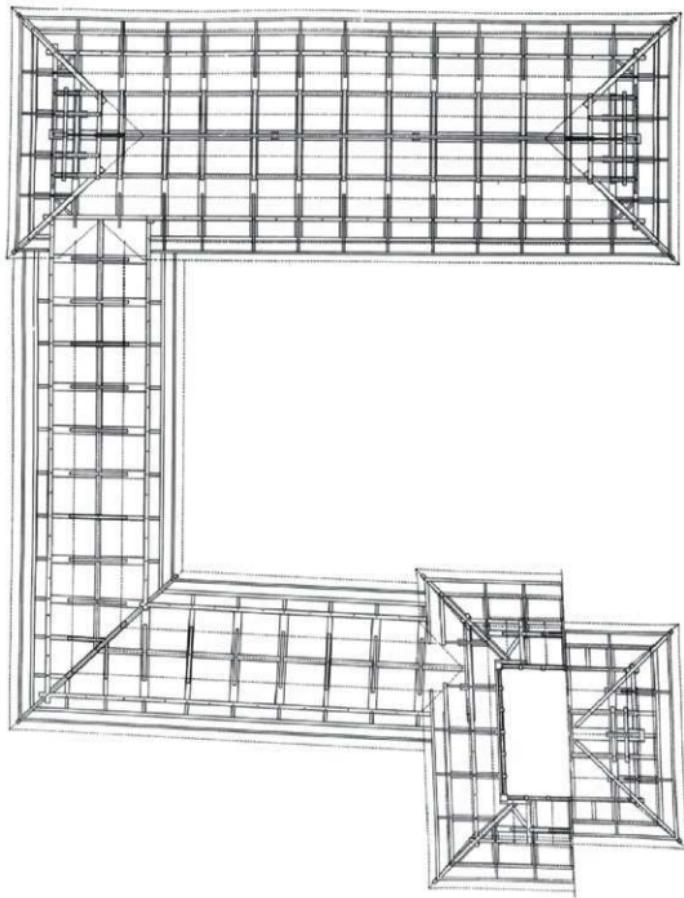
4 石川門 北立面図

5 石川門 西立面圖

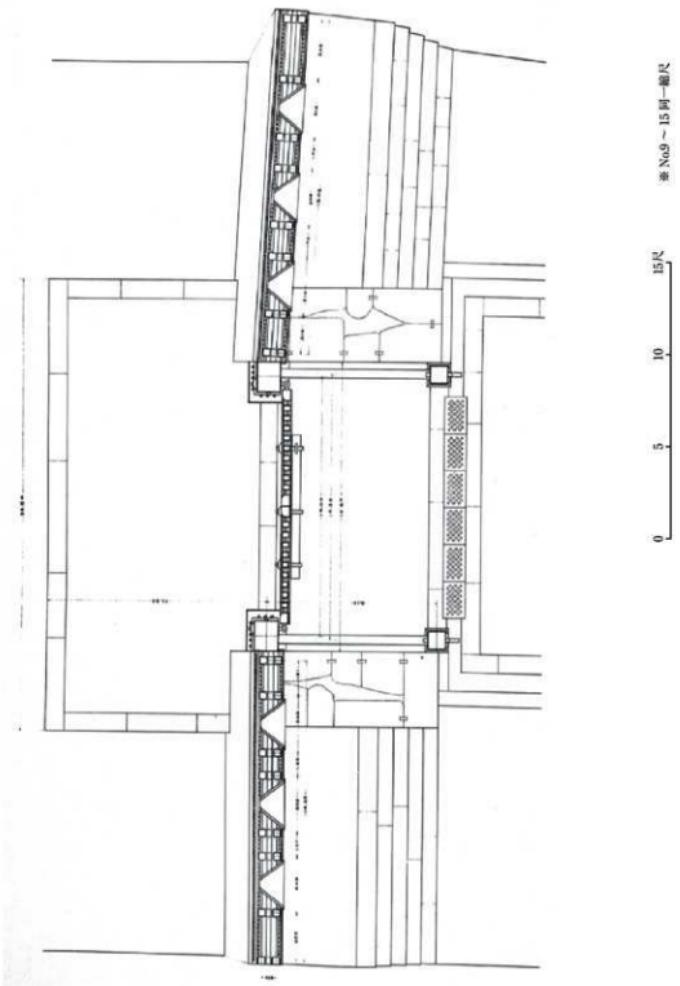




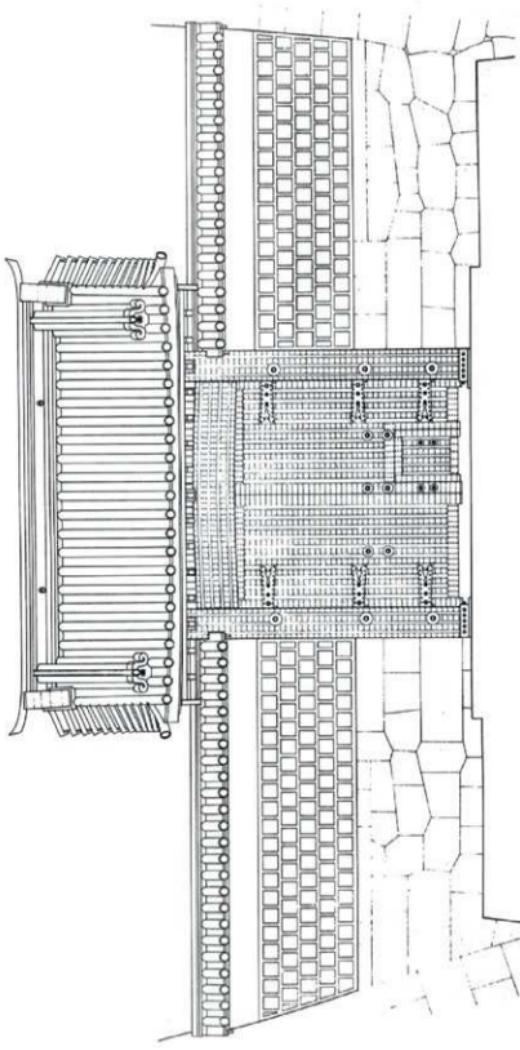
6 石川門 南立面図



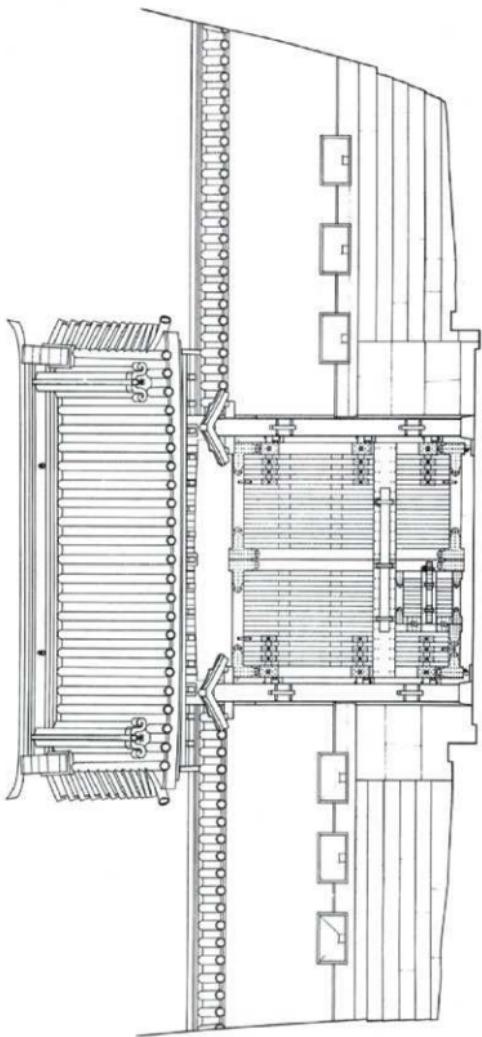
7 石川門 小屋伏図



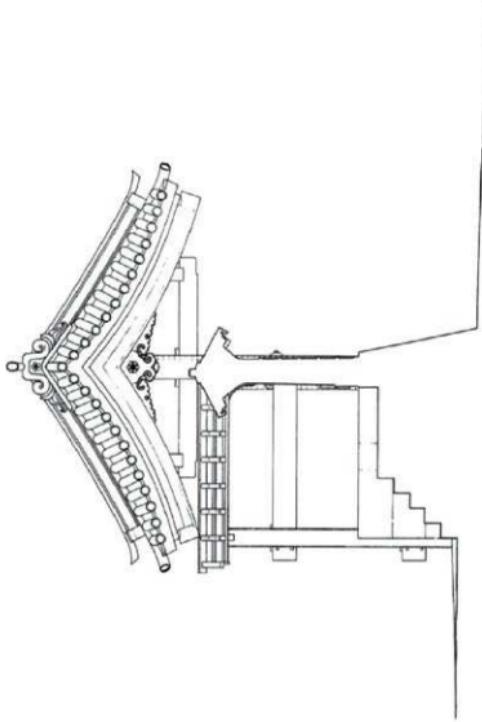
8 石川門表門・太政門 平面図



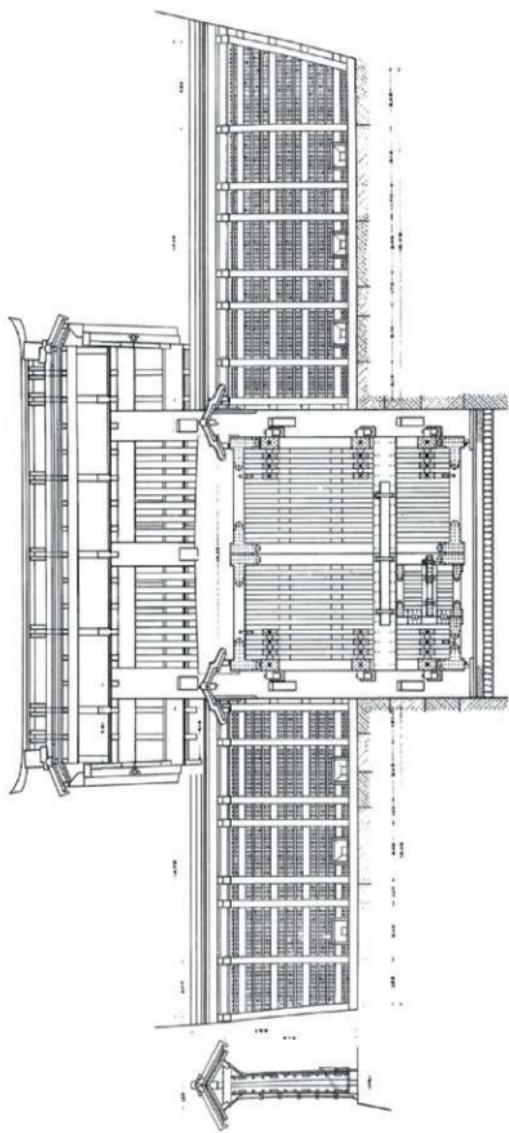
9 石川門表門・太鼓櫓 東立面図



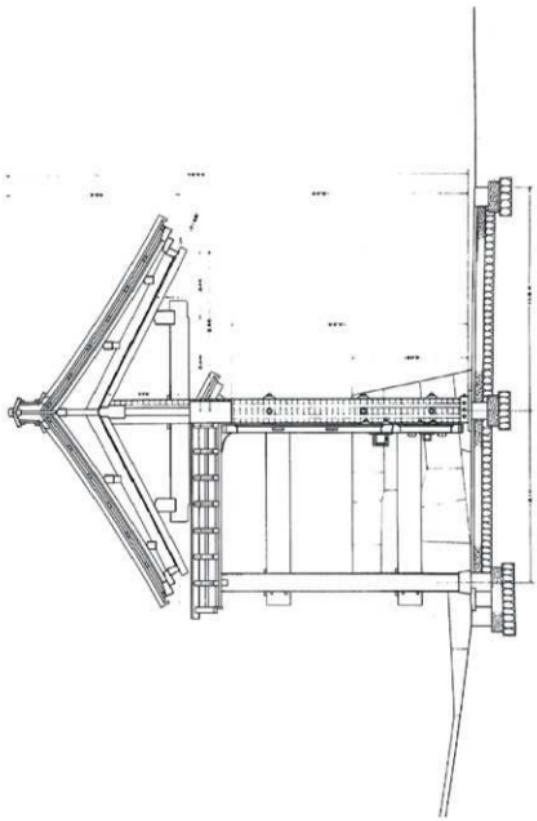
10 石川門表門・太鼓拂 西立面圖



11 石川門表門・太鼓壇 南立面図

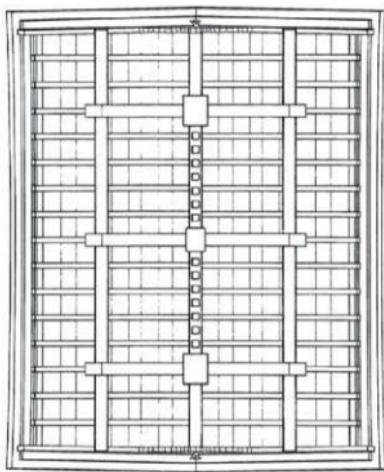


12 石川門表門・太鼓壇 断面図



13 石川門表門 断面図

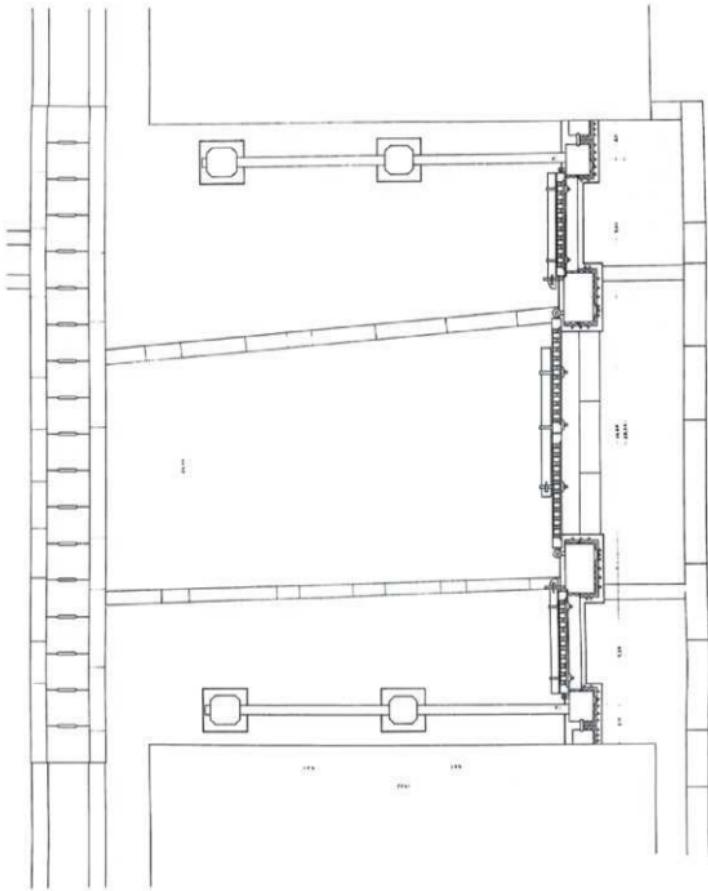
14 石川門表門 見上図

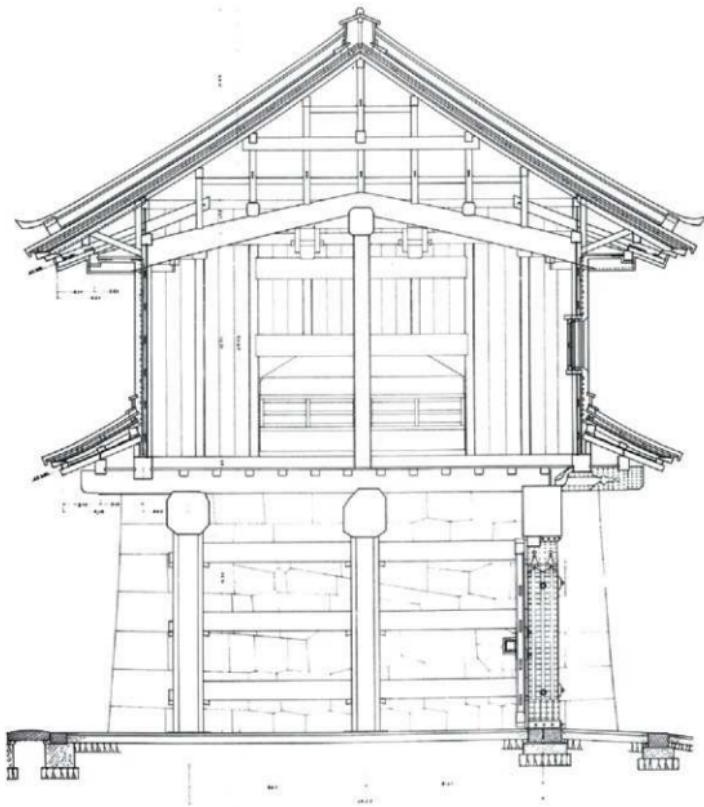




15 石川門表門 屋根伏図

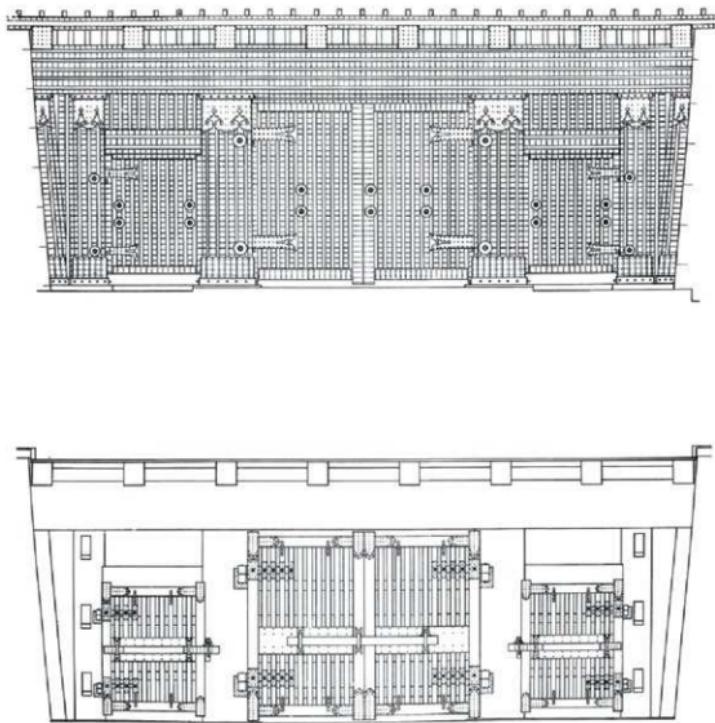
16 石川門櫓門 一階平面図
No.17,18同一縮尺

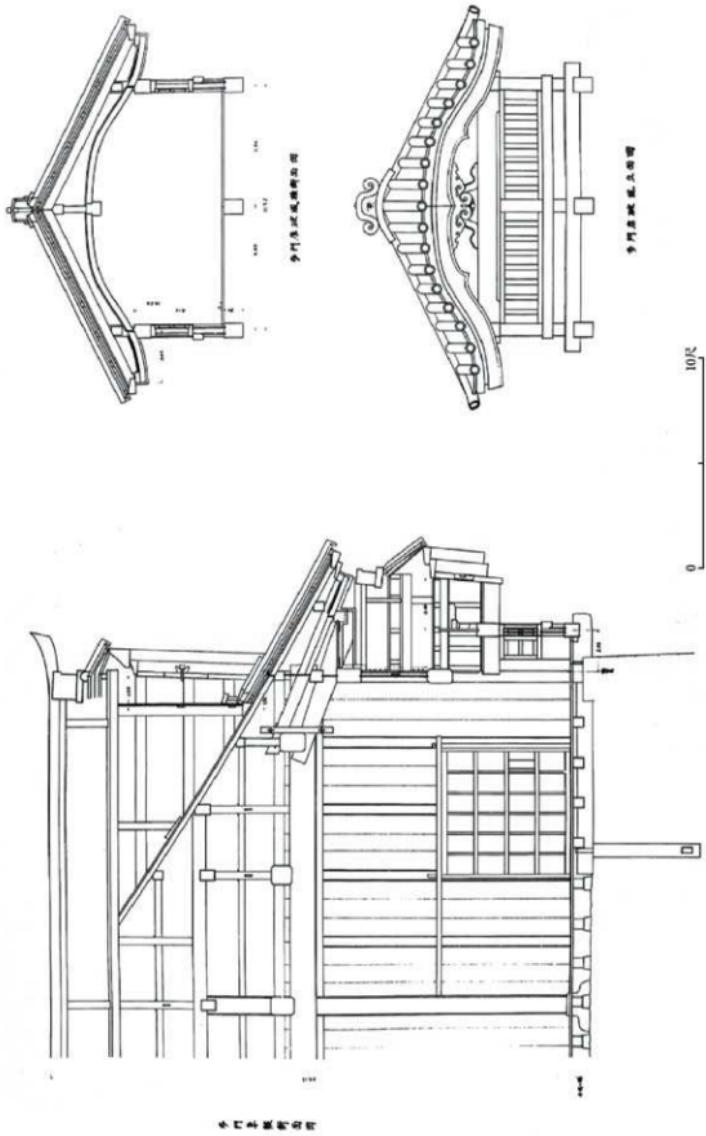




17 石川門櫓門 梁行断面図

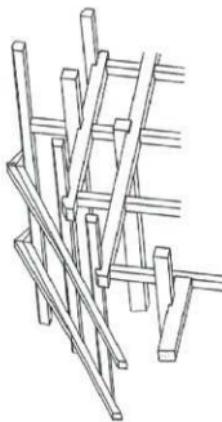
18 石川門櫓門 一階門立面図



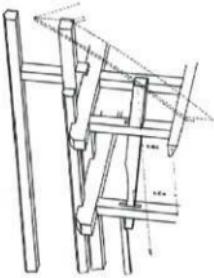


19 石川門 構造詳細図

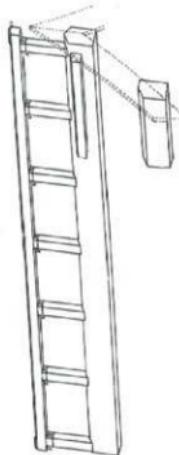
木脚手架的构造图



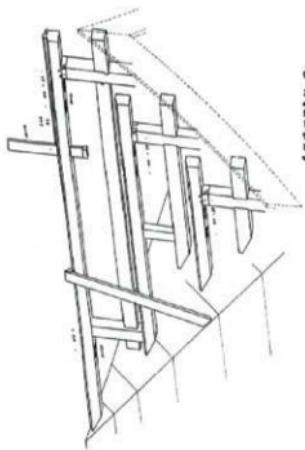
木脚手架的构造图



木脚手架的构造图

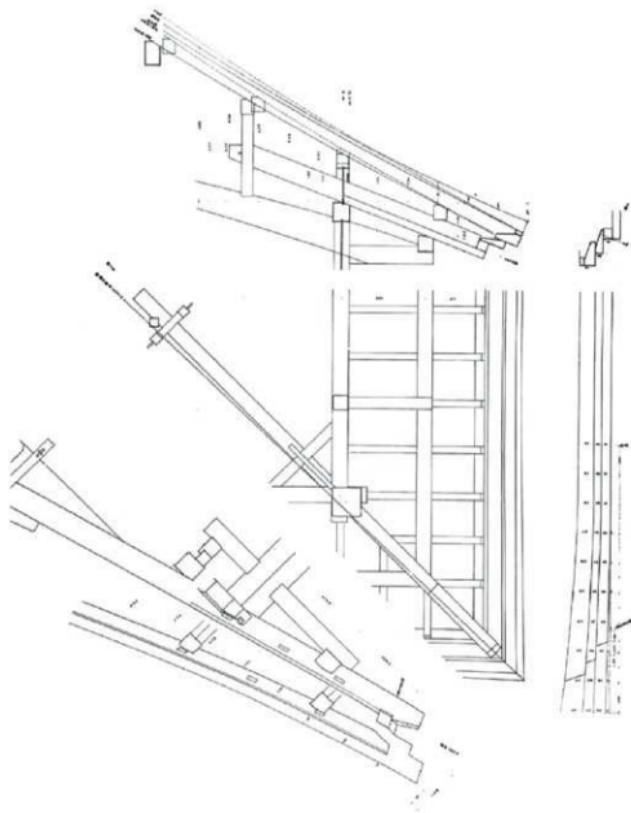


木脚手架的构造图

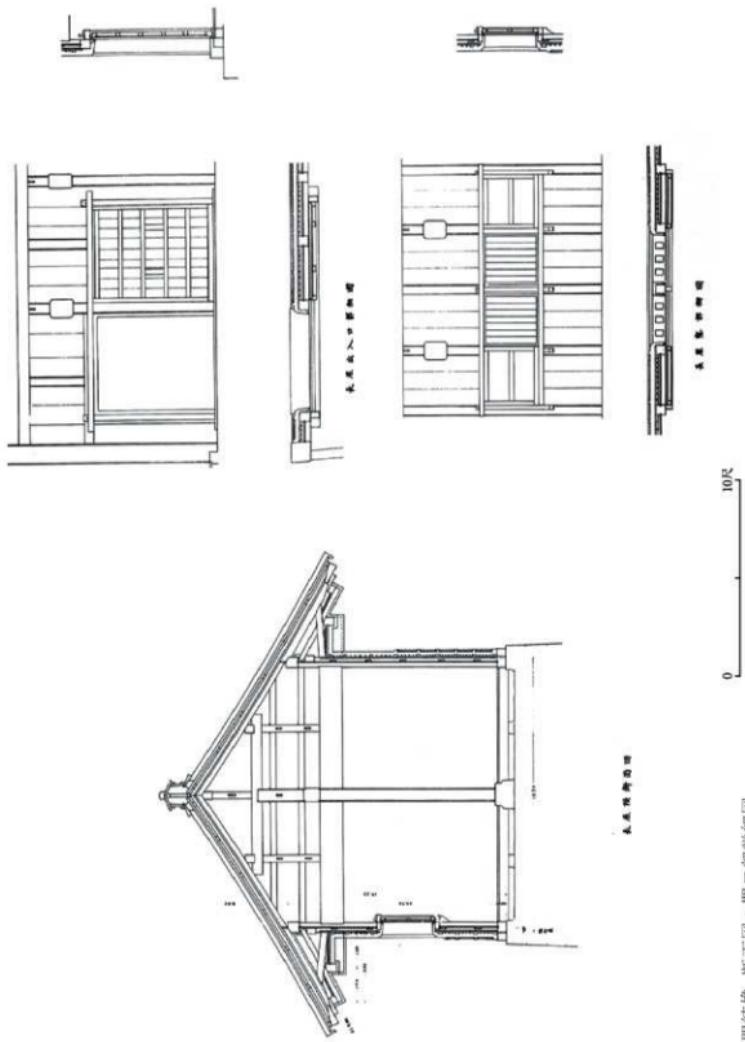


20 石川門檻門・檜 小屋組詳細図

1:50

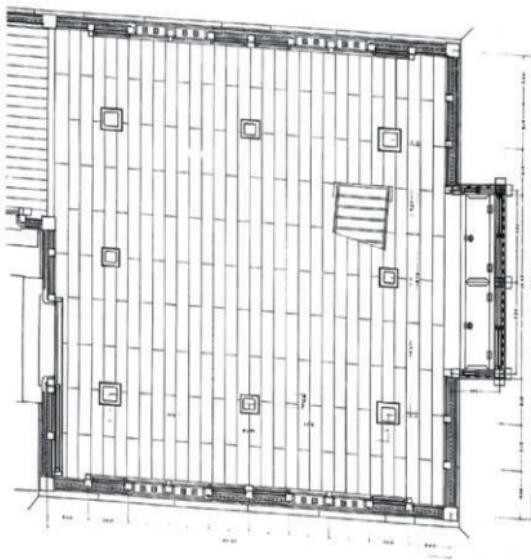


21 石川門櫓門 屋根詳細図

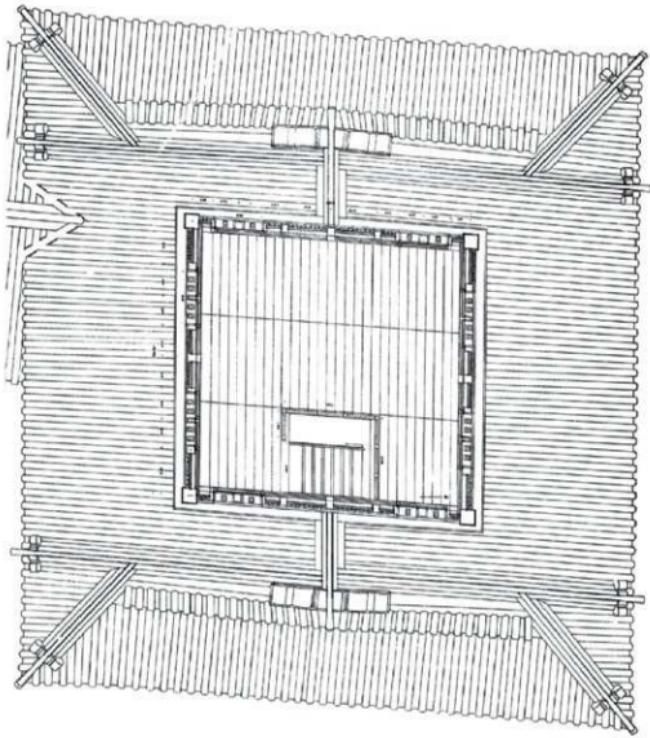


22 石川門統檜 断面図・開口部詳細図

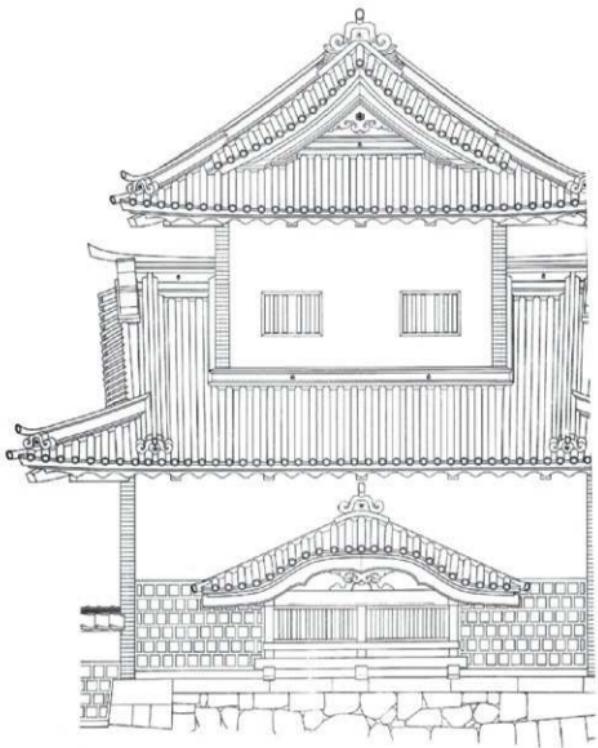
23 石川門石川櫓 一階平面図

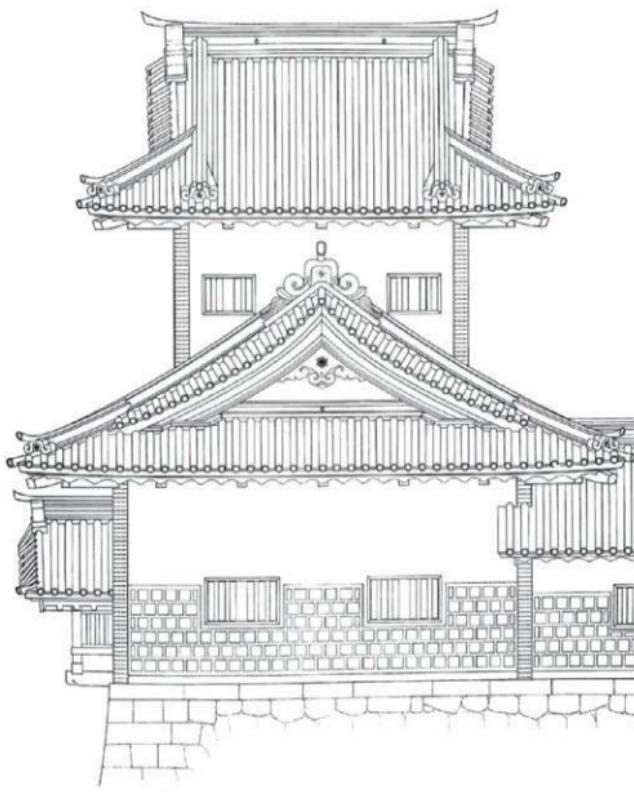


24 石川門石川櫓 二階平面図

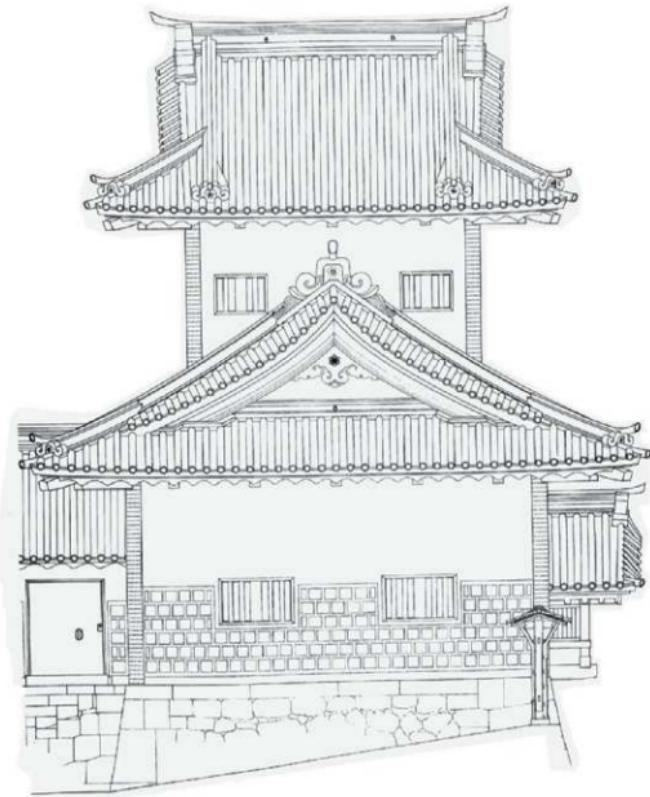


25 石川門石川櫓 東立面図

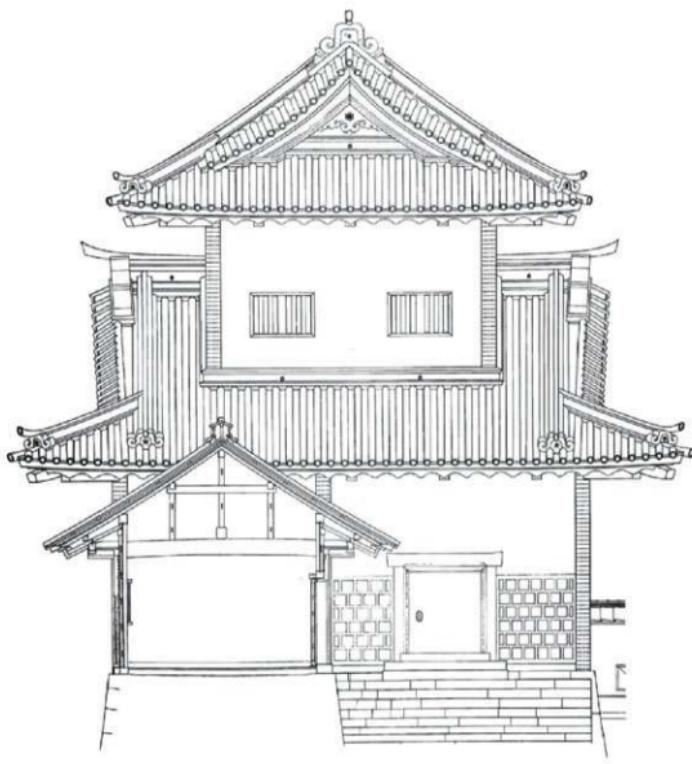




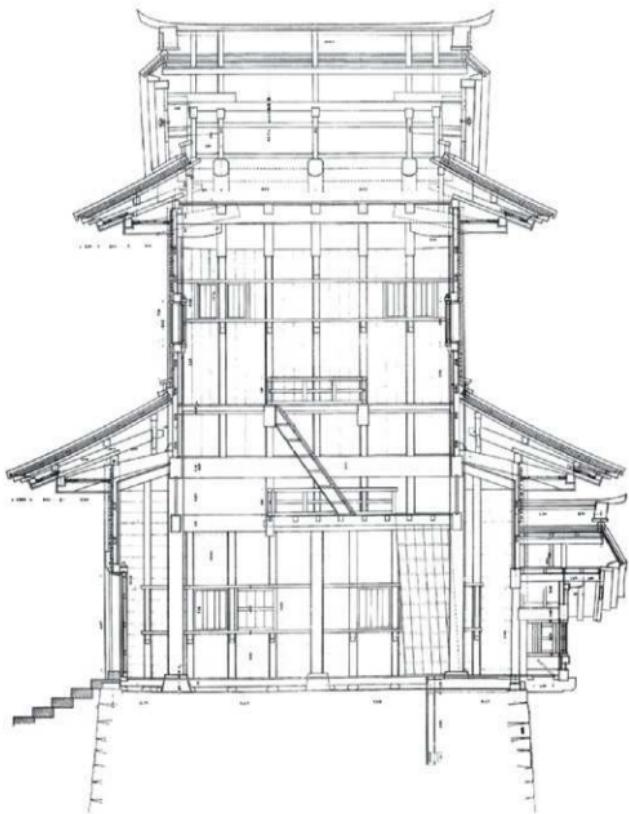
26 石川門石川櫓 北立面図



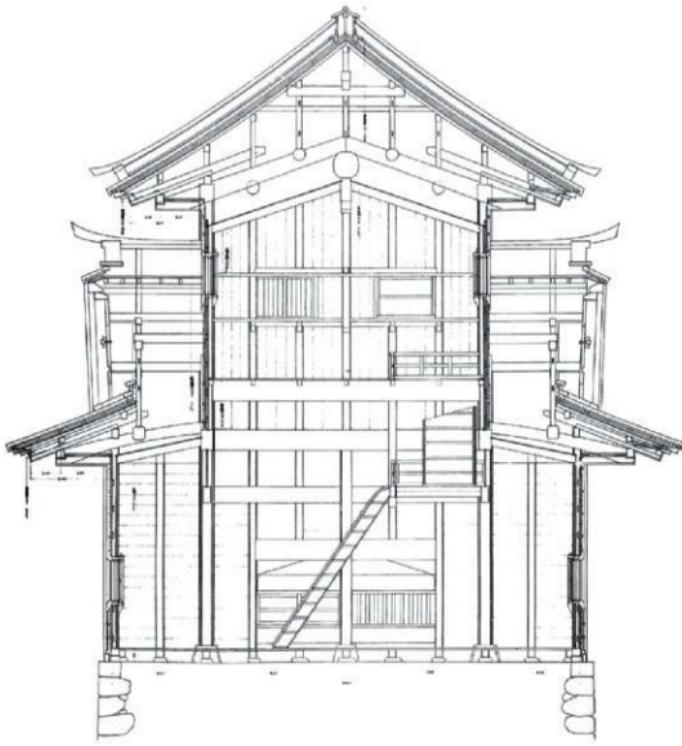
27 石川門石川櫓 南立面図



28 石川門石川櫓 西立面圖

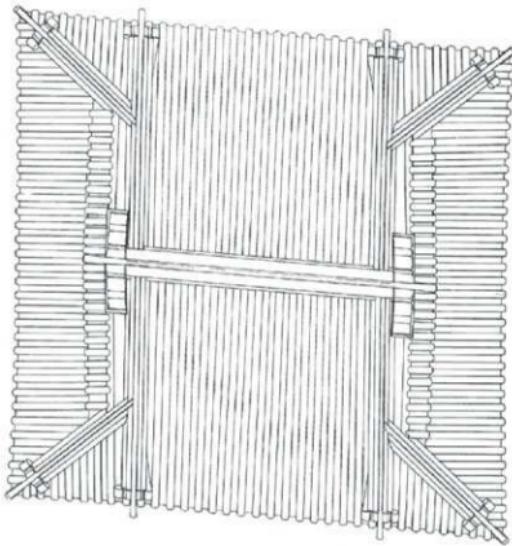


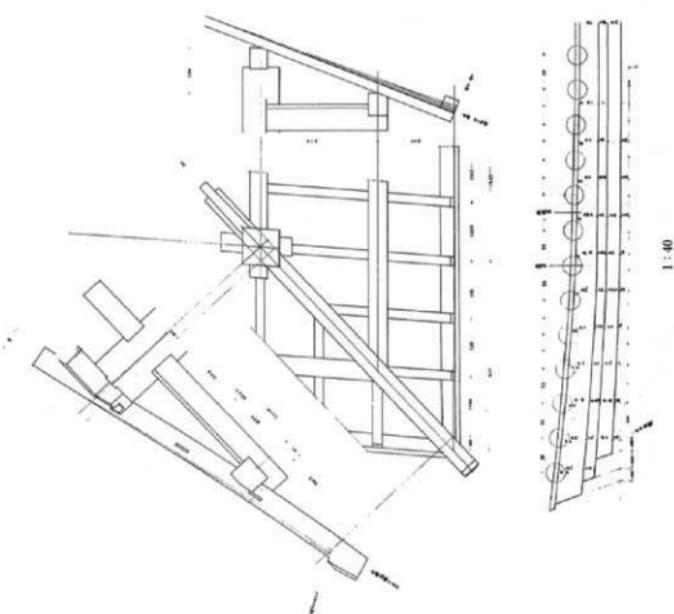
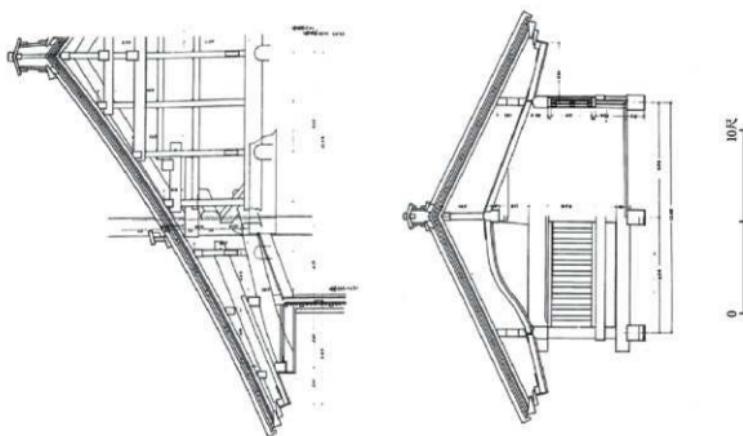
29 石川門石川櫓 東西断面図



30 石川門石川櫓 南北断面図

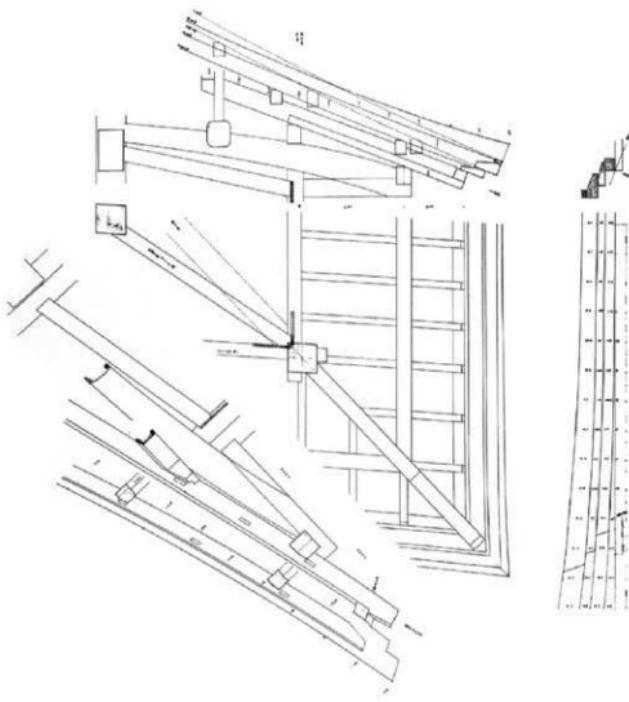
31 石川門石川櫓 屋根伏図





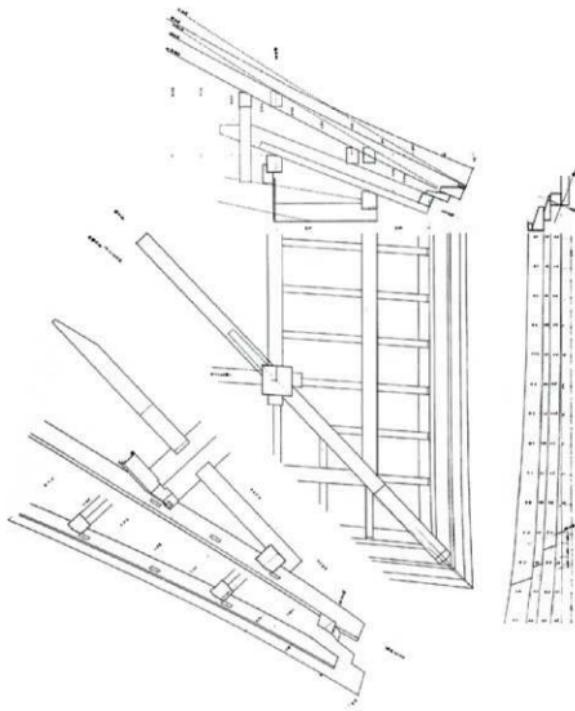
32 石川門石川橋 詳細図

1:50



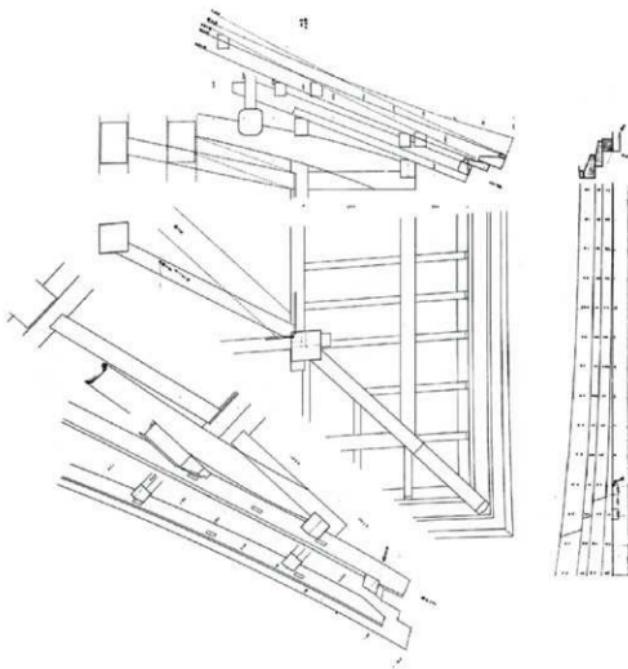
33 石川門石川櫓 屋根詳細図

1 : 50



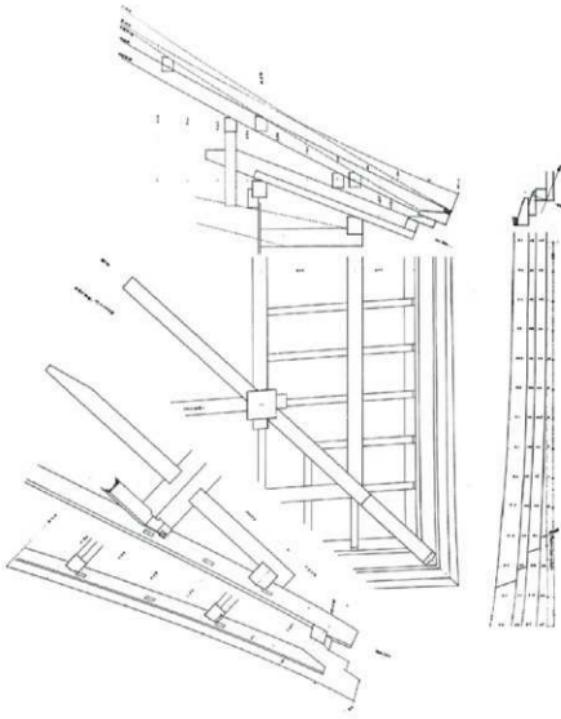
34 石川門石川櫓 屋根詳細図

1:50



35 石川門石川櫓 屋根詳細図

1 : 50



36 石川門石川櫓 屋根詳細図

第一章 金沢城の概要

第一節 金沢城の沿革

第二節 前田家系譜

第一章 金沢城の概要

第一節 金沢城の沿革

金沢市は市の中央に位し、南を流れる犀川と、北を流れる浅野川に挟まれた白山々系の余脈である丘陵の尾端に築かれた平山城であつて、本願寺時代には尾山とも稱された。東北には浅野川を臨み、御辰山公園を望む、北は遥かに河津湖、其の西に続く金石疊を一望に俯する所が出来る。

城の東西は六町五間、南北六町八間、面積は九万零六百歩参拝坪、その内參万武阡百步半、塔拾六坪は斬獲で、各部に本丸、東ノ丸、薪ノ丸、玉泉院丸、二ノ丸、北ノ丸、藤右衛門丸、鶴ノ丸、三ノ丸、新丸の名がある。

この城地は、初め本守が御籠を構えた所で、其の草創は貴重如上人が山科で本山を營み、前住連如上の在世した延徳年間であったと謂われ、天文年間以降の文獻に御山金沢御堂又は金沢舎等の名で現れてい。

その後、この坊舎は一向派の策源地であったが、天正八年佐久間盛政が柴田勝家から命を受け、この御山勝坊を攻略し、直ちにここに居城した。同一年盛政は柴田勝家に従うて近江國播磨ヶ瀬に出陣、羽柴秀吉の軍と戦った。

秀吉は之を破つて豊後守護としての前田利家の前頭の前頭に授けた。金沢城が本丸としての経営は、佐久間氏の時から精整備し、初期、「曲輪」、「曲輪」の区別を設け、多少の整備も本丸の周囲に構築し、西口を正面としたと謂われる。

この設計は利家の臣である元井津高橋義宗であった高山右近によつて変更せられた。尾坂口を正門に定め、石門口を側門に定めた。

文禄元年利家は大坂に在住、金沢に留守したその利長に命じて石垣を築かせた。初めの頃は政敵が入城した時は、本丸にある在支の金沢御館を居館にて、利家の就封した時もまた之を居館としたのであった。眞にして利家は自ら、諸殿閣を築造したものと思われるが、その事實は全く明確でない。

慶長四年利家の歿後、利長は國に在つて判乱の罪があり、徳川家康が討に對付伐を派遣され、

するとの流言が大坂に行われたので、利長は城外を繞つて防禦幕とする一つの物構を構築させた。徳川秀忠の女殊姫が三世利常に入室した時、新たに居室を本丸に構え、之を御所と称え、旧館と區別した。

同年十月晦日雷火によつて天守閣を焼き、これに続く本丸の御蔵閣を失つた。この天守閣は利家の時に成り立たるものであるが、後再び建立する」となく三層塔を旧の台上に築いて代用した。

同年十五年利常が幕府の命を受けて、名古屋城築造の助役に從つた時、金沢の留守役藤原一

考を命じて、先に述べた外の物構を燒り、別に一條の物構を構築させた。即ち内蔵構は前者者、後者は外蔵構といわれる。

元和六年十二月二十日、長局の失火により、再び諸殿閣を全焼し、翌七年正月、落成に着手し、

四年竣工して移転したが、この時城地の経済性を稍稍々変更した。

寛永年間、本丸の外壁は漆塗りで、城内食ひ矢失、本丸もまた炎に罹る。

同年八月十四日、城下法船寺門前に放火失するものがあつて、城内食ひ矢失、本丸もまた炎に罹る。こゝに於て、本丸の地は風は強烈で、居住に適しないことを想い、新設閣の位置も二丸に移し、翌九年竣工した。

同年郊外設立から犀川の水引く三里、之を諸殿の營繕に堪えさせ、又藩侯室の

庭にまで導き、防火の助けることとした。所謂既用木というものはこれである。この

後尚本丸中には、屋形と称するもの及び三層塔を造つたが、後者は上層二間四方、中層二間

四尺、下層五間四方であったと謂われる。

四五年、下層五間四方であつたと謂われる。

寛永新造の難關は、元和九年六月十五日より改築せられ、十六年六月六日落成して五重御紀が

移住したが、六年余を経て、十世重教の宝曆九年四月十日、浪野守町金子の失火により金

城本丸、二ノ丸、三ノ丸、御殿閣、石川、河北、一ノ門に至悉く炎に罹り、その残存したも

その残存したものは、御殿閣、七之間、御丸門、御丸門、玉泉院西口、食倉門、及び同所の土蔵に過ぎず、本丸の三層塔もまたこの時に焼け失し復興しなかつた。

次いで、十世重教の時、即ち元和五年正月十五日、二ノ丸より火を発し、渡闌、橋爪門等を焼

いたが、その翌年四月二十六日に落成した建築は、明治に及ぶ最後のものであった。渡闌せら

れた、この二ノ丸御殿の建坪は、國によつて計算する所、その附屬建物と共に約七千九百九

坪である。

明治六年七月十四日、慶寧版籍を奉還し、十一月を佐本多氏の広坂邸に移り、旧城は廢帝置

の後、即ち、同年八月、兵部省所管となり、五年二月陸家省所轄し、六年、兵部が設けられ

た。

その後二ノ丸の難關は、兵舎の側に在つて、九年四月、本丸以下の太刀廻、備門を撤去し、

同十四年一月十日朝の火灾により二ノ丸御殿を燒いたから、現に旧殿を造すものは僅かに

重要文化財石川門及び三十間長屋のみである。

第一節 前田家系譜

1. 前田利家 致仕、慶長三年四月二十日	前田利春四男天文七年生
2. 前田利常 封を襲ぐ慶長三、四、二〇	慶長四年三月三日死去六十二才 附水禄十二年十月尾張荒子城主となる
3. 前田利常 封を襲ぐ慶長一〇、六、二八	前田利長男 慶長十九年五月二十日死去五十二才
4. 前田光高 封を襲ぐ寛永一六、六、二〇	前田利家四男 萬治元年十月二日死去六十六才
5. 前田朝紀 致仕、享保八年五月九日	二男利治は富山侯 三男利吉は大聖寺侯
6. 前田吉徳 封を襲ぐ享保八、五、九	瑞應寺、長流亭、瑞龍寺、妙成寺、 圓國八幡宮、尾崎神社（光高）、のと 氣多神社等の重要文化財及日石寺、 佛母社は殆ど利常公に依つて成る
7. 前田宗辰 封を襲ぐ延享二、七、〇	〔注〕現小松天満宮
8. 前田重熙 封を襲ぐ延享四、一、〇	前田利長男 正保二年四月五日死去三十一才
9. 前田重靖 封を襲ぐ宝曆三、五、〇	前田光高長男 享保九年五月九日死去八十二才
10. 前田重教 封を襲ぐ宝曆四、三、〇	前田吉徳三男 享保二年六月十二日死去五十六才
11. 前田治輔 封を襲ぐ明和八、四、一三	前田吉徳長男 延享三年十二月八日死去二十二才
12. 前田齊廣 封を襲ぐ享和二、三、九	前田吉徳三男 宝曆三年四月八日死去十三才
13. 前田斉泰 封を襲ぐ文政五、一一、二二 致仕慶応二年四月四日	前田吉徳四男 宝曆三年九月二十九日死去十九才
	前田吉徳八男 天明八年石川門壇成 寛政十一年石川門も壇成 石川門も大破する。 前田吉徳八男 文政七年七月死去四十三才 附文政十一年石川門修理する（『義格 解説修理』）（注）石川門
	明治十七年一月死去七十四才 附弘化五年石川門崩落左右木筋崩建 替える。
	金沢城石川門 前田斉泰 封を襲ぐ文政五、一一、二二 致仕慶応二年四月四日
	前田斉泰 封を襲ぐ文政五、一一、二二 致仕慶応二年四月四日

第二章 石川門の概要

第一節 国宝指定年月日

昭和十年五月十三日

第一節 文化財保護法第百拾五條第一項の規定に依り重要文化財に指定

第二節 第二規 構造（大きさ、配置、構造形式）

第三節 沿革

前田齊泰長男
明治七年五月死去四十五才
附加賀藩を金沢市と改稱され藩知事
となる。

第一節 前田家系譜

14. 前田慶応 封を襲ぐ慶応二、四、四	前田慶応 明治一年版籍を奉還する。
-------------------------	----------------------

名稱	区分	構造形式	所有者	所在地
金沢城石川門	表門 高麗門	（一ノ門）屋根筋丸葺		
	表門左右	表門左右		
	太鼓門	太鼓門		
	多門	多門		
	（二ノ門）	（二ノ門）屋根筋丸葺		
	（二ノ門）	（二ノ門）屋根筋丸葺		
	長屋	曲形單層		
		屋根筋丸葺		
	（重櫓）	（重櫓）屋根筋丸葺		
	（重櫓）	（重櫓）屋根筋丸葺		
	兩翼左右	兩翼左右		
	太鼓塀	太鼓塀		
	出し	出し		
	（石落）	（石落）唐破風造		
水の手門	屋根筋丸葺	屋根筋丸葺		
	高麗門造	高麗門造		
	屋根残丸葺	屋根残丸葺		

石川県金沢市大手町一番地

出し(参)	石垣	高外側地盤より地覆下端まで	四尺五寸
	坪	数柱真々	一坪六五分
	行	柱真々	八尺
	行	但し出窓の出上・下共一尺八寸	二尺六寸
	行	柱真々	九尺
	行	柱真より矛負下端外角まで	二尺五寸
	行	柱真より矛破風板外端まで	十三尺〇八分
	行	柱真より矛負下端外角まで	十二尺
	行	柱真	二坪
出し(四)	軒	柱真々	八尺
出し(四)	軒	但出窓の出上・下共一尺八寸	九尺
出し(四)	軒	柱真々	二尺五寸八分
出し(四)	軒	柱真より矛負下端外角まで	二尺五寸七分
出し(四)	軒	柱真より矛破風板外端まで	三十五尺
出し(四)	軒	柱真々	七尺八寸
出し(四)	軒	柱真々	四尺五寸
出し(四)	軒	但控柱柱真々五尺三寸	一尺一寸五分
出し(四)	軒	柱真より矛負下端外角まで	二尺五寸三分
出し(四)	軒	柱真より矛破風板外端まで	八尺七寸
出し(四)	軒	柱真より矛負下端外角まで	十一尺〇五分
出し(四)	軒	柱真より矛負下端外角まで	四十七尺
水の手門	梁	柱真々	六十一尺
水の手門	梁	柱真々	七十九坪六三九
樹型	柱	柱真々	以上
面	東	柱真々	
面	西	柱真々	
数	全	柱真々	
坪	上	柱真々	
数	(右)	柱真々	

太篠塀は石川門南翼に百間堺并白鳥塀、新丸側の高石垣台上に建てられている。出しへは木蓋門の中間に西側配設され、水の手門は太篠塀の南端近くに建てられ其の外側には井戸があり、水汲の出入に使用された様である。

構造式

一、表門(高麗門) 角柱二本立て、挖柱と化粧柱、二タ通り竪通して、化粧挖柱打ら
猪突柱付き、木材純粋木作り、屋根重み付き切り妻造り、鉛板葺、中央に一枚
開き潜り戸有する大扉を嵌り、内部より門通り、外側木部は扇門と共に、鉄製津波窓
付き化粧金物の筋金を太篠新にて打ち付け、雨落恐石基礎に建つる柱は矩形、全
般化粧金物を、極の口御門にて打ち付ける。桁行繋ぎには樋を架け、中央に束を建へ、
柱と共に梁二本の胸木を通し、出桁を架け、椎木を置き、縫との間に、木格子を入れ
れ、軒脚割化粧屋根、妻御門を打つ。軒脚を置き、屋根土、屋根瓦付、外側屋根は鬼瓦、
居薪をなし、野寺御門を打つ。第棟両端には鬼台鬼板を置き、
二、表門左右太篠塀 外部腰壁よりは島表を有する鬼板を配す。
篠塀仕上げ、内部地盤石上端に巾木を行はれ、左右共に各々三ヶ所の篠塀眼
を有す。壁は篠表まで白漆塗、篠塀仕上げ、軒付き漆板包み、屋根漆板木葺とし、
外側石垣は切り石切り合せ組み、内部に武者走りを有する石垣台上に建設し、表門
より左右の垂檐用門柱に連接する。

木材は主として原木、軒部を前後二側に建て、両面より丸竹にて、腰舞を垂き、
太篠張りとして、内部に玉石を充填する。
一、多門 一門は柱六本間の間には鍵柱、小脇柱を配す。其の脇間潜り上に
は檻を架け、中央の間と共に冠木を置く。上下三通りの筋の化粧貫を
打ち通して、化粧挖打ち、桁行には大梁二本を架け、其の上梁行には男梁を配して
組み合せ、男梁の出には出桁が渡櫛上台を架け、前後共鉛板木葺底付、屋根外部に
は冠木の間に支輪を入れ、内部は渡櫛床板を切り落し、床板張り天井とする。木材
は総て漆材、素木造り、屋側には中央で大扉を釣り、駆門には潜頭と有る。
外部木部には屏と共に、鉄製津波窓金物の筋金を太篠新打らとし、柱根には
根巻金物を構成にて打ち付け其の上の全製胡麻漆金物は太篠新打らとする。柱
頭には全製胡麻漆金物を構口紙にて打ち、其の下の八反金物は太篠新打らとなつてゐる。
渡櫛は單層、桁行二十六間、梁行八間、長方形、入母屋造り、屋根裏み付の漆板
本葺とし、木材は圓柱、中建柱は漆材、化粧梁類は松材、其の他主要材は漆材、板
類は杉材を使用し、漆木造りとする。表門(白鳥塀)及南側(漆堂型)は柱根打らとし、柱根には
漆材、外側は總て漆板包み、屋根漆材、唐破風造りの出し(表門)とテ所
宿有す。矢掛間窓は北側に二ヶ所、南側に三ヶ所、西側に一ヶ所、出入口は北側
端に一ヶ所を設け、内部は長屋に接続し、門の両側に切り石切り合せ積み、袖石垣

配置

一、石川門は田金沢城時代の東側中央にあり、兼六公園より石川橋を渡つて正面に左
右太篠塀を有する門があり、是を翻つて構門に入る。左に垂檻、右に多門、正面に垂
檻及多門を有する長屋がある。是等は共に萬石垣台上に建てられてゐる此の右にある
多門を通り、左側に出た所が旧三ノ丸跡(現教育会館)である。

台上に建設する。

外部仕上げは鋼柱を差し抜きで施工され、太鋼筋打付は、土台は鋼板包み、軒裏天井、脚木、出筋、軒裏波形、側面には、床包み、屋根入母屋には、屋根入り反破壊、萬掛魚付、鋼板包みとし、其半を付す。

大棟両端には、鬼台、鬼板を配り、鳥糞を架ける。入母屋端梁甲、立體内ヶ所には、下り棟を設け、隅棟内ヶ所に、鳥糞を有する鬼板を配す。内部仕上げは、床敷根太、土台上端にて床板張り、周囲堅引目板張り、入口・玄関部には、四つ渡りを組む、土台建て、小屋裏井とし、中建柱上（析引）に、梁頭を削ぎ、梁行には、析より外を腕木に造れる梁を笑け、束を建て母屋梁、腰板を打ち、野地板となっている。

野地は、桁より外側を柱、二間間に柱、柱間に力棒を打ち、それに母屋を笑け、野種、野地板を打ち、柱内側と共に、土屋基、野小舞、瓦板、瓦棒となっている。両妻は、野圓木を棟木まで延し、内部では方筋の組みになっている。

一、長屋　住間、構内、西面、軒引、八小間、南面、軒引、一四小間、内面、西面、三小間、南面、九小間、梁柱、小間とし、多門及格の間に、曲形に接続し、屋根は、單層、要間中央に棟を造り、両流れ、曲角には、出闇入闇を有し、多門、格の取り付けヶ所には、織破風を有す。

外部腰廻りには、生子瓦五枚通り張り、目地は貝の口形、白漆刷り仕上げ、其の他用材、構造、形式、仕上げ等は、継ぐのである。

一、重檐　重簷とし、下層は、柱間、軒引、梁行に各、一〇小間、平面は平行四邊形、屋根は、上下層共、四方満屋根、付せき、下層南北には、反り崩れ、付せき、千鳥破風を有し、萬掛魚を付す。東側には、唐破風の出し（石落）を有す。上層の側柱は、下層の入側であつて、桁行、梁行共に、住間、六小間、南側、屋根は、入母屋、反り破風にて、萬掛魚付きとす。是等の破風は、總て、脚木で支えられており、一方石垣は、門、袖井戸、石垣柱とし、同様に高さにて、打ち抜き積み（手木積み）とす。三方出入口には、三級の石階段を有する石垣台に建設する。木材は、上下層共に、西面、下層、下層入側柱、出窓等は、檜材、一階梁、脛柵、合掌等は、松材、其他の腰廻り、土台の上下層管柱、桁、小屋材等は、主として、檜材を使用し、素木造りとする。

外部仕上げ：附き土台は、鋼柱包み、鋼柱法筋付、化粧板側に包み、太鋼筋打付は、土台は鋼板包み、軒裏法筋付、其の上に、側面の腰廻りの大壁、軒出、天井、出筋、腕木、軒裏波形、屋根野地、軒付き鋼板包み、船板本葺、大棟、鬼台、鬼板、下り棟、隅棟、鬼板等、構造、形式、仕上げ等は、總て、多門及長屋と同じである。

内部仕上げ、床敷根太、土台上方には床板張り、下層周囲は横旅板落し、南北両面に戻せき（二所室の）、裏接間梁、西面には出入口を設け、矢接間梁と共に、四つ渡りの組み土戸建てとなつてある。天井は、入側より外側は、柱毎に化粧合掌を架け、裏板を打ち、天井とし、入側は、二階裏井付とす。

二階周囲は堅引目板張り一面に、各、二所室の、矢接間梁を架け、四つ渡りを組み土戸建てとなつて、天井は、柄引中央に、舟肘木、化粧合掌木を架け、柱毎に化粧合掌を配し、裏板を打ち、合掌裏天井となつてある。

小屋組み下層は、外側柱頭を枕として、析引筋木（柱より外側は、腕木に造っている）を架け、入側にて押え、軒先は力種にて釣り、それに母屋を笑け、野種打ちとなつてある。

上層は、化粧根木に、大梁を重ね、下層の如く、桔木（腕木）を架け、中央の大梁にて押え先は、力種にて釣り、大梁を重ね、母屋を笑け、野種、野地板打ちとなつてある。

一、土台を敷き、柱頭を枕として、柱頭裏に、五正石を充填する。柱頭裏より壁小舞を張り、柱を配し、裏板を打ち、合掌裏天井となつてある。

小屋組み下層は、外側柱頭を枕として、析引筋木（柱より外側は、腕木に造っている）を架け、入側にて押え、軒先は力種にて釣り、それに母屋を笑け、野種打ちとなつてある。

上層は、化粧根木に、大梁を重ね、下層の如く、桔木（腕木）を架け、中央の大梁にて押え先は、力種にて釣り、大梁を重ね、母屋を笑け、野種、野地板打ちとなつてある。

一、柱頭裏に、五正石を充填する。柱頭裏より壁小舞を張り、柱を配し、裏板を打ち、合掌裏天井となつてある。

一、柱頭裏に、五正石を充填する。柱頭裏より壁小舞を張り、柱を配し、裏板を打ち、合掌裏天井となつてある。

一、柱頭裏に、五正石を充填する。柱頭裏より壁小舞を張り、柱を配し、裏板を打ち、合掌裏天井となつてある。

一、柱頭裏に、五正石を充填する。柱頭裏より壁小舞を張り、柱を配し、裏板を打ち、合掌裏天井となつてある。

一、柱頭裏に、五正石を充填する。柱頭裏より壁小舞を張り、柱を配し、裏板を打ち、合掌裏天井となつてある。

註、今度の工事で、変更した事項は、現状変更の項に記載する。

一、石川門は旧幕時代の城手口である。

石川門の建築年代に付いて、未だ調査未了なれど、相当前からあつた様である。それが宝曆の大火で焼失した。其の当時の姿は、御城中櫛橋櫓御門絵図（金沢市立図書館保存、御城物起給園十枚（成美園保存）等を以つて知る事が出来る。

二、宝曆九年四月十日（七五九）大火で焼失する。

註、イ、城内殆ど後失し、石川門も焼失した（金沢市立図書館保存の加賀の国金沢城絵図に明記してある）。

四、当時の姿は、大體裏面（上層東側井下層北側にも唐破風の出し（右落し）があり、又各門より北側太築廊路には、長屋の隣に櫛橋があり、出しの跡には、中橋があり、是等の橋は、長屋で接続している。又櫛橋の南に、長屋が接続し、出西の跡には、中橋あり、水の手門は、長屋を有する門の様である。

星等を太築橋で渡渉している。以上、櫛橋の姿であったのが、焼失後、分（仮に）現存の様な姿にした様である。

（成美園保存の御門絵面に明記してある）

一、宝曆の大火で焼失した後の石川門

（二）天明五年（七八五）より、再建に着手したと推定される。

註、天明五年御改法之事として、付札御譜（貞奉行江

石川門御譜最初文書初候様被仰出候

右御門主付岡太郎左衛門、河野次郎

恭承兼帶相勤候様可被得其事意（成美園保存）

然し、加賀藩資料「泰賞公御年代譜」には、宝曆十二年三月二十二日（石川御門

御御譜は、上方へ被仰付候とし、全十二年八月四日（通行止（着手？））している。

或は原が正しいかも知れない。

（三）寛政十一年五月十六日（一七九九）油費で大破した様である。

註、石川門前通り、左右石垣（木崩×××石川、河北、南側古石垣井拂爪櫛橋台石垣等、切合石破風出張×××御城整体石垣等）出事所（所々者之×××城郭の配別紙寫真添付する）

（四）文化三年（一八〇四）より地盤大破の修理に着手したと思われる。
註、文化三年（一八〇四）實年四月

石川門御櫓下等、御石垣埴輪等、御門御櫓等、御門御櫓下等

（現存石垣す法と変わらないものが、金沢市立図書館に保存されている。寫真添付する）

（五）文化十二年に、櫛橋だけ解体修理されている。

註、イ、文化十三年丙子（十七三）

御城中櫛橋等御門絵図で、石川門當時の御櫓見面之圖に、文化十二年亦如社被仰付と云つてある。（金沢市立図書館保存寫真添付する）

ロ、泰賞公時代に、櫛橋を修造した櫛橋の寫しが、金沢市立図書館に保存されている。（別紙の通り宮殿と共に添付する）

ハ、今度の修理で、櫛橋下層北側中央の柱（千鳥取り付き柱）、三本下層床柱太に再利用されている事を発見した。仕口、寸法、古法等、全く現在のものと變りなく、解体修理した事を示すものと思う。（其の柱は、上層小屋裏に保存した。）

（六）文化十一年に、櫛橋の解体修理と、同時に他の多門、長屋、表門の屋根葺き替え（土居葺より上葺）もなされたとのと推定する。

註、各種共、土居葺より上葺は、木材が草薙材で、材質、施工法、共に同じであり、又鉛葺でも、鉛板葺き方、古さ、巴、唐草等も継続して同じであった。

（七）表門、多門、長屋の解体修理は、しないといふと推定されれる。

註、釘跡等他各所を調査していたが、土居葺より下部が修理されたと思う時は認められなかつた。

（八）弘化五年（一八四八）に太築廊井出しを解体修理している。

註、イ、出し（二）より発見された、櫛橋は、建替と云つて、解体修理を意味するものと思われる。（別紙の通り宮殿と共に添付する）

ロ、出し（三）唐破風板に、全出しの櫛橋を崩したり、又折及柄虹梁を松材で、取り替えたりしたのは、此時と思われる。

（九）弘化五年（一八四八）太築廊修理の時に、表門南側甲申門（長屋南側軒巴）の落ちた、圣五寸の巴を、太築廊各四寸を以つて付け替えたり、其の外、小修理も施されたものと推定される。

（十）弘化五年に太築廊を修理した後、又櫛橋の南側高台の太築廊を解体修理して

いる。それと同時に、出し（四）の屋根の唐草や巴を鋼板で修理された様に思われるが年代は不明である。

註、櫛橋より南側高台の太築廊には、銅眼路（現状変形）がなく、柱は細く、

駒木を削りしている等の痕跡より推定する事が出来る。

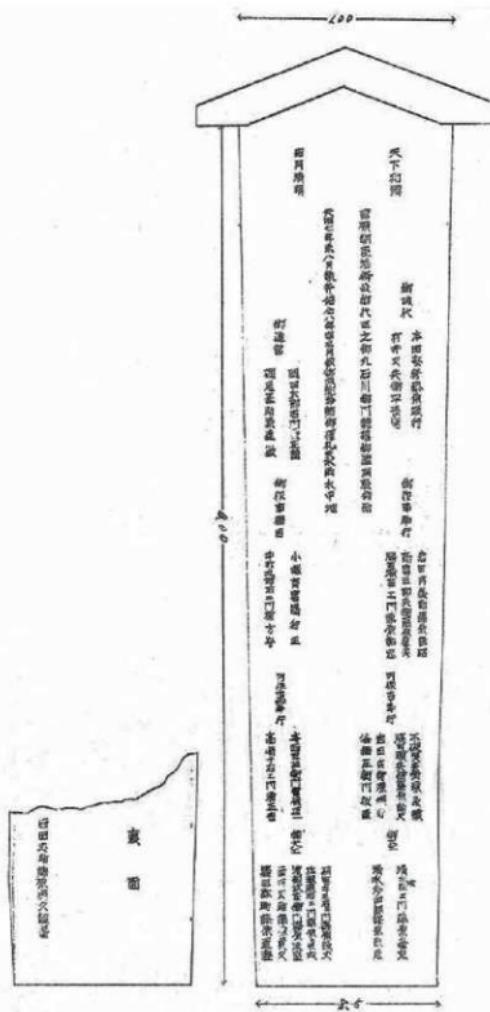
(一) 明治以後のもの

(二) 文化十一年の大修理以来明治十六年に至るまで如何にして維持されて来たか
に付いて調査は未了であるが何等の資料も発見していない。

(三) 明治十六年に多門箱檜板葺を修理し昭和五年又修理している。要概に
付いては、明治二十四年九月末日、大正十五年九月中旬、昭和十六年四月に

修理されている。(鉛瓦の落書き依る)
註、是等の修理について他の資料は発見されず、又大きく修理されたと思う痕跡
も認められず、雨漏りを底した程度の修理の様に思われる。

以 上



裏面

西田太助藤原貞久謹呈



御殿代	前田伊勢守 藤原直之	御作事奉行 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御手先物頭 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御大工頭 井上庄右三門藤原義矩 糸田弥助藤原直良 羽田十郎三門藤原正規	金谷左大夫 角尾孫兵衛藤原義宣 中村武左二門藤原道 渡辺伊右三門藤原成美 中村半次藤原義仙	寺家代 前田伊勢守 藤原直之 内田伊夫	前田伊勢守 藤原直之 内田伊夫	御作事奉行 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御手先物頭 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御大工頭 井上庄右三門藤原義矩 糸田弥助藤原直良 羽田十郎三門藤原正規	金谷左大夫 角尾孫兵衛藤原義宣 中村武左二門藤原道 渡辺伊右三門藤原成美 中村半次藤原義仙	寺家代 前田伊勢守 藤原直之 内田伊夫
御城代	前田伊勢守 藤原直友	御作事奉行 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御手先物頭 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御大工頭 井上庄右三門藤原義矩 糸田弥助藤原直良 羽田十郎三門藤原正規	金谷左大夫 角尾孫兵衛藤原義宣 中村武左二門藤原道 渡辺伊右三門藤原成美 中村半次藤原義仙	寺家代 前田伊勢守 藤原直之 内田伊夫	前田伊勢守 藤原直之 内田伊夫	御作事奉行 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御手先物頭 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御大工頭 井上庄右三門藤原義矩 糸田弥助藤原直良 羽田十郎三門藤原正規	金谷左大夫 角尾孫兵衛藤原義宣 中村武左二門藤原道 渡辺伊右三門藤原成美 中村半次藤原義仙	寺家代 前田伊勢守 藤原直之 内田伊夫
菅原朝臣齊廣公御代三之御丸石川御櫓御修造御棟札	村井又兵衛平長世	御作事奉行 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御手先物頭 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御大工頭 井上庄右三門藤原義矩 糸田弥助藤原直良 羽田十郎三門藤原正規	金谷左大夫 角尾孫兵衛藤原義宣 中村武左二門藤原道 渡辺伊右三門藤原成美 中村半次藤原義仙	寺家代 前田伊勢守 藤原直之 内田伊夫	前田伊勢守 藤原直之 内田伊夫	御作事奉行 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御手先物頭 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御大工頭 井上庄右三門藤原義矩 糸田弥助藤原直良 羽田十郎三門藤原正規	金谷左大夫 角尾孫兵衛藤原義宣 中村武左二門藤原道 渡辺伊右三門藤原成美 中村半次藤原義仙	寺家代 前田伊勢守 藤原直之 内田伊夫
菅原朝臣齊廣公御代三之御丸石川御櫓御修造御棟札	長谷川右三門藤原久一 古屋一左藤原保興	御作事奉行 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御手先物頭 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御大工頭 井上庄右三門藤原義矩 糸田弥助藤原直良 羽田十郎三門藤原正規	金谷左大夫 角尾孫兵衛藤原義宣 中村武左二門藤原道 渡辺伊右三門藤原成美 中村半次藤原義仙	寺家代 前田伊勢守 藤原直之 内田伊夫	前田伊勢守 藤原直之 内田伊夫	御作事奉行 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御手先物頭 同加奉行 内作事奉行 内田伊夫	御大工頭 井上庄右三門藤原義矩 糸田弥助藤原直良 羽田十郎三門藤原正規	金谷左大夫 角尾孫兵衛藤原義宣 中村武左二門藤原道 渡辺伊右三門藤原成美 中村半次藤原義仙	寺家代 前田伊勢守 藤原直之 内田伊夫

于時弘化五年歲三月御建替言附

言附 井上太云齋門

御扶方大工 五十嵐忠平 頭渡邊次失
頭

若松高三右衛門
森田清藏
森田清助
村山太八郎
吉之丞

御大工 中山藤右衛門 屋根棟梁 沖田仁石衛門

坂浦清助 滝原義治
坂浦清助 滝原義治

坂浦清助 滝原義治

谷吉之丞

于時弘化五年歲三月御建替言附

〔主〕

言附 井上太左衛門 御扶方大工 五十嵐忠平 頭渡邊武兵衛
御大工 中山藤右衛門 屋根棟梁 沖田仁石衛門 取梅村善治
御大工 中山藤右衛門 屋根棟梁 沖田仁石衛門 取梅村善治

若松高三右衛門
森田清藏
森田清助
村山太八郎
吉之丞

・正不詳

事は、全面に亘り取り替えを必要としたが、石工事木工事の軸組は部分修理とし

一、工事年度区分

本工事を左記の通り 大体を年度区分した。

区分	年 度	名 稱
第一期工事	昭和二七年 度	共通仮設工事、麥稈工事
第二期工事	昭和二八年 度	多門及長屋工事
第三期工事	昭和三二年 度	表門及左右太築場、附屬左右太築場 出し防災工事

一、共通仮設工事

イ、現場事務所の新設 教室は教育部家庭課教室の北側隣地 菓根入口南側とし、

航行四間、梁行二間、建坪二坪、軒高一〇尺、屋根垂鉛金波形鐵板葺、事業室板敷六坪、休憩室六帖、押入れ、流し、を有す。

ロ、便所施設 休憩所、便所は大、小便、一坪新設、休憩所四坪、座材にて建設し、

屋根は垂鉛金波形鐵板葺で、板一枚にて、其の架設、運搬した。

ハ、材料貯蔵庫、敷地には百間裏子供遊園地（金沢市）を借用して作業場と

し、材料倉庫と作業場を建設する。二種共、航行八間、梁行五間、建坪四〇坪、軒高一〇尺、屋根垂鉛金波形鐵板葺とし、材料庫は出入口二ヶ所、其の他周囲下見板打ちなど、第一期工事より敷地整理のため新丸敷板の翼の端に移築し、作業場は三方下見板張り、第二期工事より不便のため長屋の西側、教育学部第4教棟との間に移築する。

二、左官作業場 棚壁、竹矢来、左官作業場は第一期工事に百間裏子供遊園地で木材を以て建設し、航行五間、梁行三間、建坪一五坪、屋根垂鉛金波形鐵板葺とし、第一期工事より出し（二）の内側に移築す。

残構は軒高六尺、延長（〇）間、第一期工事には百間裏子供遊園地に建設し、

第二期工事には新丸作業場より出し（二）の附近石垣と連結する。竹矢来は百間裏子供遊園地延長七〇間を跨し第一期工事に新丸作業場に移築した他事務所周辺には五〇間開拓し、出入口を設ける。

ホ、その他の、電気、水道を併設し、工事の進捗をはかり、水槽、消火器、等を設備して、防火に努め、建設物には風呂、雪害の起らぬ様に維持する。

一、仮設工事

イ、表門及左右太築場、門垂鉛金波形鐵板葺、航行六・五間、梁行五間、建坪三一・五坪、軒高一尺、丸太垂笠、鉄錠にて結束、屋根垂鉛金波形鐵板葺、周围面積張り、中央通路上は足代板を二重に張り、危険を防止し通行禁止はない。太築場も

是に準じて、素屋根を架設した。

ロ、多門及長屋、多門垂鉛金波形鐵板葺は、航行一九間、梁行八間、建坪一五二坪、軒高三尺半、白鳥垂笠七〇尺、丸太垂笠、鉄錠にて結束、足代上下二段、残構を頼設、

周囲面積張り、屋根垂鉛金波形鐵板葺、門の通路には巾一間の枠を組み板囲いをなし、危険の防止、通行禁止はない。

長屋は、梁行六間、航行延十七間、曲形、軒高平均三〇尺、建坪一〇二坪の素屋根を、多門垂鉛金波形鐵板葺にて其の架設、運搬した。

ハ、麦稈、素屋根は航行、梁行共に一間、梁型、軒高平均四八尺、全百間垂鉛金波形鐵板葺とし、素屋根は航行、梁行共に一間、梁型、軒高二尺、建坪九坪、共に素門に準じて建設する。

二、附屬左右太築場及び西棟、水の手門、太築場素屋根は、梁行九尺、長さ延一五〇間、軒高平均九尺とし、石垣外側は塗の地盤より、丸太を振り立て、石垣面に添い棒組み、並びに建立する。残構、足代等は多門同様とする。

二、附屬左右太築場及び西棟、水の手門、太築場素屋根は、梁行九尺、長さ延一五〇間、軒高平均九尺とし、石垣外側は塗の地盤より、丸太を振り立て、石垣面に添い棒組み、並びに建立する。残構、足代等は多門同様とする。

イ、実測と解体工事

ハ、実測は解体前に実測し範囲を作り、寸法、破損、狂いの状況を明記し、各面各所より寫真を寫して、実状を保持する。外部より知る事の出来ないヶ所は、解体し「×」記載し、実態を保留下記載する。解体には、良材を破損させない様に、貴重な骨料を生産出来り破損危険ヶ所は、算、板、等を以て養生し、破損を止めるものとする。

水の手門は、三間四方、軒高二尺、建坪九坪、共に素門に準じて建設する。

本、其の他の、素屋根に付いては、工事の必要に応じて足代を架替え、残構を架け雪を卸し、雪遣いを補強し、雪害、黒害等のない様に維持する。

水道大型は、正確堅牢に組立て必要毎に検査する。

水道大型は、正確堅牢に組立て必要毎に検査する。

イ、実測は解体前に実測し範囲を作り、寸法、破損、狂いの状況を明記し、各面各所より写真を寫して、実状を保持する。外部より知る事の出来ないヶ所は、解体し「×」記載し、実態を保留下記載する。解体には、良材を破損させない様に、貴重な骨料を生産出来り破損危険ヶ所は、算、板、等を以て養生し、破損を止めるものとする。

ハ、実測は解体前に実測し範囲を作り、寸法、破損、狂いの状況を明記し、各面各所より写真を寫して、実状を保持する。外部より知る事の出来ないヶ所は、解体し「×」記載し、実態を保留下記載する。解体には、良材を破損させない様に、貴重な骨料を生産出来り破損危険ヶ所は、算、板、等を以て養生し、破損を止めるものとする。

二、附屬左右太築場及び西棟、水の手門は全部解体し、素屋根は全部解体する。石垣は破損ヶ所の軸組を浮かべ、裏込に枠を組んで崩壊を防ぎ、裏込みを掘り出し、石を上部より巻き上げ、「ウインチ」にて取り除く。

ハ、素屋根は航行、長屋と同じ要領で軸組を除き、解体し、石垣工事は次下した南側の一部だけ取り除く。

ホ、附屬左右太築場及び西棟、水の手門は全部解体し、太築場は地覆石により、全部解体、

石垣は沈下し、或は破損した處小部分だけ、出し西棟及水の手門は基礎より解体し、基礎及石工事は今後大した沈下或は狂いがないものとして出来得る限り是をさせた。

一、基礎及石工事
コンクリートは一・三・六の比、セメント「ポルトランド」、砕石は硬質玉石充分働き堅めの石材は芦屋安山岩にて、城内の處々に散在しているものを加工して補足材に使用する。

表門、柱脚及雨落舞台、雨落橋等の基礎は、玉石を焼き堅め、「コンクリート」打ち、葛石を手直しの上「モルタル」にて糊め付ける。

樋上は、砂利入り「モルタル」洗い出し塗り、排水溝も同様に修繕する。

口、多門長屋、門中央より東側の柱脚右下は硬質玉石を焼き固め、「コンクリート」打ちとし、其の他雨落舞台、雨落下等は表門と同様に修繕する。

他の他、酒池を長屋石垣の更下の處、開いた處は石を取り替え、「コンクリート」裏込みを以て積み直し、其の施工法の困難な處は面取りより、八寸程度、缺き取つて、他の石と「モルタル」を以て埋め込み修繕した。直した處で上端石の合

場に鉛の錆鉢を入れたが、今度は使用しなかつた。修理した處は東袖石垣の南、西、北の三面並に西袖石垣の北面又長屋は南北二面並多門の取り付け點で、東、西の面に小部分であった。長屋の北面は、入口の附近より、差焼取り付きの方へ（口）の字に構み直してあるので、長屋の構より、差焼取り付き所まで直線に構み直しをした。渡槽、長屋共に内部床の根太持柱王柱は「コンクリート」造りに取り替えた。

ハ、要傳、石垣の沈下した南側中央を石を取り替え裏込み「コンクリート」を以て積み直し、土台下地覆石は「モルタル」を以て糊め直し、入口段石は「コンクリート」基礎の上に糊め替えた。段石を取り替える。床下盛土が高いので、通風を良くするため、三寸程すき抜いた。

二、附属左右太築石及び出水の手門、石垣の上部で孕んだは積み直し、沈下した時は石を取り替え、無いたは補足し「コンクリート」裏込みにて積み直し、地覆石の小さく折れたものは取り替え、「モルタル」を以て糊め直しをする。出し水の手門の下には、柔石を焼き固め「コンクリート」打ち、柱石は「モルタル」を以て糊め直しをしたが、水の手門持柱の踏石は古石を以て新しく造った。

三、木工事
イ、木工事の概要、化粧木材は在来の品種と同様のものを使用し、野物木材には草横、档、檜等の種類を使用し、軒は洋軒、鉄製ボルト」を新しく造り、縫を補足して使用した新木材には昭和〇〇年度補修と後印を押し、防護帯等は「P

C.P.」薬を使用した。其の他軒反り、屋垂み、鬼板、掛魚の取替え等には特に在来の意匠に注意して復原し、仕口等も在来のものに似た施設にて新しく部分には古風を施した。

四、表門及左右太築石

門は全部鋼体の上、柱を組継ぎし、持え柱は取り替え並組継ぎをなし、柱、欄、欄板、及化粧質と共に組み建て、栓機を以て打ち締める。腕木は前後一本を以て柱並、束を通してあるため、垂溜が垂れていたが修理は出来なかつた。其の他腕部より軒付き、並、母屋まで小修理の程度とし、それより上部の屋根材は殆ど取り替え、又控の猿甲屋根は六、七割程度も取り替えた。

小屋組では、棟桁下端の喰木は束を長くして喰木を取り、箱型枠も胸板として棟束縫を長くして、是に取り付けた。

化粧金の板金を金物は腐てなかつたので、多門の板金を物に售じ、想用して新し造り、乳金物を補足し、其の他の板金も修理し、門も丸み替え、海老鑓も丸彌備した。

太築石は土台を取り替え、軸部を組み直して、楔等を締め直し、軒から上部の材料も五割程度取り替え、鉛眼の不足分も在来のものに似た施設工事だ。

ハ、多門及長屋、門は柱全部板紙の上貫を通し、隙放しを取り替え、浮かべてあつた大

梁を卸して組み直し、樋を以つて打ち締め、屋因吹をも約。胡麻袋の一部を取り替え、又は修理し、搏斗新も補足する。門及母屋等も修理し、補足して、鍵と共に充備する。

渡槽及長屋の石垣の高低は、附土台を石垣上端に嵌め付け、内土台の下端に木盤を敷き、上端を水平に角める。又各隅で柱と土台の開いている處は「ボルト」を以て締め付ける。軸組では、土台軸の一部分を、長屋の個性木板を取り替え、曲りを直して、垂直にし貫の樋、小屋梁の椽等、打ち締め直しをした。

軒裏では軒付きまで、軒板、裏書きの一部分を取り替え、軒付きよりと共に小修理の上、取り付け直し更に締め直しをした程度であったが、軒先の垂れ等を取り替えて壁間に組み立て直しをした。其の他軒付きより上で、野小舞、瓦板、瓦棒、第棟材、鬼板等は底し、出し（唐破風）も同様に、破風板、裏甲、軒付、排魚の東側二枚を除く外殆ど取り替えられた。入母屋頭負並に此付き棟は東或は柱より「ボルト」で締め付けた。

第棟及び下棟、偶数の胸材は胸板に取り替え、棟家の納を長く延して是に取り付け

「ホールト」にて締め、檻棟及び下り棟は駒板の上に檻木を架け、其の檻木より「ホールト」を以て野備木及び檻板裏に檻木をして、其の裏で締め付けた。奥は継足（ボルト）を以て締め付けた。

内部床は檻木及床板共殆ど取り替えられ、床脚板は一部分取り替えて張り直した程度と、出しあは檻木より化粧軒裏まで殆ど取り替えた物はない。小修理の上組み直した程度である。

出入り口の四つ渡りは、小修理の上取り付け直しをなし。戸車は全部修理又は取り替えられた。両側受け金物も取り替え、又は修理されて取り付けられたが、檻木は設けなかつた。

蓋板、土台は地覆石をモルタルを以つて、水平に据え直し。石垣との高低は多門と同様に外部付き土台を石垣上端に添え付けて是を遮し、其の付き土台裏には櫛板を入れ下を大柄に造り、石を入れ、上を土台に釘止めとし、尚中間を「ホールト」締めとした。

軸組は上崩程までを垂直に直し、二階梁及欄の開いたものを縫め付け、貫と共に柱、梗を打ち直して締め付ける。専要所には對角線に「ホールト」を柱面と壁小舞の塊に入れて、縫め付けて傾斜を防ぐだ。

下層軸先垂れは、出筋檻木（檻木）の尻を二階脚柱に釘止めし、其の上に押え木もあつたが、尚不完全にして、コチニスクリュー」を以て脚柱と縫め付け、其の先の「出筋の処」より下りは、檻木垂れと下端の脚木を以て直した。

檻木も尻の押え梁を縫め直し、先は大体平と縫合にして直す。檻木は圓柱で納めてあつたが、上層柱頭まで納したものと取り替え、尻を押え木で押えて垂れを防いでいた。

下層軸先も下層の如く出筋檻木（檻木）の尻を「ホールト」にて押え、出筋の處で上り下りは、檻木の梢と下端の脚木を以て直した。圓柱木は圓柱にて、脚木を以て打込締め、「コンクリート」を以つて脚柱外側包み化粧板は一部取り替え、或は修理により、脚柱外側包み化粧板は、一部取り替えられ、側面に脚柱は、一部部分補足し、小修理の上、張り替え、又階段も小修理して取り付ける。出入口、矢扶間窓の四つ渡りも入口の一部は取り替えられたが、其の他は小修理して取り付き直しをした。

戸・戸車は一部修理或は取り替えの上、取付付けられた。圓柱外側包み化粧板は一部取り替え、或は修理により、脚柱外側包み化粧板は、一部取り替えられ、側面に脚柱は、一部部分補足して、打込替えられ、檻木連繩は一部修理の上、在来の通り、檻脚板に取り付けられた。

車、附屬大被席及出し棒並水手門「太鼓期」地覆石の石垣の上に「モルタル」を以て水平に据え直し、修理を取り替えられた。土台を數く柱も根掛き及び取り替え等、其の他、間柱、貫、折も取り替え又は修理等なされたものと共に組み建て、梗等を以つて打ち締め、「コンクリート」を以つて堅牢に組合てる。屋根板は転用材を取り替えが多く、軒先木口に端廻しを打つて、通りを良くした。鐵板及び木は現状変更に依り施行されたものであつて、木の一部に転用材を使用した他、總て新材である。（現状変更参照）

出し（一）（二）（三）の木材は、主として松材を使用してあり、虫害のため殆ど取り替えられた。檻木は全部取替えられ、檻木及び一部取り替えた。紅葉大部分取り替えられた。檻木差しの軒先木等を以つて堅牢に組建て、轍より上は殆ど取り替えられたが、唐破風の檻板、裏板、掛魚、柱等は在来のものである。鬼板は唐破風るもの一個あり、其の他は無いので是に做り推定し、他の鬼及檻木も造られ、鬼は「ホールト」で締め付けた。（四）は現状変更の項に記載する。

各出しの建具は、（小引戸）、「堅戸」一戸、是に做つて他は推定して造った。

掲戸（石落）は、附屬金物と共に補足したが、外部と出入が出来、又高い時は危険であるから、軒先木口に打込らとして、動かない様にした。

木の手門柱は、根掛ぎし、柵を取り替え、柵差し、柵にて打ち締め、柵柱に化粧貫及び組み立て、柵打ちし、柵甲板側、檻板を附す。

屋根桁より、上部殆ど取り替え復原された。（現状変更参照）

「ホールト」にて締め、檻棟及び下り棟は駒板の上に檻木を架け、其の檻木より「ホールト」を以て野備木及び檻板裏に檻木をして、其の裏で締め付けた。奥は継足（ボルト）を以て締め付けた。

内部床は檻木及床板共殆ど取り替えられ、床脚板は一部分取り替えて張り直した程度と、出しあは檻木より化粧軒裏まで殆ど取り替えた物はない。小修理の上組み直した程度である。

出入り口の四つ渡りは、小修理の上取り付け直しをなし。戸車は全部修理又は取り替えられた。両側受け金物も取り替え、又は修理されて取り付けられたが、檻木は設けなかつた。

蓋板、土台は地覆石をモルタルを以つて、水平に据え直し。石垣との高低は多門と同様に外部付き土台を石垣上端に添え付けて是を遮し、其の付き土台裏には櫛板を入れ下を大柄に造り、石を入れ、上を土台に釘止めとし、尚中間を「ホールト」締めとした。

軸組は上崩程までを垂直に直し、二階梁及欄の開いたものを縫め付け、貫と共に柱、梗を打ち直して締め付ける。専要所には對角線に「ホールト」を柱面と壁小舞の塊に入れて、縫め付けて傾斜を防ぐだ。

下層軸先垂れは、出筋檻木（檻木）の尻を二階脚柱に釘止めし、其の上に押え木もあつたが、尚不完全にして、コチニスクリュー」を以て脚柱と縫め付け、其の先の「出筋の処」より下りは、檻木垂れと下端の脚木を以て直した。

檻木も尻の押え梁を縫め直し、先は大体平と縫合にして直す。檻木は圓柱で納めてあつたが、上層柱頭まで納したものと取り替え、尻を押え木で押えて垂れを防いでいた。

下層軸先も下層の如く出筋檻木（檻木）の尻を「ホールト」にて押え、出筋の處で上り下りは、檻木の梢と下端の脚木を以て直した。圓柱木は圓柱にて、脚木を以て打込締め、「コンクリート」を以つて脚柱外側包み化粧板は一部取り替え、或は修理により、脚柱外側包み化粧板は、一部部分補足し、小修理の上、張り替え、又階段も小修理して取り付ける。出入口、矢扶間窓の四つ渡りも入口の一部は取り替えられたが、其の他は小修理して取り付き直しをした。

戸・戸車は一部修理或は取り替えの上、取付付けられた。圓柱外側包み化粧板は一部取り替え、或は修理により、脚柱外側包み化粧板は、一部部分補足して、打込替えられ、檻木連繩は一部修理の上、在来の通り、檻脚板に取り付けられた。

車、附屬大被席及出し棒並水手門「太鼓期」地覆石の上に「モルタル」を以て水平に据え直し、修理を取り替えられた。土台を数く柱も根掛き及び取り替え等、其の他、間柱、貫、折も取り替え又は修理等なされたものと共に組み建て、梗等を以つて打ち締め、「コンクリート」を以つて堅牢に組合てる。屋根板は転用材を取り替えが多く、軒先木口に端廻しを打つて、通りを良くした。鐵板及び木は現状変更に依り施行されたものであつて、木の一部に転用材を使用した他、總て新材である。（現状変更参照）

出し（一）（二）（三）の木材は、主として松材を使用してあり、虫害のため殆ど取り替えられた。檻木は全部取替えられ、檻木及び一部取り替えた。紅葉大部分取り替えられた。檻木差しの軒先木等を以つて堅牢に組建て、轍より上は殆ど取り替えられたが、唐破風の檻板、裏板、掛魚、柱等は在来のものである。鬼板は唐破風のもの一個あり、其の他は無いので是に做り推定し、他の鬼及檻木も造られ、鬼は「ホールト」で締め付けた。（四）は現状変更の項に記載する。

各出しの建具は、（小引戸）、「堅戸」一戸、是に做つて他は推定して造った。

掲戸（石落）は、附屬金物と共に補足したが、外部と出入が出来、又高い時は危険であるから、軒先木口に打込らとして、動かない様にした。

木の手門柱は、根掛ぎし、柵を取り替え、柵差し、柵にて打ち締め、柵柱に化粧貫及び組み立て、柵打ちし、柵甲板側、檻板を附す。

屋根桁より、上部殆ど取り替え復原された。（現状変更参照）

（一） 壁工事
イ、材料 小舞竹は圣八分より一寸のもの、柵は裏糊至一分五厘より四分までのもの

他の、上層外側の棟、野備木、茅負、裏甲、軒代、裏板等、一部分を取り替えたが、それより上部の、薄小舞、瓦板、箱檻材は殆ど取り替えた。

被里板、裏甲、掛魚には、上下層及び出し共に、小修理して取り替えてない。大棟では、脚柱を取り替え、駒板とし、荷重束ねの間に当木をして、駒板と共に「ホールド」締めとする。下り棟、檻棟も脚柱に取り替え、檻木を架け、下り棟は裏板の裏に当木をして、檻木より「ホールト」締めとし、檻棟は野備木に檻木より「ホールト」締め付ける。裏板は、踏み「ホールト」を以つて取り付けられる。

内部床板太及床板は殆ど取り替えられ、側面に脚柱は、一部部分補足し、小修理の上、張り替え、又階段も小修理して取り付ける。出入口、矢扶間窓の四つ渡りも入口の一部は取り替えられたが、其の他は小修理して取り付き直しをした。

戸・戸車は一部修理成るが、其の上に取り付けられた。圓柱外側包み化粧板は一部取り替え、或は修理の上、脚柱外側包み化粧板は、一部部分補足して、打込替えられ、檻木連繩は一部修理の上、在来通り、檻脚板に取り付けられた。

車、附屬大被席及出し棒並水手門「太鼓期」地覆石の上に「モルタル」を以て水平に据え直し、修理を取り替えられた。土台を数く柱も根掛き及び取り替え等、其の他、間柱、貫、折も取り替え又は修理等なされたものと共に組み建て、梗等を以つて打ち締め、「コンクリート」を以つて堅牢に組合てる。屋根板は転用材を取り替えが多く、軒先木口に端廻しを打つて、通りを良くした。鐵板及び木は現状変更に依り施行されたものであつて、木の一部に転用材を使用した他、總て新材である。（現状変更参照）

出し（一）（二）（三）の木材は、主として松材を使用してあり、虫害のため殆ど取り替えられた。檻木は全部取替えられ、檻木及び一部取り替えた。紅葉大部分取り替えられた。檻木差しの軒先木等を以つて堅牢に組建て、轍より上は殆ど取り替えられたが、唐破風の檻板、裏板、掛魚、柱等は在来のものである。鬼板は唐破風のもの一個あり、其の他は無いので是に做り推定し、他の鬼及檻木も造られ、鬼は「ホールト」で締め付けた。（四）は現状変更の項に記載する。

各出しの建具は、（小引戸）、「堅戸」一戸、是に做つて他は推定して造った。

掲戸（石落）は、附屬金物と共に補足したが、外部と出入が出来、又高い時は危険であるから、軒先木口に打込らとして、動かない様にした。

木の手門柱は、根掛けし、柵を取り替え、柵差し、柵にて打ち締め、柵柱に化粧貫及び組み立て、柵打ちし、柵甲板側、檻板を附す。

屋根桁より、上部殆ど取り替え復原された。（現状変更参照）

で「手ナイ」寒暖したものの、薙刀長さ四寸より一寸までのもの、土は野山のもの

も

砂川の川砂とした。石灰、海苔、中塗薙刀、マニラ筋、上塗白

鶴等は市場一品を用いた。上塗には薙刀を現場にて特に作つて、多門、長

屋、檜に適用した。

薙刀り生子瓦は地方で出ないので、特に奈良にて作製し

た。貢折には鋼製品を多く発見したが、今度は鉄製品とした。又太鉛錠及檜の

腰廻りには、防水剤（シリコン）を塗り、今度は油脂を使用しなかつた。

口、施工、小舞は、堅横共竹の真々子……（す五分間程度とし鋼錠（筋掛け）に

）

接着付ける。木部は出筋、櫛、茅薪を取り付け、櫛木、腕

木、並多門、長屋の茅薪には、木槽の綿繩を打ち付けて、堅下地をしてあるが、

萎縮では、茅薪と裏甲の間に縄が残されている。

並打の堅土に、薙刀を測せり返し、手で打ち付け、端で均し、乾燥後全材料

で村直しをする。

中塗は土、砂、中塗用薙刀、マニラ筋、混合薙甲、水切り等の際には、薙刀を打ち込み、上塗は、石灰と油用薙、布海苔を以て練り返して使用し、幾村の無い様に上等仕上げとする。生子瓦は、村直しの上に目地剤をなし、貢折にて打ち付け。當地は下塗漆喰を充填し、五寸間にビダ子を打ち留り込み、貝の口型にする。上塗は、上塗漆喰を以て幾村の無い様に上仕上げをする。

一、土葺工事

）

木板は、櫛赤身筋、巾三寸以上ものもの、竹釘は、三年以上の老竹にして信頼した

ものを使用し、表面は、木板長さ二尺、厚さ一寸、厚さ四分の木の切りを一

足早一寸、雨落は、多門が二枚重ね、長屋は、長さ一尺、厚さ一寸三分、一六枚手割り葺

き足早一寸、雨落は、多門、長屋の木板長さ一尺、厚さ一寸三分、一六枚手

割き足早一寸、雨落ら、重ねねどきは、等は、細二寸足每に七、八分明きに

タ通り竹釘を以つて打ち締める。太鉛錠は、杉機械割板、葺足二寸、瓦下地葺とし、在来のものには、葺いてなかつた。

一、鋼板包工事

）

鋼板は定尺四・〇〇尺……一・二〇尺不磨板、厚さは、多門、萎縮は〇・三三

一、雨落等は〇・三六耗とし、表面は〇・三三耗、附属左右太薙刀及び出しは〇・

二耗を用いる。施主は在来のものは、重ねて鋼針で野打ちにして、あつたが、

今度は、總て「ハゼ」を掛け、鉄を入れて鋼針打ちとした。

一、鉛板包工事

）

鉛板は、多門及長屋の木板長さ一尺、厚さ一寸半、厚さ四分の木の切りを一

足早一寸、雨落は、多門が二枚重ね、長屋は、長さ一尺、厚さ一寸三分、一六枚手

割き足早一寸、雨落ら、重ねねどきは、等は、細二寸足每に七、八分明きに

タ通り竹釘を以つて打ち締める。太鉛錠は、杉機械割板、葺足二寸、瓦下地葺とし、在来のものには、葺いてなかつた。

第三節 現状要覧

一、文化財保護委員会専門会議の講を経て、左記の要復をした。

二、多門井萎縮矢枝間窓の内側には、仮りに硝子戸を入れ、風雨の被害を防ぎ、共

に内部の探光を考慮した。

三、萎縮に通風計を取り設け、又、多門井萎縮より石川門守衛所井金沢市消防署との間に能美式火災報知器を架設して防災の実験を計った。

二重堅木の間には、小石を充填した。

註、鉛板は、各柱間面で、一枚を設けていた頃で、其処には、鉛がなく、鉛板枠の縫隙あり、棒の角度も知る事が出来た。又柱及び間柱には、鉛板枠の縫隙があり、棒の角度も知る事が出来た。又柱及び間柱には、鉛板枠の取り付いた矢き取りもある。

壁について、柱に、柱の角に、柱の跡並に、是等を受ける太鉛穴もあり、柱及び出し石を掛つて居り、壁の裏には、石の跡も附着していく。萎縮南側に取付い

て、庄屋さん、巴、唐草は、金属模型を作つて、工場（高岡）にて「アレス」する。

）

貴方は、純正無地で鋼針の野打ちであつたが、針が抜き上るので、今まで縫合を

（ハゼ）掛けとし、縫合は重ねとし、針は、主として、「モクネジ」を從として、鋼針を

を使用し、懸し打をとした。貴足は、在来の通り、長さ、尺五寸板を一尺、寸より一尺、寸足に葺き立てる。鬼板は、厚さ二、三耗のものを打ち出し（ハンダ）附けの上、釘打をとする。箭板等の取り合い、並に谷等には、捨板を入れて、葺き立てる。

下段には、「フェルト」二号品を借用した。

一、附搭工事

）

口、表門より多門を通ずる道路を「コンクリート」洗い出し、塗りに補装し、表門

及多門の雨落基石を「コンクリート」基礎の上に据え直しし、多門土間叩きを石

灰、「ガリ」を混入して、塗り直す。

雨落基は、「コンクリート」を以て、据え直をする。

口、表門より多門を通ずる道路を「コンクリート」裏込みを以て、据え直し、長屋屋及西側の雨

落基は、青色石を以つて、裏込み「コンクリート」基礎の上に、据え直す。

ハ、左右附属太薙刀及び出し井水の手門の内部に、「コンクリート」洗い出し塗り、武者

走りを模倣し、門及薙刀附近と共に、盤地井に排水を良くし、建物の保存に留意

した。

雨落基は、「コンクリート」を以て、据え直をする。

口、内門井萎縮矢枝間窓の内側には、仮りに硝子戸を入れ、風雨の被害を防ぎ、共

に内部の探光を考慮した。

貴足は、青色石を以つて、裏込み「コンクリート」基礎の上に、据え直す。

貴足は、青色石を以つて、裏込み「コンクリート」基礎の上に、据え直す。

でいる柱間十一間に附いては、屋等の痕跡を認めなかつたが、内側の出桁及

脇木を鋼板りしてあり、柱は小さく後期に修理されたものと認められた。

3. 塀の取り付きに於ける板張が、外に出てゐるが、唐破風にすれば
壁の横板張り、笠木打ちに附いては、外側の生子瓦打ち鋼縁と内側鋼縁の割り
が違い、生子瓦割に合わないので、内側の生子瓦割は認められず、又雨が当た
るので、複数右上端から壁とも思われず、表門左下端に附いて変更した。

口、水の手門、「コンクリート」挖りあつたが、柱柱を建てて化粧貫にて繋ぎ、猪甲屋根

を造り、変更した。

柱には、貫貫の穴（鰐の尾）があり、梢には、猪甲屋根を納める結板張り跡があり、

裏側下端には猪甲屋根余白当りを欠き取った跡も残っているので、是に做して變更した。^(四)

（五）他の出しとの関係に附いて、

2. 場所は、多門を中心にして、此の一棟が南の廊の部分で、他の三棟は、北の部分に

属する。

3. 北に属する三棟の内、小棟にては、大修理のため何等の痕跡もないが、

又軒高も低くなり、墀の取り付けも悪くなり、内側も唐破風でなかつたがと

疑う。各地もしない。

4. 大棟に附いては、同じ大きさであるがら唐破風でなかつたと一度は疑う

事、本当に出来たが、小棟と共に、大修理してあり、軒等、全部松材に取替えてあるので、何等の痕跡を認める事が出来なかつた。然し出し（四）の如く

全部修理でなく、当初の鋼板包みの釘が、鉄でない等より見て、二棟が進

うしても不思議でもないと思ふ。^(五)

1. 軒柱 唐破風取付け仕口に別木をして、切り妻破風の取り付け仕口としている。

2. 軒柱一端に輪轂りを欠き取り、更に切り妻破風の小返りを取つてある。

3. 軒柱 尚軒跡も二ヶ所ある。

軒柱共に外側の出を、鋼板で包んだ鉄打が残つてゐる。当初のものは

4. 鋼板内側紅漆（朱漆）上端に裏安裝鉄設、實替木を取り付けた。仕口が外側のものと同様に残つてゐる。

（六）外側の指折三本は、後期の修理に伴ひ、軒より、転用されたものである。

1. 此の指折の名号は、○印であるが、指折三本は、△印である。

2. 鋼板包みの釘は、当初のものと現存のものと並び鋼釘である。

（七）中仕切りの虹梁は、当初になかったものを後期に他より転用されたものである。他の桁と合ひ、矢口にしたのを、舟を切つて、下半分に二枚張を附け、

上より落したもので、上半分には、目違いもなく、仕口も後期のものと思われる。

（八）内外の桁が一本で通つていたもので、内側は、今より一尺一寸低かつたと推定する。

1. 唐破風を後期に切り妻に直したため、桁が短くなり、柱が短くなつたから、柱を草筋材に取り替えて長くしたと思う。（此の出しは全部草筋材であったと推定する。）

2. 舟は、新しくと思われる。又後付寸法が大きく、現場に合わないので、角を欠き取り、重ねて葺いてある。

（九）軒下取り付けに際しては、一枚に鋼板底板が付着して、いた。

3. 軒の内側に上下一枚の納戸が残つてゐる。

4. 大葉屋根は、現瓦葺であるが、もとは、本製洋瓦を組り立てて、一枚の貫使用してゐた。

5. 瓦は、新しくと思われる。又後付寸法が大きく、現場に合わないので、角を欠き取り、重ねて葺いてある。

6. 以上二件に附き、確たる資料があるが、予算の事情と、之に付いては、早く腐敗する恐れあり、口、に附いては、高難の心配あり、今度の修理では、変更しない事となつた。

一、総工事費

一、金額と予算百四拾武萬円
但し、当初予算並に工期については、前述の通りであるが、解体に着手した後、大変大きな予算を必要とする事に成り、昭和二十九年六月改めて、全休工を実現をたて、総予算を大体三、三〇〇萬円として、年度予算の増額を計つたが、実現出来ず、当初年度予算を以つて、工事が進捗されたので、工期も満六年、三ヶ月間を用いたのである。

一、年度別内訳

年度	予算	内訳	摘要	
			費	主として共通設備費
昭和二十七年度	一六〇〇,〇〇〇円			
昭和二十九年度	四三八六,〇〇〇円			
昭和三十一年度	五七三九,〇〇〇円	本年度まで戸賃仕用		
昭和三十一年度	五七〇〇,〇〇〇円			
昭和三十一年度	五一〇〇,〇〇〇円			
昭和三十一年度	四八四五,〇〇〇円			
昭和二十九年度	九五〇,〇〇〇円	予算額の表記(マダ)		
計	三三四二〇,〇〇〇円			

一、工事別工事費

工事名	工事費	摘要	内訳	
			内訳	内訳
表門及左右太鼓櫓工事費	一六〇〇,一三三円			
多門櫓工事費	一〇一七,〇三三円			
附屬左右太鼓櫓及出し工事費	八三七五,三三九円			
防災工事費	六四二,一八六円			
火災警報器	八六〇,〇〇〇円			
避雷針工事	一二〇〇〇〇〇円			
計	三三四二〇,〇〇〇円			
昭和二十九年度にて打ち切らる	九五〇,〇〇〇円			

工事名	工事費	内訳	内訳	
			内訳	内訳
多門工事費	(但し、長屋共)			
計	一六〇〇,一三三円			
工鉄板	三〇一,二四一円			
鉛板	六一,〇八一円			
工事費	一〇四,一四八円			
板	一〇四,一四八円			
工事費	一〇四,一四八円			
基	四五六,九四九円			
工事費	四五六,九四九円			
石	三六六,四一〇円			
工事費	三六六,四一〇円			
鐵	四五一,九四九円			
工事費	四五一,九四九円			
及	四五一,九四九円			
工事費	四五一,九四九円			
石	五〇,三四八円			
工事費	五〇,三四八円			
鐵	六五,二一四円			
工事費	六五,二一四円			
及	六五,二一四円			
工事費	六五,二一四円			
鐵	一六二,一七七円			
工事費	一六二,一七七円			
及	一六二,一七七円			
工事費	一六二,一七七円			
石	六一六,一七五円			
工事費	六一六,一七五円			
及	六一六,一七五円			
工事費	六一六,一七五円			
石	三五五,五〇九円			
工事費	三五五,五〇九円			
及	三五五,五〇九円			
工事費	三五五,五〇九円			
石	二七五,七三三円			
工事費	二七五,七三三円			
及	二七五,七三三円			
工事費	二七五,七三三円			
石	三六五,九七三円			
工事費	三六五,九七三円			
及	三六五,九七三円			
工事費	三六五,九七三円			
石	一三九,六〇四円			
工事費	一三九,六〇四円			
及	一三九,六〇四円			
工事費	一三九,六〇四円			

機工事

内訳

工事名	工事費	賃金	内訳
仮設工事	一四三七、七八円	一八九、一八〇円	資材
基礎及石工事費	七五、六八〇	五四、二三〇	請負
壁工事費	三九九〇三〇五	二〇四三、七二五	
床工事費	二七〇〇八一	一九四六、五八〇	
屋根工事費	一八五、四〇〇	三四一、五二九	
鉄板葺工事費	三六三、六四六	二二五、二七〇	
工鉄板葺工事費	一〇五三、〇四九	五四二、〇五〇	
計	八三七五、三九	三四一、一〇四	
合計	三八八三、〇〇七	一六九、八九五	
合計	一五六五、二九五	一九四六年二月二十八日	規範事務所入札の日
合計	一八五、四〇〇	昭和三十年三月三十一日	現場事務所終了の月日

附属左右太鼓橋及び出し、水の手門工事費
内訳

工事名	工事費	賃金	内訳
工事費	一六三、八四〇円	九七、三〇六	資材
工解事費	四三、二八四	六六、五三四円	請負
工假事費	一六三、八四〇円	四七〇七	
工事費	二八九、八五六	七二、六〇〇	
工事費	一〇一、一八〇	一八八、六七六	
工事費	二八九、八五六	一九、九〇〇	
工事費	五八七、七〇〇	三二〇、一五〇	
工事費	一四一、四九六	三二七、一七五	
工事費	六四二二、八五七	四〇、三七五	
工事費	三七一、一五三八	八一、四九六	
工事費	二六七〇、九四四		
工事費	四〇、三七五		
合計	六四二二、八五七		
合計	一四一、四九六		
合計	三七一、一五三八		
合計	二六七〇、九四四		
合計	四〇、三七五		

第五編 工事工程

内訳

一、總工程	着手	着手	着手
着工	昭和二十八年一月十四日	着手	着手
起工	四月十四日	了了	了了
終工	三十四年三月三十日	了了	了了
竣工式	三十四年四月八日	了了	了了
竣工式全	三十四年四月八日	了了	了了

一、差撥工事	着手	着手	着手
着手	昭和二十八年一月十四日	着手	着手
了了	昭和二十九年三月三十一日	了了	了了
了了	昭和三十年三月三十一日	了了	了了
了了	昭和三十年三月三十一日	了了	了了

一、差撥工事	着手	着手	着手
着手	昭和二十八年一月十四日	着手	着手
了了	昭和二十九年三月三十一日	了了	了了
了了	昭和三十年三月三十一日	了了	了了
了了	昭和三十年三月三十一日	了了	了了

一、多門工事（渡樋及長樋）	着手	着手	着手
着手	昭和三十二年三月十一日	着手	着手
了了	昭和三十二年四月十一日	了了	了了
了了	昭和三十二年五月十六日	了了	了了
了了	昭和三十二年六月二十日	了了	了了

解數工事	着手	着手	着手
着手	昭和三十二年三月十一日	着手	着手
了了	昭和三十二年四月十一日	了了	了了
了了	昭和三十二年五月十六日	了了	了了
了了	昭和三十二年六月二十日	了了	了了

技術員								
計								
八〇〇	九、一、〇	八、二、六〇	五、六、九〇	一、〇、〇、〇	二、八、〇、九〇			

第四章 調査

第一節 破損の状況

第二節 解体調査

第四章 調査

第一節 破損の状況

破損の概況

石垣は堅く、石の表面は滑らかで、石の間より樹木が生えて破損した所もあつた。建物の軸組では全面的に腐食したものが多く、大きめの破損成は腐食し、倒れた所もあつた。

柱根は野地板より上部が剥離して、箱根は剥離して鉛板葺は剥落し、雨漏りの原因であった。壁は剥離して、馬鹿の頭とよばれていた。

太爾の内側の如きは、草叢林の中に覆れ、又は草叢林に巻き付かれて、近づか付く事も出来ず何處にあるかもわからぬ様な所もあつた。又瓦を落とした所も多かった。土留めになっていた所もあるといつて原稿状況であった。

石垣及び基礎
左右柱石には高底はなかったが、高低もあり無難か
く折れた所又は無難な所もあつた。人、馬車、自動車の交通が激しく「コンクリート」の道路を造つたが是も又破損していた。左右柱石の石垣は全面に亘つて傾み、天石は「ズレ」合羽羽や角に「ハジイ」した所も多かった。天石上端の合羽には船の船橋を入れてあったが、無くなつたものもあり、又その仕口が破損し要をなして、いいもの多かつた。

一、多門及長屋
全体が地盤と共に東側（白鳥堤）に四寸五分勾配になつて下り、下層の柱石が弓型にさがり、又長屋が差構の取り付きで、三寸程さがつたので、下層の南側中央が弓型に張り上つた様になつた。又入隅では石が折れて、さがりたりしていた。

門の柱石も又地盤と共に西側より、東側の柱石が一寸四分勾配になつてさがつたから、東側柱石は「一寸一分」がついていた。其の他部分的には少しの高底は全面に亘りあつたから、其の為め石垣の孕み、傾みも全面にあつた。その大きな所は東に亘りあつた。

袖石垣の北、南、西の三面、西袖石垣の北側で其の他の部分的に数ヶ所あつた。袖石垣天石の合羽に鉛の錆栓を入れてあったが、表門と全様に要をしているものは無かつた。又雨落観石と同様に木門と同じ様な状態であった。
一、差構 南側中央が弓型に約四寸五分沈下していた。其他良及乾調を基準にして、差構、坤、は二寸沈下しており、入側柱では坤の溝柱が最も多く、一寸四分さがつていた。
入口、石段は折れたものあり、又孕んだ所もあり一部には段石の無い所もあり、「戸前踏石は上端の磨滅が甚しく、馬型になつていていた」戸前踏石は、表門と同様に木門と同様な状態であった。
一、附壁左右大鏡及出石 石垣に少しの孕み、沈下はあつたが積み直しを必要とする程の所はなかつたが、石垣の間より木の木等が生えて大きくなり、是を伐採して積み直した所が新丸良の闇より四間と六間程南の所に二ヶ所あつた。出し（三）の下で約二坪程崩れて石共に無かつた。地覆石では相当大きかく打れたものもあり、又入りもあり、高低も相当大きな所があつた。
縁の内側に付いては、大体前述の通りである。

木部

一、表門及左右太鏡
イ、軸組、門柱等は腐食して約三寸五分下つていて、腰柱は根據してあり、建物全体が前方に約四寸程傾いており、屋根は下板が落つて中央に下り、開閉が出来なかつた。

又腕木両端が一寸六分重ねていた。
ロ、軒及屋根
軒先が垂れた時は腕木が曲つたため、檼が曲つて垂れたものではなかつた。軒付きは相等腐食して、表門茅負は大した事はなかつた。

力棒に母屋を仕掛けた小屋組も腐食は甚だしかつた。
南側翼甲、掛け瓦巴で、五寸五を四寸に取り替えたもの、一五、六ヶあり、それも軒巴共に落ちて無くなつたものが相等あつた。

大棟鬼は北側だけ、南側は足元が無く、又あつたものも腐食が大きくて鉛板で繋いでいた様の様に鉛板を剥ぐたら崩壊してしまつた。下り棟の鬼も東側一個だけで西側二ヶは無かつた。
大棟、下り棟共に腐食甚しく崩壊し、鬼との取り付きも落つて離れて、鳥表も折れ無いものがあつた。

瓦板、瓦棒は窓つて再使用出来るものではなく、瓦板の谷の邊（瓦棒の小間）の如きは、腐食して、塵土の様になつた所もあつた。是等は全く鉛板で繋いでいたので、鉛板を剥ぐると崩壊してしまつた。
ハ、腰柱、腰格子根は、破風板及腰格子の無くなつたものもあり、又屋根板と共に腐食して再使用出来るものには跡なかつた。

二、太築母軸組では、土台の腐蝕した處一二ヶ所あり、其の他檻の緩んだ程度であった。

一面に亘り、相当多かつた。

三、鐵筋の無い所も一ヶ所あった。屋根では、裏板より上の材料で、再使用出来るものではなかった。

ホ、化粧金物、構内引込み鉄板は、柱根の處で殆ど腐つて跡がなくなり、尚所々穴の明いものも多かつた。

チ、柱根金物、構内引込み鉄板は、柱根の處で殆ど腐つて跡がなくなり、柱根も全部腐蝕し、門金物及海老鍵も破損して使用していなかった。

四、多門（櫓門及長屋）

イ、門柱組は全部腐つて下り、鍵柱は一寸三分下つていたので、風の開閉は出来なかつた。又、冠木は中央が一寸程下つていて、櫓門の下端で開き、尚五分程全體に開いていた。門の高さでは、北側に大体五分強といよい。

ロ、土台は腐つた短、櫓門及長屋側及長屋西側に一ヶ所空あつた。其の他隅柱へ取り付く處は全部五分より一寸程抜き出していた。

ハ、輪組では、長屋西側柱の外面で腐つたものの一本あり、内部整梁では、柄（腕）を長く延し、出桁を受けているので、其の腰棟は、割れて垂れ下りたものも數ヶ所あつた。

其の他貴族が緩んだり全面的に腐蝕したものであつた。内部床板は、上端の磨滅が甚しく、又床頭の高低も相違になつた。

二、軒及小屋組、軒茅負で、平均一寸程垂れ下りたが、檻だけは特に垂れていなかつた。

又櫓門では、力種の茅負、当りで割れて垂れていたものが多く、長屋では、力種が無いので種が弓に曲つて垂れたものであつた。

茅負、裏甲では、腐つた處は、跡がなかつたが、軒付ちは殆ど腐蝕し、塵土と化した處も跡がなかつた。

小屋組は全面的に腐蝕して、たゞ一般的の腐蝕は無かつたが、櫓門の両妻小屋組（入母屋）には、不用の仕口も多く、廻門特に甚だあつた。

瓦棒及瓦板は、全面に亘り腐蝕したもので、再使用出来るものはなく、谷の如きは特に甚しく、次に南側、北川、西側、東側の順に腐蝕していた。

尚軒が腐つて切れ、瓦板が軒先に二寸程垂れていた處も多かつた。長屋、南側軒の中央で瓦百葉五寸が、差四寸に十九ヶ程取り替えていたが、尚残らで無い所も各所に多かつた。

チ、第種は大様下り檻、檻構共に腐蝕が甚だしく、鉄板を剥ぐると、全時に崩壊する程までになつて、いた。

ハ、鬼板も第種と全く同じ腐蝕崩壊し、又良の方、檻構には鬼は落ちて無かつた。

ホ、野地、野檻、野板の腐蝕は、大した事は無かつたが、土居葺より上で、小舞、瓦棒、第種の腐蝕が大きくて、特に上層北側に雨漏り等あつて、再使用出来る材料は無かつた。鬼板、第種の如きは、鉄板を剥ぐると、腐蝕の原形を認められるものは、大様鬼、檻、下り檻鬼二個、檻構、鬼四個程であつた。

一、附属左右大築母軸組出し、水の手門

イ、堀の土台は殆ど腐り、其の一部に内側半分を切り上げ、「コンクリート」にて附けた。

地盤井附き土台にした所であつた。柱は根より一尺程及ぶ、屋根板等の腐蝕が甚だ大きく、再使用材は跡がなかつた。

ロ、出し地盤、冠木の下端が石打より腐つていたので、殆ど取り替えを必要とした。落葉蓋及び床等の破損も甚だしく、又紛失したもあり、代用材を以つて釘附けにした所もあつた。

析及析紅葉では、(一)(一)(二)(三)共に松材が多く使用され、虫害が甚だしく殆ど取替えを必要とした。

軒、野地は雨漏り等のため腐蝕甚だしく、又瓦板、瓦棒、第種、鬼板の如きも、殆ど全面に亘り腐蝕し、屋根に穴の明いたものもあつた。又鬼の如きは、原物のものであつたのは、(二)(三)の前側個であつた。

建具は引戸一、開戸一、の外見らしかつた。

ハ、水の手門、柱根及び蹴放しの腐りが甚だしく、柱は松材のため虫害が大きくなり、底の海老鍵は全部破壊しており、又各所の軒付は無いもの緩んだものが全

て、腐食していなかった。

來なかつた。

一、土蔵葺
各種共に全面的に窓ガラス破損の跡が無い程度までにボロボロに「ムシ」といた処も多かつたが、又土上の様に腐った処もあった。是等の内で瓦葺は良い方であったが、上層北側の中央に雨漏りがあったので其所だけは特に腐りが甚しかつた。又多門では南側が一番腐つていてそれより北、西、東の順に腐っている事は上の船板葺下地と全く同じであつた。

又表門及附屬左右太築場の出しも大体他の棟と全く同じ状態であつたが、(一) (二) は前側唐破風の処だけで後側は修理の時止めたのか土蔵葺はしてなかつた。

一、船板葺
各種共、釘は全部浮き上り抜けて無い処も多く「バタバタ」になつてゐたが、平葺の剥がれ又是落ちて無い所も相当地あり、鬼板の紋章には急造品を以て代用

(小修補) している処も多かつた。

太築場出しへは、(一) (二) (三) 共唐破風表甲に少し船板残を残す程度で、其他の処は全部垂幕金板板と其の儘打付け面漏りを防いでいた。(四)

大体平葺程はのこつていてが、巴唐草は殆どなく雨漏りもしていた。

一、瓦葺
瓦葺は附屬左右太築場及水の手門だけであるが割れたもの落ちて無いものも相当多かつた。

一、鋼板込み
表門、多門、橋の軒付きを主に包んでいたその他の破損と共に剥れて無い

付、出しあつたが、出しきの木組みは殆ど其の儘であった。附屬左右太築場では軒付、出しあつて、其に何人かに剥離取られ残っている処は跡なつた。

一、各種共に決裂し又は剥落し太築場は破れて小舞まで腐り穴の明いた処もあつた。難生子瓦も剥れ又是落ちて無い処もあり、太築場北側(白鳥毫毛新丸側)方面には相当被範囲に亘り一枚も無い処もあつた。

是等の破損は、總て外から雨が当り或は障害物が當つて生じたもので、内部の小舞から「ムシ」で腐つたと思われる処はなかつた。

第二節 解体調査

主要資材
イ、石材は殆ど戸室石(右川県河北郡戸室山産、安山岩、青戸石、赤戸石の一種)を使用している。

計、金沢城及兼六園の石材は殆ど戸室石であるが場所に依り能登、越前産も使用

されている。石管材(水栓用)も金星石(越中磨頭)を使用している様である。(庄川を筏で下り金石港より運ばれたと云う)。

当時戸室石は重要な築城資材としており、尺立方以上の石は他所へ持出事を禁止していたといふ事である。

ロ、木材には草木が多く其他、主要材に櫛、板類に松、小屋材に松を使用した所もあり、釘は純正鉄製有頭釘である。

柱、草木材は青森方面より金石港に運ばれたと云う。當時、金石港及金沢間に直線の良い道路が造られ、今も補路としてある。多門、長屋及櫓の杉板は白山山麓

鶴茂茂右エ門より納められている(墨書きに依る)。

ハ、鉛の產地は富山県新川郡長穂山より産出している。(富山県延山雑誌に依る)

その他にもあると思うが判明出来なかつた。其の純度は左記の如く〇・九五〇四である。

註、原文延山の項に繩のばねは鐵屋五右エ門が納めているが是も產地は不明である。

る(市図書館保存文書)に依る。

試験場　富山県工業試験場

成 分	鉛	金	備 考	
			地	4種設當
銅	0.0310 %			
素	0.0000 %		特号	+
アンチモン	0.0018 %		+	+
錫	0.0017 %		+	+
亜鉛	0.0004 %		+	+
鉄	0.0027 %		1種	+
鋅	0.0110 %		+	+
計	0.0486 %			

石垣及基礎

一、石垣の積み方は切り石の切り合せ積みと、打ち抜き積みの二種に大別出来る。

註、打ち抜き積みを手木とも云うが、隙間に杭を挿して足掛りにして見るからであろう。(金城義基著に依る)。

石の大きさは大小色々であるが表面の小さいもので後、五、六尺も延びているもの(牛蒡石)が坪に一、二本程混っている。裏込み及盤土は栗石並の切り込み砂利である。

表門及多門袖石垣天石の合い場に鉢の袖枠を入れてある。大きさは色々である。

が表門長さ三寸、巾二寸、幅巾一寸、腰長五分、厚七分一寸程度のもので、表門で吹き出で埋め込み、多門ははの儘流し込んだものであつた。

床石は各所古寺七八寸程度の玉石を焼き固めたものであつた。

石垣石の表面に色々の符号が彫り込まれてゐるが大体次の様なものが主に見受けられる。

四 甲 四 甲 二 甲 二 甲 二 乙

註、打ち缺き積みにしたのは登る事の出来ない高石垣の壁面に築く事を徳川に対し達して積んだと云う噂である。

表門袖と袖石垣の間に石垣の上部で鉄製大硝栓三寸、巾一寸、厚一寸を柱の方で上にアダ穴を掘ってそぞより挿入して、柱を止めている。

門柱石窓穴は巾八寸半四分、長さ一寸五分であり、柱頭は巾四寸半五分、厚一寸六分深さ一寸が十文字に造つて、腰石は、門柱石より上端が六寸五分も高いので断面直し(横に想うが鉢底はなかつた)。

四、多門柱石には石垣石を加工仕直したものも残つてゐる。門の柱根硝穴は厚四寸深さ一寸巾は柱の大小に依り異なるが一尺より二尺程度のものであった。

八、長頭側面門上より正面地盤石下地、真々六尺一寸、穴巾四寸半五分深さ一寸のものが発見され、其の裏面に巾四寸半厚一寸長さ二寸の焼けのこり柄があつた。(全廻の積み直しをしないので数はわからなかつた)

三、蓋橋の石は、多門に比べて厚さがずつ半勞石の長さも短かく三、四尺程度である。合い場の鉢袖枠もなかつた。又表門下で内側より外側天石の上端に地覆石を入れてあるが是も焼だけである。

註、蓋橋の石橋が他方と変ったのは積み直しをしてあると推察される。

四、附屬左右本腰石及び手門の手門は、大体石垣の上に地覆石を張り付けてあるが、他より持つて来て修理したものであつた。其の外、地覆石の下を真中で深く縦り取られているのは、解だけであつた。

二、基礎中より発見されたもの

イ、多門石垣の裏込み及盛り土の中に瓦の破片が全面的に少し混つておらず又裏込み石の中にも石垣石と同じ様な石が残さつてゐたのでこれを表石と云うのかも知れない。(金城深源著に依る) 但し裏土の中より鉢の溶解した「カス」も一個発見された。門間開口には石灰或は塩分を入れてなかつた。(金沢大門にて分析する)

ロ、長頭も大体多門と同じ様な状態であったが南建物の中央で壁土の上端より三尺より五尺程度で地盤を整理した壁土の如きものが層をなしてゐる。その中より

焼瓦の破片及木の破片が少し残り又「カリラケ」の破片、滑鉢の破片が各々一枚発見された。それと接続した表門より南約三尺程度内に入つた處で長さ二尺三寸五分、四寸五分角松材が杭の様になつて埋り土の中に立つてゐたが加工はしてなかつた。

其の他蓋橋の中より茶臼の破片一個、陶器の破片も少し発見された。

ハ、蓋橋の裏面の中は積み直しを何にもなかつた。

註、石垣を部分修繕した時裏込み及盛土の中より発見されたものであるから、全面的のことはわからぬ。

木 部

一、木部では今度多門及蓋橋の軸部解体をしなかつたので其の部分の調査は出来なかつたが、(他の他修理して来たものではあつたけれど)構造、仕口、材料等を統べ各種共船と同じであると云う事は確定出来た。

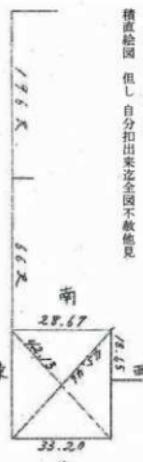
二、平面表門と、全北側太波形、多門と、長屋は九〇度の角度で建設されているが表門と全左右石波形は一面線にならず、長屋と蓋橋も一面線でない。蓋橋は無角度九〇度ではない。其の大体を左記に記載する。

註、橋を何の為に蓋したのかに付いて色々の噂はあるが何れも確たるものとは思われない。其の他のへの字に折れた船も何の為にしたのかわからぬ。

橋に付いては市図書館に左記の保存図があるが現存のものと変らない。



石川御橋下等の石垣
積直絵図 但し自分扣出來迄全圖不他見



右の通り出来置其時可指因者也

文化三年丙寅年四月
前藤少十郎

一、多門

イ、門柱は上下納付き、小脇柱は石垣に添うて組び付き、その他は、總て垂直に建て、脇間滑には櫛及歛放と入れ、附行軸側には三本継ぎの脇板を架け、襤手は雁納、鍵打ちら全内側軸行には大梁を二通り架け、左右梁柱側には上下三本の化粧貫を通し、貫が中柱との字に折って、脇柱に寸五分外側へ直角に納め、脇層の納戸と開き方を良く、仕口は脇柱に上端鋪り、中柱に上端波り脚、外柱には寸半缺きとして下端より化粧便に通じ、大梁止には男梁を五尺毎に配し、渡り脚にて組み合せ、其の両端に底の折を設き、其の内に渡り脚の土台を設き組み建ている。

床裏は化粧であり、床根太上端の符号には前側(寝木の上)を一通りとして後の方(北の方)へ十二通りまで、又拵行は右前(西の翼の方)より左前(東の地の方)へ順番に○□○□○△○△○○の六種の符号が付いている。即ち、一〇一〇一〇一〇の如くなっている。又番付とは向つて右前(西の翼の方)を一番として、それより順番に附している。

ロ、門的主要木材法

名稱	品目	寸	法	摘要
鏡柱	桟ツラ	二七・七四	見込	一六〇 三本強筋にて合せる
大柱	セイ	一七・七七	下バ	一一九
脇柱	タク	一六・六七	タク	一一八
小脇柱	タク	八〇	八〇	一一九
冠木				

中間
西の間

2、渡り椿

イ、軸組及小脇柱上下納付き、隣柱は、鶴石より側で、柱はタマ

て、脇間滑には櫛及歛放と入れ、附行軸側には三本継ぎの脇板を架け、襤手は雁納、鍵打ちら全内側軸行には大梁を二通り架け、左右梁柱側には上下三本の化粧貫を通し、貫が中柱との字に折って、脇柱に寸五分外側へ直角に納め、脇層の納戸と開き方を良く、仕口は脇柱に上端鋪り、中柱に上端波り脚、外柱には寸半缺きとして下端より化粧便に通じ、大梁止には男梁を五尺毎に配し、渡り脚にて組み合せ、其の両端に底の折を設き、其の内に渡り脚の土台を設き組み建ている。

床裏は化粧であり、床根太上端の符号には前側(寝木の上)を一通りとして後の方(北の方)へ十二通りまで、又拵行は右前(西の翼の方)より左前(東の地の方)へ順番に○□○□○△○△○○の六種の符号が付いている。即ち、一〇一〇一〇の如くなっている。又番付とは向つて右前(西の翼の方)を一番として、それより順番に附している。

ロ、門的主要木材法

には、土居柱に輪(輪木)は住木輪●(住み輪)、内側柱打間に取り付ける。梁行は樋を中建柱に渡り、輪打らにて、脇柱には住木輪●(住み輪)、内側柱打間に取り付ける。梁行は樋を中建柱に渡り、輪打らにて、輪柱の上に輪替を立て、木口疊落として仕掛け、中建柱当りの柱は渡り納、鍵打ちとし、外側の倒柱頭に納木として先を繋げ出す。

全柱木に渡り鍵を渡り、腰板にて仕掛け、襤手は隣とする。其の上に、小屋束を建て、中柱と並に梢子付けて、一重裏を美す。全垂接柱を仕掛ける。小屋束は玉蟻(玉蟻)、上は座納と梢子又は母屋を通して、全垂接柱を仕掛ける。小屋束は玉蟻(玉蟻)、上は座

納と梢子又は母屋を通して、全垂接柱を仕掛ける。小屋束は玉蟻(玉蟻)、上は座

納と梢子又は母屋を通して、全垂接柱を仕掛ける。小屋束は玉蟻(玉蟻)、上は座

納と梢子又は母屋を通して、全垂接柱を仕掛ける。小屋束は玉蟻(玉蟻)、上は座

納と梢子又は母屋を通して、全垂接柱を仕掛ける。小屋束は玉蟻(玉蟻)、上は座

納と梢子又は母屋を通して、全垂接柱を仕掛ける。小屋束は玉蟻(玉蟻)、上は座

納と梢子又は母屋を通して、全垂接柱を仕掛け。小屋束は玉蟻(玉蟻)、上は座

仕掛け、先を桔木挿下端に納めて棒にて締め附ける。茅負下端は直轄であり、そ

りは母屋東裏裏板の上に巾七寸厚二寸長さ三尺五寸の板を敷きその上に建て、母屋尻は裏板の上（下に備えあり）に設えられてい。

棟指折は下端寸セイ五寸八分の大船を束に差し通して端格打ち尚次の束まで歎を延して又内差し・端格打としている。指折は束の端より合ひ缺き込み居は裏板に着き付けておる。

妻の納まる場所を工事中に変更したのか又は間違えたのか修理はしてないと推定、桔木・母屋主に東方六寸四寸明きに二寸所留握て是を使用してなく尚それより外側に妻の方三寸出して束を建てその桔木ががながつた。又西の妻の方三寸出して束を建てその桔木ががながつた。又五尺の楕形の頭木を入れて尚棟指折には端一寸八分長さ五尺の楕形の頭木をして桿木を直してある。桔木の束も下の病を桿木を通して建へているが其の柄先に玉縛を造つたものもあつたが使用していなかつた。

妻、被風板の反りは上が強く下は弱い。投げは尺に三分勾配・拌みは脇みにて桶付け、指折に桿柄を附け端打ちにて止める。筋刷は巾七寸厚二寸の舟に増しなくりの二分の一と妻の二分の一の字に折つてある。妻は舟のみに増しなく下端の出ば・軒付と共に三分が多い。軒付は拌みに二割増付き、平軒付と共に上端に笄を差して後で止めている。

△、野太柱及瓦板に額口を相等多く入れて反らしている。桔木は舟を組んでそれ取り付けておるが、桿柄を桿木を通して筋刷までまとめて組み合せがなく只桔木の桿木に納差すとしただけである。下り桿木も筋刷にて止めただけであつた。各桿共反り及り壊しはないが鳥糞だけて反り端を附けてある。下り桿には返つて上の大桿取り付際で増しの付いた添が二ヶ所あつた。大桿鬼板は廻型に造り各下り桿奥と共に絶て止めとなつてある。又下り桿裏板の内側是元後に雪除けが付いている。

ト、唐破風出し窓は桿木を大体六尺床下に延び盛土の中に埋てた。七寸角束の頭に梢差し鉄製・角の込み栓井割り櫛打ち、束の奥には長さ二尺巾五寸厚二寸五分の筈を打ち造っている。

柱上下筋付き、軒折は本筋柱に納め込み筋打ち、梁折 紅漆と籠し押し合ひ缺きに

組み、棟折は本屋の空口間に玉縛り落し破風板勾配引き渡し三寸七分五厘巾七寸四分缺留一割七分投げ五分勾配・妻甲及軒付共に増しなし。番附及び符等番附きは右前の構柱（乾の方）が一番でそれより左毎に番を附し、左後の構柱（乾の方）が二七九丸となつてある。又出窓は右前側の一通り外側縁を（い）として、ろ、いの三、いの五の番を表している。符号には裏甲の合意番に特に多く使用され、大体改の様なものである。

△、□、●、○、△、×、▲、■、◆、■、◎、○、◎、○、●等がある。

△、○、●、○、△、×、▲、■、◆、■、◎、○、◎、○、●等がある。

名稱		品目	寸	法	摘要
桔木	桿木持	松	上バ	五五 セイ 五五	
地	廻り桁	樋	五 ラ	四五 角 角	メソ二分
屋	柱	樋	五 ラ	九八 角 角	メソ二分
中	柱	ツラ	八九	角 角	外側化粧板包み 内部メソ二分
土	居	松	末口	一三〇 セイ 一三〇	メン三分 ツラ付き六割程度の角
小	二重梁束	下バ	八五 セイ	五五 一〇〇	出下バ五オフ付き六割程度の角
母	桿木	下バ	五五 外角	五五 セイ六寸五分	出下バ五オフ付き六割程度の太鼓落し
軒	力	松	六 五	六 五	メソ三分
軒	桿	下バ	七〇 セイ	七〇 ツラ付き六割程度の角	
支	付	下バ	四五 セイ	四五 ツラ	
軒	木	下バ	四五 外角	四五 四〇	
支	付	下バ	四五 外角	四五 四〇	
軒	木	下バ	四八 セイ	四八 ツラ	
支	付	下バ	六五 角	六五 角	
軒	木	下バ	三〇 セイ	三〇 ツラ	
支	付	下バ	二五 角	二五 角	
軒	木	下バ	三七 セイ	三七 ツラ	
支	付	下バ	二五 角	二五 角	
軒	木	下バ	三一 セイ	三一 ツラ	
支	付	下バ	五〇 出	五〇 全	一隅留め先でセイ六寸九分
軒	木	下バ	五〇 出	五〇 全	二寸九分 鋼板張り
支	付	下バ	五〇 出	五〇 全	二寸九分 鋼板張り

入母屋破風板			
全 裏 甲	軒 付	台 輪	腰巾
出し窓腕木	押	セイ	タ
唐 破 風 板	・	セイ	タ
軒 柱	・	セイ	タ
軒 虹 梁	・	セイ	タ
唐 破 風 板	・	セイ	タ
全 裏 甲	腰巾	セイ	タ
全 裏 甲	腰 セイ	セイ	タ
全 軒 付 檼	腰 セイ	セイ	タ
全 軒 付 檼	腰 セイ	セイ	タ
床 根 裏 板 杉	中 下 バ ・ 五 ○	腰 セイ	タ
厚 角 ・ 〇 八	腰 セイ	セイ	タ
○五分まで 中央三分 丸型に抉り取 る			
瓦割り大体九寸五分より一尺			
○五分まで 腰巾にて			
○一寸三分			
○二寸八分			
○一寸七分鋼板張り			
全 断			
腰巾にて			
○二寸三分			
○二寸七分 腰巾にて			
○二寸八分			
○二寸七分鋼板張り			
全 断			
腰巾にて			
○一寸三分			
○二寸八分			
○二寸七分鋼板張り			
全 断			

3. 長屋

イ、軒組及小屋組 柱は上下来き櫛柱は堅石より側柱は土台より堅く地脚に折る。梁と同じである。圓の処は(曲折の処)圓張りを架け平の梁を配付きにしている。梁架ける。土台の縫手は縫手の縫合は右持ち縫ぎ貫を通して横継めとしている。梁行中央に中柱を、外柱行小間六より八小間ほどに礎石上に建て二重梁まで延して輪●柄差し梁行には柱(タガ)毎間毎に梁及び外側の方には厚さ二寸の太柄を付け柱を通じて端柱打ち其の筋を延して出舟を下端に拵太付基横埋打とめて留めている。中柱当たりの繋ぎは中柱に泊入れ渡り納継打ちとし其の他のは梁と同じである。圓の処は(曲折の処)圓張りを架け平の梁を配付きにしている。梁の角度は九十二・四度で縫い梁接みは中央一通り裏に渡り腰・中柱当たりは渡り柄打である。

小屋束は下送り玉蟻り上は納通して込み栓打ち棟束は筋を桿木を通じて第種

附 土 台	名 稱	品 目	法 則	摘要
。	下 バ	・ 五 五	寸 セイ	

ホ、垂付及背弓柱 柱は上下来き櫛柱は堅石より側柱は土台より堅く地脚に折る。梁と同じである。圓の処は(曲折の処)圓張りを架け平の梁を配付きにしている。梁架ける。土台の縫手は縫手の縫合は右持ち縫ぎ貫を通して横継めとしている。梁行中央に中柱を、外柱行小間六より八小間ほどに礎石上に建て二重梁まで延して輪●柄差し梁行には柱(タガ)毎間毎に梁及び外側の方には厚さ二寸の太柄を付け柱を通じて端柱打ち其の筋を延して出舟を下端に拵太付基横埋打とめて留めている。中柱当たりの繋ぎは中柱に泊入れ渡り納継打ちとし其の他のは梁と同じである。圓の処は(曲折の処)圓張りを架け平の梁を配付きにしている。梁架ける。土台の縫手は縫手の縫合は右持ち縫ぎ貫を通して横継めとしている。梁行中央に中柱を、外柱行小間六より八小間ほどに礎石上に建て二重梁まで延して輪●柄差し梁行には柱(タガ)毎間毎に梁及び外側の方には厚さ二寸の太柄を付け柱を通じて端柱打ち其の筋を延して出舟を下端に拵太付基横埋打とめて留めている。

三、土台は水面上に納め石垣の底辺には吹木を入れ附き上台は石垣の上端に添うて据え付けるが堅木で縫合して高低を直していく。

松木は「一本造り」土台に横筋を入れ床板、堅羽自板は「合い決り」裏板は「合せ板」板は材質から推定し鶴羽・角筋から納めたものと思われる。(各堅出入口には四つ渡りを組み太枠を入れ締止め外側片面の土戸を建て鉄金漆打)鉄戸(各所共全部鉄製と座車に鉄の輪を入れたものと一種あり)を入れる。隅柱外側では化粧鉄板を太基板で打っている。其の他渡り格子に接続しているから見て同じである。

ト、長屋主要材才寸法

符号は西の面に向って右の隅(乾の方)柱を一番として柱毎に番号を附しているが一番の隅柱の次に又一番と縦横の通り共に一本宛と付けている事が他の方よりも変わっている。

符号は渡築程度が付いていないが大体は同じ様なものである。

に延び箱棟の棟木を受けている。小屋貫は通して複縫めとする。口、軒組り側柱に桿掛けを打つて、出舟とて桿を留めて力構等は使用していない。野裏柱共に反り升に増しがなく直であり軒付の留先に一筋の増しを付けたのが反りである。

高さは下の方に増しはなく鳥舟だけで縁を付けている。

ハ、垂樁取付けの処で柱二タ小間だけ土台、桁梁、母屋、其總てがあとから切り落した如くなつてある。

ホ、垂樁取付けの処で柱二タ小間だけ土台、桁梁、母屋、其總てがあとから切



卷之三

軸組及小屋組 平面は尺に七分の菱形になつてゐるので鶴井に坤の対角線が長い

柱の他、聖材は彫造りである。入側の隅柱が、上層の隅柱になつてゐるから、下は

礎石上に棟で、上は上層地廻り桟を仕掛け、結んでいる。其の下層の廻には上部化粧を入れ、其の上に 梁を差して、結び下の中央に 中柱を建て、上には上層側壁を

(管柱) を建て、柱頭には二タ小間毎に胸木を設せ、地廻り析と渡り脚にて組み

上層個柱の下部には二階梁を架け柱に納差し込み栓打ち二階床根太を仕掛けている。

て床板張り 下層側面は柱上下納附き隅柱は礎石上より側柱は土台上より建

柱二タ小間毎に胸木（枯木）を擲せ、柱真当りの處で地廻り、桁を渡り腰脚を柱に掛け、柱に掛けたて結ぶ。全尻は頭に掛け、腰打ち其の上より押え木を柱に打ち付けて柱に掛け、柱に掛けたて結ぶ。

極詰め先は出桁を受け、横納板打ち。其の下端に矧木をし、尚造り出して、腕木とし

土台は 地覆石上端に 水平に 納め 附き土台は 石垣に添うて 納め、 地覆石を廻して

21

りである。茅負は力種に横納差し櫻打ち、反りは闇木口駒にて茅負成りの二分の一、増しは平の二割り^(三)裏甲平の二割り軒付辛平の三割り増しとし、上端に笠を差して覆りを止めている。屋根みは上下層共大体木の様であるが千鳥の棟で野

高低を直していくが、異の方面柱の下では厚五分の鋼板を入れて直している。下層天井は「強化壁床板裏側」、上層天井は「化粧木仕様」で、上層は梁天井仕様である。壁登り梁は、差高四寸二尺、寸二分五厘五毫、及六尺二寸六分が、尺に七分の、差形対角線上に、（綫角と縦角）振れ隠して納め、配付梁は、左右異なる所に取付いている。上層の天井は、析架、大棟の通しに舟肘木（出の腕木を吊り出し）を柱頭に納差しして、其の上間に化粧檜木を置け、接ぎ（接ぎと差し）を輪掛けに柱毎に架け、柱へ納差し込み栓打ち化粧檜木には、端部を差す。

口、下層小屋組は隅施木（桔木）を尺に七分の對角線上に平の腕木（桔木）の如く隅

柱上に納め戻を、上層側近くの線まで延し、千鳥馬東路の下より斜めに傾斜を付けて上層柱に差した門木にて門える。先は下端に辨太付き横筋刷り楔を以つて

て出柄を納める。軒は力棒を腕木毎に入れ戻を三の腰母屋束に納差し 端栓打ち

にて納める。先は茅負に横柄差し櫻打ちとする。一、二の腰母屋は力極に仕掛けする。平野也が上着附腰切り。取りすぐ邊は三の腰母屋より上着付真まで一尺五寸の丸

を掛けも無く野瀬は蹴ね出した儘とし、間を壁で ■ を切つてゐる。野瀬は柄に手

で止め 柱真にて 平の方(千鳥破風が大きくなる方向)へ 豊天一寸振れている。千鳥

破風妻は桔木の上に東踏みを仕掛け東を建て初重慶を架橋及母屋を架け取
り付きの方は上層門柱に丁寧今家となし母屋を上掛ける当りのある處は内蓋し入
る

に付ける「前回の会議で決議された方針を実現するための具体的な手順を示す」(前略)とあるように、本件は、既に前回の会議で決議された方針を実現するための具体的な手順を示すものである。

六、上層は化粧棟木の上に牛糞を架け其の上に枯木(胸木)を木口鍛錆ぎにして
卦す。内り二重小量支薪を度り思こして上卦す。古木を甲えら。

其の上に 小屋束を建て 二重梁を架け 梁挾みと渡り脚にて 仕掛ける小屋束は 下

を送り玉蟻上の柄は母屋を通し棟木は尚箱棟まで柄を延している。妻の桔木（くき）家（いえ）は、この家（いえ）の隣（となり）に住んでゐる。

(原木)は灰を被る原木の下に、先に入る樹種にて結束している。原木は柱材及びナ

隅腕木は隅柱に大納を通して端粒打ち下層と同じ様に對角線に添うて納めて

野隅木は柱真にて（入母屋破風の大きくなる方向に）一尺一寸振れてい。隅木も又隅木と同じ角度筋に組め戸は隅柱に仕掛けた丸て切ってい。いる。隅木も又隅木と同じ角度筋に組め戸は隅柱に仕掛けた丸て切ってい。野隅木は柱真にて（入母屋破風の大きくなる方向に）一尺一寸振れてい。

星東助は一の種母屋より真々四寸五分野桜の蹴ね出した先に建てゝいる。

入母指相は大指を付け外の東を通し、次ぎの東まで延して相差し通し、端柱打ちと外東柄穴の下を振り取つて、指相の先を無理に一寸五分下げていた。

二、軒反りは上、下層共同じであるから下層の中央に直の処が多く、上層は殆ど真反

りである。茅負は力縛に横糸差し櫻打ち、反りは鶴木口駄にて茅負成りの二分

の一塊しは軍の一割り裏甲平の二割り軒付き平の二割り増しとし、上端に葉に葉を差して覆りを止めている。屋根みは上下層共大体内の様であるが千鳥の棟で野

寸角に、圣四分程の葦縄で製竹毎に堅に横竹放に引掛け共に網み付けている。

木部の裏面の色は、其の木に付けたものと又他の漆板、或木漆、割り竹等に圣三分程の葦縄を巻き付けて引掛けたものがある。本部の「チリ」隙及上戸には、御巻竹を打つて中塗りに塗り込んだ処もあった。

註、竹の質は、喰にある様な弓になる特に良質のもの無く、又「ムル」から弓にはならないのであるまいか。彌の質も長さ、太さ等今のものと変わった事はなかった。

口、彌縄は赤土、墨縄は長さ約一寸、墨縄たは長さ四寸であつた。大体四寸より五寸程度であった。彌縄の処は特に厚い處もあるが、大体一寸より一寸五分程度である。彌縄の材、直し材料は、彌縄材料と全くある。

中塗りは、全縄上に砂を適度に混ぜ、切末細かくしている。

上塗りは白漆喰(石灰、糊、麻、紙等混合)であるが、尚漆油を入れている様である。

註、金沢大学工学部で分析する。

イ、櫛生子瓦、大体の大きさは九寸角厚六分、白粘土を以つて松イボニ体とする(當時

ハ、櫛生子瓦、大体の大きさは九寸角厚六分、白粘土を以つて松イボニ体とする(當時

加賀附近で出来もの)であるが今は出来ない。)

四辺の中央に、釘当りがあり、且折打止めであるが、(圖解)割りと生子瓦の高さ割りが合わない。堅は骨材がないから、四本足に打った処もあつた。且折打止めは、殆ど鉄製であったが、若橋に約二〇本程、附彌太(彌縄)の多面附ぎの附近で

五、六〇本程、鋼製のものを使用してあつたが、鋼製は古いのかと思われる。且地彌縄は下地よじ法塗りであったが、附彌太(彌縄)の新丸の側に木下塗の処もあつた。是

は修理された新しいものであつた。

二、表門左右太(彌縄)の柱は、二タ所(柱)に建ててあるから、其の両外側に小舞を張いているので、裏返しはしない。太(彌縄)の中に小石を充填してあり、其の中より左記の様な古瓦の破片が発見された。

(色は黒褐色剥げ、梅鉢の凹附き筋、平瓦、谷瓦等)

櫛生子瓦の裏には、「サッ」として焼、若橋墨書きを書いたものを一枚、発見されたが、他の処には見受けられなかった。

三、多門及長屋は側柱の外側に小舞を張き全部裏返しをしている。腕木の仕上げす

て、表門を裏に取り付けたもので、裏返しをしている。腕木の仕上げす

た。

、若橋は大体多門及長屋と同じであるが、天井裏等の見え隠れもこととく、小舞を

插き荒縄を裏返しまでして、多門、長屋では天井上の見え隠れ等は切つて壁はないだ。

ト、太(彌縄)も又、多門及若橋と大体同じであった。

屋根葺

イ、土居葺、野地は二寸角又は二寸二分角の野種を打ち厚さ七分より八分の野地板を張り詰めて、神板葺とする。

神板は皆白去地厚一分程のものを使用し、竹釘打ちをしている。

表門の神板は長さ一尺、一寸一分居、雨落ち一枚重ね、多門の神板は長さ一寸五分、葺足九分、雨落ち一枚重ね、出隅は丸型に廻し葺き、長屋の神板は長さ一尺一寸五分、葺足一寸、雨落ちには長さ一尺厚三分、尻厚一分五厘の木切りを打つ

ている。多門の取り付き谷は廻し葺きではなく、槽の神板は長さ一寸、葺足八分、雨落ち一枚重ね、長屋との取り付き谷も廻し葺きではない。槽の神板は長さ一寸、葺足一寸、雨落ち一枚重ね、太(彌縄)出しの神板は長さ一尺、葺足一寸、雨落ち一枚重ねとなっている。

是等の神板葺は、雨落ちを軒は前面に揃えて葺き、其の神板を中で接んで上に木舞由「寸厚」一寸を打ち、是も其に釘付の成いとして、神板を包んでいるが、長屋の雨落だけは木の切れを接んで、木舞を打ち、神板は木舞の後よじ葺き初めていた。

ロ、鉢蓋葺下地は土居葺の上に、約二尺間隔に小舞を打ち、其の上に厚一寸三分、上端は瓦棒小舞の中央で二分間隔に決取ったもので、神板を打ち付け、瓦棒下には小巾板を打ち付けている。

瓦棒は、圣五寸の半円形、太(彌縄)出しは圣四寸の半円型、巴型は瓦棒の端に柄当り缺き取つて、釘付けとしている。

材料は神板で、材質、施工方法、施作の程度が、各棟共殆ど同じであった。

瓦棒の材は、大体ガス二寸より二寸二分より一尺三寸程になつて、若橋は、差のため、各所に無理が出来るので、それを左記の如く割り付けている。

上下層間に破風板の立つている側は、雨落ち軒先きの縫に対し、大体直角に割り付けている。瓦流れの方は、上下層共中央で瓦割りの半小間だけ(大体五、六寸程)直角に割り付けているので、上下には、広い使いがあつた。其の為め下り棟の大檼に取付ける所に割り付けているので、それより上方へ上にして下にして其の上には、広い使いがあつた。其の為め下り棟の大檼に取付ける所に割り付けているので、それより上方へ上にして下にして其の上には、広い使いがあつた。

り付ける所が、前後が違つていて、又利根丸との間隔にも、広い使いがあつた。利根丸も又、隅棟の下で、曲げて差し直角にして納めている。利根丸は、大体破風板の間に納めているが、それより隅の方へ巴の放は、锐角と直角の差が一個附いている。

構の角度は建物の裏に尚存構の振れが加えられたものである。

金板裏 鋼板は大体一尺五寸角を二つ切りにしたもの（一尺五寸／七寸五分）厚五

厘五毛より六厘程のものを使用し平葺では重ね三寸四分足一尺一寸より

一尺一寸としている。瓦棒小間は瓦棒に約一寸五分立ち上げて鋼釘打ちとし瓦棒

も又其の上に冠せて両側面より鋼釘打ちとしている。

棒等も大体以上準じて重ね鋼釘を以って野打も付けをしている。

鋼釘は綴の角釘であり頭が薄くて大きな半頭であった。

軒唐草の構造は打ち出しで太巻出しと餘る外は各種に同一であった。軒巴は

至五寸太巻出しは四寸輪郭付き梅鉢紋章を深さ約二分程に打ち出して巴型に

冠せ下端半円の内は巴型裏に半円型の鉄板を当て巴の周囲より三分程折り曲げて半円板を押えて包んでいる。鬼瓦及鳥居の紋章は朝梅鉢である。柱頭紋章は各所共

鶴梅鉢である。

各種共（太巻出しを除く）材料並に施工方法鉄板の腐蝕程度は下地の如く殆ど

同じであつたから大体同じ時代に葺き替へられたものと思われる。

後期に小修理されたと思うのは長屋の南側中央で巴型四寸のもの（太巻出しと同

じ）十五、六個又表門南側簷甲掛瓦巴に七、八個仕用してあつた。此の巴の瓦棒

は絶て多五寸の半円型であつて端に無理して四寸の巴を附けたものであつた。又

唐草の構造も同じく图案あるが出しのが出来が悪かったから太巻出しの鉄板

幕と同時に表門井戸屋等の小修理もなされたものと思われる。

尚小修理された時の落書で無いかと思われるもので左の如きものが発見されて

いる。

表門附属左右太鼓壇の右側（北の方）表門に取り付き近くの鉄板裏に朱墨にて

「三月一日」と書いてあつたから全面的に葺いた時のものであろう。

両門の鉄板裏に釘の先様のもので書かれている。

三月一日
三百枚

四月一日
五百枚

五月一日
六百枚

六月一日
七百枚

七月一日
八百枚

八月一日
九百枚

九月一日
一千枚

十月一日
一千五百枚

十一月一日
一千五百枚

一二月一日
一千五百枚

一二月一日
一千五百枚

一二月一日
一千五百枚

一二月一日
一千五百枚

一二月一日
一千五百枚

金沢城保存修繕費第1回設計変更年度区分表

石川門	昭和二十六年四月
人夫工賃	修繕

金沢城保存修繕費第1回設計変更年度区分表

以上で大体解説の項を終りとするが此の建物は城として総体的には立派なものであつたが又建築技術の面から見ると上等で無いかも知れない。即ち山上善右エ門の設計を受けた優秀な点は見受けられない。

4. 昭和33年度 金沢城保存修繕費第1回設計変更年度区分表

科 目	保有修理費總額	既施工額	33年度予算額	備 考
金沢城 保存修理費	32,470,000	27,625,000	4,845,000	
構 工 事 費	8,375,339	8,375,339	-	
多 門 工 事 費	10,171,033	10,171,033	-	
表門及左右太鼓壇工事費	1,600,133	1,600,133	-	
附屬左右太鼓壇工事費	6,442,928	3,282,928	3,160,000	
共 通 工 事 費	5,880,567	4,195,567	1,685,000	

凡例

一、漢字の表記は、可能な限り原文に忠実としたが、JIS第三水準にない漢字は、現代の字体に変更した。

二、現代の字体に書き換えることのできない次の字については、符号で書き換えた。

●（注）付に記▲手偏に、虎構えの作に書

一、研究所で読み取れなかつた文字に■で表

しして

〔〕は文中の註及び〔〕は原著者注

〔〕は加筆した研究所注

第四章 三御門に関する文献史料

(附 三御門絵図リスト)

河北門に関する文献史料に関しては、「金沢城研究」5号の誌上において、「河北門に関する絵図・文献資料」と題する「資料紹介」を掲載したので参照された。そこで、本章では石川門・橋爪門に関する文献史料を中心としたものを述べる。そこで、本章では石川門・橋爪門に関する文献史料を中心としたものを述べる。紹介との重複をいたわらず、ここでも掲載した。また、三御門を描く絵図リストについては、「絵図でみる金沢城」(金沢城史料叢書6)に掲載したものと再掲し便宜を圖った。

文献史料の掲載順は、おむね年代順に配列したが、最初に、掲載史料が語る要点を綱文として掲げ、そのあと「」内に当該史料の出典名、「」の下に刊本等の典拠文献名を掲げたあと、史料本文を掲げた。史料本文の用字は原則として、常用漢字を用い、適宜読みなどをほどこした。字体仮名については、一部は原文通り「江」「面」「与」などをポイントを下げて示したが、合字の「より」などは平假名にした。

(1) 天正12年9月

七尾城に詰めていた栗原十郎は、佐々成政が末森城に向かつて軍勢を進めたことを注進するため、金沢城河北門までかけつけ知らせた。

〔日井見聞録記〕
〔加賀国史料一〕

一、能州風至郡栗原當彦三郎より四代先に彦十郎、七尾御城へ相詰籠在、

末守の城へ佐々内蔵助被寄ける事を、金沢へ早速御注進せんとするに、

子浦よりは難成往来故に、羽喰へ出で浜邊を行き、金沢城へ駆着、河

北門迄来て申上、依之為裏美銭壹貫文押御す、則致御供、於末守も働

有と云々、
〔能陸雜錄二〕
〔溫陵集〕三(兼松市立玉川図書館刊)

一、能州風至郡栗原當彦三郎より四代先彦十郎、七尾之御城江相詰籠在

三御門に関する文献史料

(附 三御門絵図リスト)

候處、末森之城江佐々内蔵助寄らるゝ事ニ付、早速御注進申さんとするに、浦通りハ往来難成によりて、羽昨江出て浜邊を行ひ、金沢御城江懸付、河北御門迄來て申上る、依而為御裏美銭壹貫文押御す、則致御供於末森備有之与云々、

(2) 安永9年～天明7年

石垣門などの石垣修理停止等につき、普請奉行宛に指示がなされた。

〔文禄年中以來等之旧記〕
〔横山豊國家文書「金沢城石垣修理技術史料」〕
〔金沢城史料〕

付札、御普請奉行江

御城中御石垣御普請、來年者、可被指止候、戸室山より石切出候義迄、

只今迄之通、可被相心得候、御石垣方定銀之内、拾貰目ニ而、石切出相

弁、残拾貰目之分者除置、最前より之式拾貰目与同様可被相心得候事、

十一月廿八日
但、安永九年

但、天明元年也

同

御石垣方普請、來年度被指止メ、戸室山石切出候義迄、被仰付候条、諸事去年之通、可被相心得候事、

十二月十一日
但、天明元年也

拾貰目ニ而被相争、諸事今年之通、可被相心得候事、
被仰付候条、

同
十一月廿六日

但、天明二年也

十一月三日

候事、

石川御門等御普請三付、右御用主付篠原勘左衛門・大野仁兵衛被仰渡

候条、彼得其意、諸事可被申談候事、
五月四日

但、天明三年也、

同
石川御門等、御普請所御指止メ、二之、御丸菱櫓御造営二付、右主付湯

原典膳・河野旁次郎被仰付候旨、
〔合〕中将様より被仰付候条、彼得其意、諸事可被申談候事、

十月十一日

但、天明五年

一、天明五年御改法之事、

付札、御普請奉行江

石川御門御普請、最前之通、相初候様被仰出候、右御用主付岡田太郎
右衛門・河野旁次郎、菱御櫓兼帶相勤候条、可彼得其意候事、

未
一月廿七日

但、天明七年

(3) 天明7年11月
石川門などの御普請が終わったので通行が許可された。

「政議記」・昭和三十二年九月

十一月三日、左之通御城代村井又兵衛殿被仰聞候旨等御横目廻状出、
付札、御横目江

石川門等御普請就被仰付候、往来指留置候處、御普請出来いたし候に
付札、御横目江
十一月三日、左之通御城代村井又兵衛殿被仰聞候旨等御横目廻状出、
付札、御横目江
候様申渡置候得共、右同日より前々之通相心得候様、是又夫々可被申談

(4) 天明8年4月

橋爪門続櫓台の石垣普請を始めるので通行禁止にする。
【天明八年御船井御返書留】・昭和三十二年九月

別紙之趣夫々可被申談旨、御城代又兵衛殿被仰聞候条、御承知被成、御同
席御伝達可被成候、以上、

三月廿五日

御 横 目

人持衆中

付札、御横目江

橋爪御門続御櫓台御石垣御普請有之候に付、來月三日より往来指留候間、
二之御丸江罷出候人々、鶴之丸通り御門より往来之苦に候条、此段夫々

不相渡様可被申談候事、
但、三之御丸御番所左右人口より供之人數二之御丸之通召連可申事、
三月廿四日

但、天明八年

【文禄年中以來等之旧記】・樺山春雨家文書「金沢城石垣塗装技術史料」・「金沢城郭史料」

橋爪御門続御櫓台五拾間御長屋御普請二付、右御用主付今井甚兵衛・野村
与三兵衛被仰付候条、彼得其意、諸事可被申談候事、
申正月

但、天明八年

(5) 天明8年6月
橋爪門続櫓台の石垣普請が竣工した。

【天明八年御船井御返書留】・昭和三十二年九月

別紙之趣、夫々可被申談旨、御城代安房守殿被仰聞候条、御承知被成、御
同席御伝達可被成候、以上、

六月五日

人持衆中

橋爪御門続御櫓台御石垣御修復出来に付、當十三日より橋爪御門往来之

皆に候案、此段不相渉様夫々可被申談候事、往來之人々指揮

但、右御櫻御普請中、御門内外足代等有之狭り候案、往來之人々指揮

不申機、家來末々迄可申渡候、

六月四日

(6) 宣政10年正月

河北門の鉢前破損について、破損鉢前の事後処理の仕方に関する指示する。

〔政談記〕・〔加賀藩史稿〕一〇

正月十六日 河北御門鉢損候旨、御番与力より三之御丸御馬廻へ(番組御番人佐藤馬廻持小寺武藏御番人)御番所江戸に付、右鎖持參御様申造候是、迄御鉢損候節持參不仕、出来之上者罷出受取候旨越候に付、御馬廻中より此御門代江戸持參御達申候間、持參御重而申達候得共、与力中承引無之指

支候に付、先下番足輕を以受取候、以來持參之儀被仰渡候様支度、乍然、是迄新鎖御作事所より御番所江戸棟梁持參之儀に候案、損物御用立不申品に候間、是非与力持參無之而も苦げ間敷哉、左候得者御馬廻中も御城代江戸持參に及間敷哉、是以後者損候段迄御達し、損じ鎖は御番所江戸棟梁受取に出候様可被仰渡哉之旨、水越至兵衛等十五人連名状紙面、佐藤・小寺宛所に面出候に付、則二月十九日兩人奥書を以、御城代奥村河内守殿、前田大炊殿江相達置候所は迄新鎖棟梁持參者不相當儀、間違之趣も可有之候、以來者損鎖与力持參者不相当儀、損じ品に候得者不指支儀可

相達、左候得者内作事奉行御番所江戸罷出受取、御修護等出來之上、持參候様可被成御申渡候、右御修護等之鎖等者与力罷出受取候様被仰渡候間、則佐藤・小寺より申渡候事、

(8) 文化2年3月

〔政談記〕・〔加賀藩史稿〕一一

石川櫓下等石垣御普請就被仰付候、当二十六日より右御門往來

付札、御横目江 留御門御櫻下等石垣御普請就被仰付候、當二十六日より右御門往來に候、若大事等之節者、石川御門往來不指支候、尤御普請所之儀に候間、往來人不达合様可相心得候、此段、夫々一統不相渉様可被申談候事、

丑三月十六日

(9) 文化2年8月

石川櫓下の石垣修理は、あと三、四年もかかる見込みなので、諸士通行禁止の令は一旦解除する。

〔政談記〕・〔加賀藩史稿〕一二

付札、御横目江

右御門御櫻下石垣御普請被仰付、当春より右御門往来指留候處、右石垣御普請、今三・四年も相懸り候に付、右御門往来に難相弁由に候、左候者右御門向寄之諸役人等、短日之御打相廻り候者、指急候御用有之節、おのづから指支も可有之儀に付、格別御普請奉行遂詮議、來月四日より石川御門先往来不差支候、乍去右之辺御普請所へ開取り、道橋も無之候間、往來之人々其心得に而罷通、猶更從者等末々迄込合不申相通候様可申渡候、且又下馬、下乗も右に准じ、併開外に可致候、併嘉節、朝望井御弘等而出仕之面々者、人多に召連致混雜候案、是迄之通、河北御門より登城可有之候、右之趣、一統不相渉様可被申談候事、

(7) 享和元年10月
石川門檻下の石垣に孕みがあり、石垣修理のため石川櫻を解体するので、10月2日より石川門は通行止めとする。

〔政談記〕・〔加賀藩史稿〕一二

付札、御横目江

右御門御櫻下石垣孕所御普請有之候に付、右御櫻取除被仰付候間、

来月二日より往來指留候案、御城中御番人且又就御用罷出候人々、河北御門より往來之客に候、火事之節者、石川御門往來不指支候、此段一統不相渉様可被申談候事、

九月廿五日

附、十月廿五日より往來不支段、重而廻状、

(8) 文化2年3月

〔政談記〕・〔加賀藩史稿〕一一

石川櫓下等石垣を修繕するため、石川門の通行を禁止する。

状有之、

(10) 文化2年10月

土橋門造営が完成したため、11月1日より通行を許可する。

〔御簾留〕・〔加賀藩史料〕一

御横目江

土橋御門御造営就出来、來月朔日巳の刻より、如最前右御門往来不指支候条、夫々一統不相洩様可被申談候事、

十月廿八日

前田伊勢守

(11) 文化3年4月

普請中の石川門における佳節・朔望出仕の人々の通行を許可する。

〔政談記〕・〔加賀藩史料〕一

付札、御横目江

石川門統御櫓下石垣御普請中道幅無之に付、佳節・朔望等出仕の面々、河北御門一方より往來申渡置候得共、年限も相懸候御普請に付、格別遂詮議、召連候從者末々作能法、込合不申様、其主人々より厳重に申付、佳節・朔望等石川御門よりも一統出仕往來有之候様可申渡候、併右御普請中は、仮仮外に而可致下馬下乗候、此段夫々不相洩様、可被申談事、

四月七日

(12) 文化11年2月

石川門の石垣修理のため解体してあつた石川櫓を再建することになりたので、通行禁止を解除する。

〔文化雑記〕・〔加賀藩史料〕一

一、文化十一年二月四日左の通御城代伊勢守殿御渡に付触出候事、先達而石川御門外御石垣御普請有之に付、同所御櫓譽有之候處、今般如最前出来之善に付、当七日より御門往来指留候条、御城中御番人、且又就御用罷出候人々、河北御門より往來の筈に候、若火事之節は、石川御門往来不指支候、尤御普請所之儀に候間、往来人不込合様可相心得候、此段夫々不相洩様可被申談事、

二月

(13) 文化11年3月

寛政地震のあと断続的に実施された石川櫓の修理工事が竣工する。

〔政談記〕・〔加賀藩史料〕一

付札、御横目江

三月

石川御門統御櫓、大半出来に付、当廿九日より右御門往来指支不申旨、御作事奉行申聞候条、被得其意、夫々可被申談候事、

同席御順達可被成候、

御事奉行申聞候条、被得其意、夫々可被申談候事、

〔金沢城二之丸石川御櫓札写〕・金沢市立玉川図書館 滝木文庫

〔櫓札之写〕

金城二之御丸石川御櫓、往年大守治脩公御代御造営有嚴命、不日而成就焉、寛政己未五月有大震基石將動攝故、解脫柱梁而移取之材屋、今茲文化甲申月基補成因梁工、翌疎然如旧形復成就、得万代堅國之全矣、實御武運長久之基也、伏願自今無風火雷震之難、永垂擁護因納祝文於梁間掌造之、諸有司且工師各書其姓名云、

(14) 文政8年

後藤彦三郎著『金城深秘録』に、以下のような三御門に関する記述を載せる。

〔金城深秘録〕

○三の丸

〔三の丸〕

「一、河北ノ御門高左の方懸堀下御石垣は大矢台也、懸堀少し残、其余は取除御幕也、尤天嗣有べし、大矢台・大筒台の中は天充栗石詰にして、土敷芝付不申苦に候、子細は若枯草に相成火うつり候故なり、

依而芝付る事は無用、御好なれば格別

一、河北御門升形御石垣折廻しねり堀也、中御石垣、其上ねり堀にしたる者也、右御石垣を隠し石垣と申候、

一、同所御門に向右之方ノ御門高御櫓より大筒歟、同統御石垣土壁取除御幕火矢等打出す所歟」

二、石川御門、続御櫓は渡り櫓也、同義御櫓有之所、同御門外御堀縁櫻木不残、續御門御堀縁櫻木取除、但續御門足踏番所構造、取除入戸付有之

橋は残し置事歟、一、白島堀跡かざし之植物は、利長公御用人篠原織部殿被申上、被為植候松木に候、此かざしなくては一本松山等より石川御門出入あらばに相見え候故也、是も陰陽和合の縄緒、若松大風に而根返り、或は朽折等仕候得ば、代り木被為植苦敷、續御門にも松有之候儀、かざしの植物右同様也、

一、白島堀高御櫓は、御城内外の敵を討取御櫓歟、

一、石川御櫓統二重堀より大筒打出し、蓮池道、或は蓮池之中に屯仕候敵を討取為歟、都而大筒は台居寺と相見え、遠近の指引はくさびにてす

る事か、其道々になくては委からず候、

一、水の手御長屋より鉄炮御乳母池之所三方御幕、横矢をキカス為歟、
所土塙よりも鉄炮同様
一、水の手御門御長屋庄貢の方火矢台也、尤御幕也、同所一壇高き所も屯故也、此所御櫓は小櫓と申候得共、着倒櫓に御座候、此御櫓にて着倒を付候所故升形大也、御大将は菱御櫓に被為在、着倒入御覧南天の御幕、鉄炮打出す所歟、悉皆蓮池の方の御手配、車橋の方御手薄之様奉存候、車橋御石垣際にかざし有所歎、無左ては車橋より兵糧持運び御城外より相見え候、車橋下へも不淨捨歟、

○二の丸 橋爪門

一、二之御丸橋爪升形は河北等の升形とは大也、仔細は此升形は武者也故也、此所御櫓は小櫓と申候得共、着倒櫓に御座候、此御櫓にて着倒を付候所故升形大也、御大将は菱御櫓に被為在、着倒入御覧南天の御幕、鉄炮打出す所歟、悉皆蓮池の方の御手配、車橋の方御手薄之様奉存候、車橋御石垣際にかざし有所歎、無左ては車橋より兵糧持運び御城外より相見え候、車橋下へも不淨捨歟、

打出す事歟、

一、雁木坂横堀切に案候御石垣は、陰陽和合の石垣、此上の堀御番所之方競間を切、御門入敵を討取事歟、大石を投懸、或は擲切で落事も有べし、雁木坂高に御門有べき歎、是にて三重の御門相成候、常はならざる事のよし、

一、士御番所後五疋御堺既井諸方所は、二之御丸二郭別第にて横郭とも可申候、諸方所入戸は鶴の御丸之内に有之候、」

(15) 明治9年11月

金沢歩兵連隊の兵營5棟増築のため、基礎石として河北門付近などから石垣石を取り外し利用すべきことを起案したが、翌年の決裁で増築は延期とされた。

〔西日本新聞社編著「陸軍省大日記」防衛省防衛研究室所附圖説書館蔵〕

第三千九百拾七号十一月廿八日付ヲ以御達之金沢歩一大隊營増築之儀、

取調へ候處、地方之儀ハ木石ヲ採ル不便ニシテ、基礎堅石者戸室山ヨリ出シ候處、城ヲ距ル大凡三里計ニシテ、道路蹕口、或ハ石ヲ採ル為メニ新道修築ヲ要スルケ所も有之、旁代備相嵩ミ、且山石工乏布、隨面裁出シ遷延、粗取調ラヘ候處、人用之石敷皆輸入ハ、來年春、雪解後より大前迄被延引可見申込ミニ有之、依而城内河北門、橋詰門構形及ヒ三ノ丸ノ丸ノノ界筋にて土塙ヲ解除ケ、其基礎古堅石ヲ採用時ハ、考案ニ差出置候通、入費も人用之石數半額ヲ減シ、進歩も工事着手、即日より相連ヒ、旁採用仕度奉存候、抑金沢城之儀ハ城内狹隘、空隙之地ニ乏敷、河北門へ新營地ヲ圧迫シ所用少ク障碍多ク、橋詰門構形並ニ經界之土塙ヲ解除、(難)沿岸之濠ヲ埋メ、構形より両丸ヲ一円平坦ノ地ト成候時ハ、二ノ丸仮宮及ヒ新營宮之便利、地形之体裁ヲ成シ、往々三大隊平生之執統手続キ、新兵込ミ揚、其他非常急呼之整列場ニ相充候時ハ、一舉両宜有之、尤両丸合併之儀ハ素より連隊長より之口協議有之、左候煙抜兼候よし、乍然二重塙は利有べき歎、且地面卑き所は塙出しは敵狭間を忍び打返すよし、左様の所はさま一つに土俵一俵充配する事歟、

一、橋爪升形、所より鉄炮打出す事前に同じ、此所入数出入は鶴御丸之内右塙角に出入する所有の候、諸方所よりは出入不仕事と見えたり、

一ノ御門左右より鉄炮打出す事前に同じ、一ノ御門高出しよりも鉄炮

〔前略〕「何之趣、兵（金）五增築見合候案、書面下戻候事、

〔前略〕「何之趣、兵（金）五增築見合候案、書面下戻候事、

陸軍卿山県有明殿

明治九年十二月十五日 工兵三方面機械陸軍中佐 品川氏章 印

(16) 明治 15 年 3 月
十年二月一日

金沢城河北門の一の門の損傷が著しいので取り壊し、古材を使って矢來門を設置することを認めた。

〔陸軍省大日記〕

〔防衛省防衛省研究所圖書監修〕

任第四〇四号 金沢城河北一ノ門取毀子、矢來門取設之義ニ付伺

金沢城内河北一ノ門、即ち別紙圖面之ヶ所ニ有之候處、右者在來ノモノヲ保存シ、經年ノ久キヨリ、柱及ビ扣柱共朽腐シ、就中本柱ノ如キハ維柱ニシテ、年々ノ大雪ニ自然傾頽シ、一昨年來、添柱及ヒ助木等ニテ相保子置候處、次第ニ傾キ強ク、現ニ転覆ノ恐少ナカラス、殊ニ往来繁キケ所差障之憂不少、仍テ昨年中屋根ノ重量ヲ除シ、以て鋼鉄ノ如キモノハ、剥き取り置候得者、到底保存ノ見込無し、取毀子之上、別紙圖面之通り、右古柱並古戸等相用ヒ、取設候様仕度、此段相伺候也、

工兵第三方面機械代理

明治十五年三月一日

陸軍歩兵少佐 飛鳥井雅古

陸軍歩兵少佐 浅井道博

別紙任第四〇四号 金沢城内河北一ノ門取毀子矢來門取設之義、工兵第三方面機械代理

方面本署より伺出之趣ハ、保存之目途不相成、可然ト之本部意見ニ有

而より同之趣ハ、同方面伺出之通、御許可相成、可然ト之本部意見ニ有

而より同之趣ハ、同方面伺出之通、御許可相成、可然ト之本部意見ニ有

(17) 明治 24 年
森田平次著『金沢古蹟志』(日置謙校訂、金沢文化協会出版刊一九三四年)
に、以下のような三御門に関する記述がみられる。(原本の原文に適宜、読点、「などを付けて読み易くした」)

○河北門

此の門は、追手の正門にて、此の門外は新丸といへり。慶長四年、新丸に取閉なき以前は、河北門外は武士・町人等雜居して、家屋連但すと云ふ。『三州志』來因概覽附錄に云ふ。河北・石川二門名は、河北・石川二郡に各向ふ門と云ふ義なるべし。河北門の名は、天正十一年高徳公、秋七尾より当城へ移り給ふ時、小坂口を正門となすとまで有りて、此の時未だ門名は無かりと見ゆ。翌年十二年、能州末森後援の時、河北門より出馬し給ふとするもの、是其の門名を云ふ初めなるか。是より後の書には多しといへり。平次按するに、『能州屬至郡栗藏村產三郎由緒書』に、四代先产十郎、七尾の城に相當候處、末森城江佐々内蔵助被寄付。

早速御注進申度、浦通りは往來成り難く、羽咋へ出て、浜邊を這ひ行き、金沢御城へ懸け付け、河北御門迄來て申上ぐ。依而為御褒美銭一貫文被下と見に、「田畠兵衛の由緒書」には、城主助右衛門殿書状を被添、金沢御城玄闕へ直に駆せ着き、右状箱指上げ、御注進申上ぐ、とあり。さ

此の門は河北門の外なり。升形に建てたる門なるにより、升形門と呼べり。「拾萬名言記」に云ふ。利常卿の時、河北門の先き升形をば、利常卿仰上げられ築かしめ給ひ、大形出来せし處へ、篠原出羽、上方御使を濟家時分之詔文などにも、河北郡・鹿島郡と有之。金沢城門なども、河北郡に向申則河北門と申候、尤其以前之城主より唱來申儀に候哉、其段は相知不申と云々。按するに、若しくは佐久間氏以来称し来れるにやあらん。

○升形門

此の門は河北門の外なり。升形に建てたる門なるにより、升形門と呼べり。「拾萬名言記」に云ふ。利常卿の時、河北門の先き升形をば、利常卿仰上げられ築かしめ給ひ、大形出来せし處へ、篠原出羽、上方御使を濟

し帰り来て申上ぐる。此所は、御城の大手なり。石小くて見苦しく候とて、打崩し築き直す。此時思ふは、我に家督譲りあらば、出羽程の者、又持つ事か敗すべしと思入つて居。家督譲り思ふは、出羽程の者、又持つ事か敗すべしと思入つて居。家督譲り思ふは、出羽程の者、又持つ事か敗すべしと思入つて居。家督譲り思ふは、出羽程の者、又持つ事か敗すべしと思入つて居。

敗すべしと思入つて居。家督譲り思ふは、出羽程の者、又持つ事か敗すべしと思入つて居。家督譲り思ふは、出羽程の者、又持つ事か敗すべしと思入つて居。家督譲り思ふは、出羽程の者、又持つ事か敗すべしと思入つて居。

敗すべしと思入つて居。家督譲り思ふは、出羽程の者、又持つ事か敗すべしと思入つて居。家督譲り思ふは、出羽程の者、又持つ事か敗すべしと思入つて居。

此の門は搦手の正門にて、此の門より右方なる堀を池堀と称し、左方なる堀を白鳥堀と呼べり。両堀の間は、所謂土橋といふべし。有沢武貞の「金沢細岡譜」に、承応・明暦の頃までは、三ノ丸河北・石川西門を無滯賤賤老少男女共往来せし處、白鳥堀へ往来の女身を投げけるにより、普通の往来停止と成りたり。といへり。「三州志来因概覽附錄」に云ふ。石川門の名は、石川郡に向ふ門と云ふ義成るべし。此の門名の初見は、承応の頃白鳥堀へ溺婦あるより、石川門内裏りに往来を禁ずと見ゆれば、此の頃よりの事ならんといへり。平次按するに、此の門名はさる晩年の事に非ず。「慶長の古図」に、既に石川門と載せたれば、河北門と同じじく藩祖利家入城の初めより称し来れる門名なるべし。

○橋爪門

此の樓門は二ノ丸の正面にて、二ノ丸と三ノ丸との境なる壇の橋爪である。依りて橋爪門と呼べり。有沢武貞の「城中名目書」に、橋爪之橋も三之丸橋爪と称し、其實は三ノ丸に屬せりといへり。又橋爪門の名は、綱紀橋ね給ふにより、有沢武貞より写上げたる元和以後の城中の古圖に既に載せたれば、慶長以前よりの名称なるべし。「閏屋政春古兵談」に、有沢武自朱書して云ふ。元和元年の春、利常卿大坂より帰城し給ふ後、越中へ鷹野に発駕。其日奥村河内守は城代を勤める故登城、橋爪の橋の上に到る時、弟の摶守城より下るに逢ひたり云々、といふ事見江より、「藩侯の二ノ丸を本城となし居館し給ふ、寛永八年の火災後」に、二ノ丸を本丸に居館し給ふ頃なり。「三州志来因概覽附錄」に相伝ふ。公本丸に居城の時は、橋爪辺懃下乗馬たりと云ふ。あり。「金城深秘錄」に、二ノ丸橋爪の御門・升形出し一つ、小橋出しつつ、二之御門士番所・足輕番所・五疋建御厩御門と次第して記載せり。思ふに橋爪の橋と称するは、そのさきよりの俗称なるべし。

芦の葉を落とせば雁の声ぞする

すなほなき子は親のわづらひ

と載せ給ひた。其後、兩人を小松へ召され、御饗応有りて、右石の事抑せられ、賴母敷思召よし御意ありといへり。今按するに、微妙公夜話録に、本丸に有之石の内、庭石に御入用とて、取りに被遣、少将公へ伺ひけるに、仮令大手石垣の角石にても、檐を壊ちて可差上等の由、御書被成下。とあり。是を過聞し、前顯の如く載せたるなるべし。

（18）天明八年3月 橋爪門統檜再建時の棟札

本多安房守藤原政行
高畠五郎兵衛菅原厚定
小寺武兵衛源孝泰
松野源左衛門藤原泰近
清水治左衛門藤原兼光
谷猪左衛門以直
不破与兵衛源水賴
脇田頼兵衛源直尺
吉田甚五郎 掩
加藤甚左衛門藤原好豊
御大工頭 清水多四郎藤原帆克

内作事奉行
中村八兵衛藤原知之
高橋貞右衛門藤原孝年
御大工
中村九郎右衛門源方守
内作事奉行
中村甚十郎平武敏
石黒善九郎忠文
御作事横目
小塙齊宮橋行正
今井甚兵衛菅原矩明
御造営奉行
野村与三兵衛源嘉熟
高崎十右衛門源正吉
土田庄蔵藤原陳之

天下和順
春三月御普請相始同年冬十二月依御成就奉納御棟札天水雨水天中地
日月清明

三御門絵図リスト

例　　言

一、この一覧表は、金沢城三ノ丸の正門である河北門、三ノ丸の搦め手門である石川門、二ノ丸の正門である橋爪門、この三つの城門に関する絵図資料をリストアップしたものだが、「絵図でみる金沢城」(金沢城調査研究所編 2008年)所載のリストを再掲したものである。

一、平成3年に作成した「金沢城関係絵図等資料目録」(『金沢御堂・金沢城調査報告書(金沢城史料編)』石川県教育委員会、1991年)にリストアップされた絵図の中から、河北門・石川門・橋爪門を、それぞれ単独に描いた平面図・立面図等を、この一覧表に載せたが、近年実施した絵図資料調査で確認された新資料(2点)も追加した。また、三御門に付設された足軽番所・水路など間連施設の絵図のほか、三御門の石垣修理図面なども収録した。一、なお、全城絵図や組図なども三御門を描くが、これらは除外した。県番号は平成3年「金沢城関係絵図等資料目録」の史料番号、図版番号は、「絵図でみる金沢城」(金沢城史料叢書6)に掲載した図版番号である。

	表　題	サ イ ズ	所 �藏 者	備　考	県番号	図版番号
1	土蔵の建築図 ①平面図	28×66	金沢市立玉川図書館	大友文庫。絵図3枚のうち本図のみ河北門二の門渡槽の平面図。 安永年間頃。(無彩)	(新)	48
2	河北御門絵図	26×68	真柄敏郎家	宝曆大火後の再建のための計画 図か、50分1立面図。(無彩)	(新)	49
3	加州金沢御城来因略記	2巻	石川県立図書館	立面図による城内全域外観図集。 2巻。天保15年、藩御大工波部知重著す。	232	55~57 ほか
4	御城中縁壁並御門絵図	長帳 1冊	金沢市立玉川図書館	加越能文庫。(無彩)	133	*
5	石川御橋下等御石垣横直絵図	43×100	金沢市立玉川図書館	後藤文庫、文化3年後藤小十郎の 石垣技術秘伝図。(無彩)	153	66
6	石川御橋下等御石垣横直絵図 (2枚)	42×99	金沢市立玉川図書館	後藤文庫、文化3年後藤小十郎の 石垣技術秘伝図2枚。(無彩)	154	*
7	河北・石川与力番所図	76×106	金沢市立玉川図書館	加越能文庫、妻舞立面図。(無彩)、 縮尺10分1	151	67
8	三之御丸腰掛図	72×87	金沢市立玉川図書館	加越能文庫、妻舞立面図。(無彩)、 縮尺10分1	129	68
9	石川河北御門足輕番所図	47×80	金沢市立玉川図書館	加越能文庫、妻舞立面図。(無彩)、 縮尺10分1	150	69
10	二ノ御丸橋爪御門脇御櫓妻 絵図	81×115	金沢市立玉川図書館	大友文庫「二ノ御丸及桐木御門図」 4枚の内②。(無彩)	90	78
11	二ノ御丸橋爪御門脇御櫓平 絵図	82×78	金沢市立玉川図書館	大友文庫「二ノ御丸及桐木御門図」 4枚の内④。(無彩)	90	79
12	橋爪二之御門	39×96	金沢市立玉川図書館	加越能文庫「橋爪御門等御絵図」 3枚の内③。高畠家旧蔵、30分1 立面図。(無彩)	171	80
13	橋爪一之御門	77×27	金沢市立玉川図書館	加越能文庫「橋爪御門等御絵図」 3枚の内①。高畠家旧蔵、30分1 立面図。(無彩)	171	81

	表題	サイズ	所蔵者	備考	貼番号	国版番号
窓・段見取図	30×22	金沢市立玉川図書館	加越能文庫「橋爪御門等御絵図」3枚の内②。高畠家旧蔵。(無影)	171	*	
14 橋爪御門唐鋪割図	28×41	金沢市立玉川図書館	大友文庫「金沢御城櫓等之図」9枚の内⑧。橋爪門二の門敷石部平面図、100分1。(無影)	135	83	
15 橋爪御先年ノ建方御絵図	28×61	金沢市立玉川図書館	大友文庫「金沢御城櫓等之図」9枚の内④。橋爪門統櫓宝削以前立面図。(無影)	135	*	
16 橋爪御櫓近年ノ建方御絵図	28×55	金沢市立玉川図書館	大友文庫「金沢御城櫓等之図」9枚の内⑦。橋爪門統櫓文化再建立立面図。(無影)	135	*	
17 橋爪御門図	28×41	金沢市立玉川図書館	大友文庫「橋爪御門・金谷御馬場図」2枚の内①。(無影)	175	*	
18 橋爪二之御門下舗石式拾分之一図	70×82	金沢市立玉川図書館	後藤文庫、(無影)	173	*	
19 金沢城橋爪御門・鶴之丸堀鉄砲狭間之図	42×104	金沢市立玉川図書館	加越能文庫、土聯平面図、50分1図。(無影)	170	82	
20 橋爪一之御門台並御櫓台御石垣直指圖絵図	42×109	金沢市立玉川図書館	後藤文庫、石垣技術秘伝図(無影)	167	84	
21 橋爪御門御櫓台下石積之図	25×36	金沢市立玉川図書館	後藤文庫、(無影)	168	*	
22 橋爪御馬廻御番所図	68×97	金沢市立玉川図書館	加越能文庫、立面図。(無影)	169	*	
23 橋爪御櫓台御石垣直出来曲尺合等之控絵図	43×98	金沢市立玉川図書館	後藤文庫、石垣技術秘伝図(無影)	174	85	
24 三之御丸御番所図	77×112	金沢市立玉川図書館	加越能文庫、10分1の妻側立面図	128	*	
25 橋爪御門渡御櫓之図	24×58	金沢市立玉川図書館	加越能文庫、五十間長屋・橋爪櫓平面図	172	*	
26 橋爪二之御門下舗石式拾分之一図	70×82	金沢市立玉川図書館	後藤文庫、(無影)	173	*	
27 下城之節河北門駕籠居所之図	40×28	金沢市立玉川図書館	加越能文庫、(無影)	152	*	
28 石川門から二ノ丸まで水廻植之図	106×168	石川県立歴史博物館	村松家旧蔵、城内辰巳用水路図	215	*	

執筆者

第1章・第2章 石川県金沢城調査研究所副所長 木越 隆三
石川県金沢城調査研究所 所員 正見 泰

第3章(1) 石川県金沢城調査研究所 所員 北川 晴夫

第4章 石川県金沢城調査研究所副所長 木越 隆三

金沢城史料叢書11

金沢城の三御門－河北門・橋爪門・石川門－

平成22年3月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0918

石川県金沢市尾山町10番5号 石川県文教会館5階

電話 076-223-9696 FAX 076-223-9697

E-mail kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

<http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.htm>